

乳製品製造調

受乳先内譯

備考	乳製品製造 營業者數		受乳先内譯	計	製 造	内 譯	計
	者ヨリ	縣外營業一縣内營業	者ヨリ				
	立		立		煉乳	粉乳	脫脂
					乳	乳	乳
					乳	乳	乳
					乳	乳	乳
					乳	乳	乳
					乳	乳	乳
					乳	乳	乳
					乳	乳	乳

第二號樣式(用紙美濃)

牛乳檢查成績表 (月分) 月 日 報 警 察 署

備考	乳製品製造營業 販賣營業 處理營業 特別牛乳	種別 榨取營業	檢查成績 營業者數	檢查回数	内 比重及脂肪	譯 細菌	檢查ノ結果 適 否	不適品ニ對スル措置 說 諭 廢 業 告 發							
									者ヨリ	縣外營業一縣内營業	者ヨリ				
									立		立		煉乳	粉乳	脫脂
													乳	乳	乳
													乳	乳	乳
													乳	乳	乳
													乳	乳	乳
													乳	乳	乳
													乳	乳	乳
													乳	乳	乳

不適ノモノアルトキハ備考枠ニ氏名及成績ヲ詳記スルコト
技術員ノ檢査ハ朱書スルコト

第三號樣式(用紙美濃)

特別牛乳臺帳

備考	運動場面積	處理場所 所在地	牛舍及搾取 場所所在地	營業許可	使用認可	牛房數	搾取室	牛乳取扱室	器具取扱室
				指令第 年 月 日	指令第 年 月 日				

牛乳搾取營業者臺帳

牛房數	及搾取ノ處置 方法	搾取場ノ位置	屆出年月日	營業者本籍	住所、商號、氏名	生 年 月 日	商 號	氏 名
				本籍	住所	年 月 日	年 月 日	年 月 日

牛乳處理臺帳

營業許可	使用認可	處理場ノ所在地	處理牛乳別	種別	牛乳殺菌裝置ノ名稱	備考
指令第 年 月 號日	指令第 年 月 號日					
本籍、住所	商號、氏名	年 齡	牛乳取扱室	器具取扱室	其他	
			間口 奥行	間口 奥行		
		年 月 日生				

乳製品營業者臺帳

營業許可	使用認可	製造場ノ所在地	乳製品種類	製造方法	製造機械ノ名稱	備考
指令第 年 月 號日	指令第 年 月 號日					
本籍、住所	商號、氏名	年 齡	牛乳取扱室	器具取扱室	其他	
			間口 奥行	間口 奥行		
		年 月 日生				

牛乳販賣營業者臺帳

營業者本籍	本籍	商號	氏	年月日生
住所、商號、氏名	住所			
生年 日日				
届出年月日				
營業所位置				
販賣牛乳種類				
牛乳ノ仕入先營業者ノ住所商號氏名				
牛乳冷却装置				

屠場法

(明治三十九年四月十一日
法律第三十二號)

第一條 本法ニ於テ屠場ト稱スルハ食用ニ供スル目的ヲ以テ獸畜ヲ屠殺スル場屋ヲ謂ブ

本法ニ於テ獸畜ト稱スルハ牛、羊、豚及馬ヲ謂フ

第二條 屠場ヲ設立セムトスル者ハ地方長官(東京府ニ於テハ警視總監)ノ許可ヲ受クヘシ

第三條 屠場以外ニ於テハ食用ニ供スル目的ヲ以テ獸畜ヲ屠殺解體スルコトヲ得ス但シ自家用其ノ他

特別ノ事情アル場合ハ命令ノ定ムル所ニ依ル

第四條 屠場ニ於テハ屠畜検査員ノ検査ヲ經サル獸畜ヲ屠殺解體スルコトヲ得ス

屠肉、内臓其ノ他食用ニ供スル部分ハ屠畜検査員ノ検査ヲ經ルニ非サレハ屠場外ニ搬出シ又ハ製造

ノ用ニ供シ若ハ貯藏スルコトヲ得ス

第五條 屠場ニハ屠畜検査ノ爲必要ナル設備ヲ爲スヘシ

第六條 市町村ニ於テ屠場ヲ設立スルトキハ地方長官(東京府ニ於テハ警視總監)ハ必要ト認ムル地區

内ニ於ケル私設屠場ノ廢止ヲ命スルコトヲ得

第七條 屠場ヲ設立スル市町村ハ廢場ヲ命セラレタル私設屠場主ニ對シ屠場ノ使用廢止ノ爲受クヘキ

損失ヲ補償スヘシ

前項ニ依リ補償スヘキ金額ハ協議ニ依リ之ヲ定ム協議調ハサルトキハ鑑定人ノ意見ヲ徴シ地方長官之ヲ決定ス其ノ決定ニ不服アル者ハ内務大臣ニ訴願スルコトヲ得

第八條 内務大臣ハ必要ト認ムルトキハ屠場ノ設置ヲ市町村ニ命スルコトヲ得

第九條 市町村ハ地方長官(東京府ニ於テハ警視總監)ノ認可ヲ得ルニ非サレハ屠場ヲ廢止スルコトヲ得ス

第十條 市町村立屠場ノ用地ニ必要ナル國有ノ土地ハ之ヲ市町村ニ讓與シ又ハ無償ニテ使用セシムルコトヲ得

第十一條 衛生上危害ヲ生シ其ノ他公益ヲ害スルノ虞アリト認ムルトキハ地方長官(東京府ニ於テハ警視總監)ハ屠場ノ廢止ヲ命シ又ハ其ノ使用ヲ停止スルコトヲ得

第十二條 地方長官(東京府ニ於テハ警視總監)ハ必要ト認ムルトキハ屠場設備ノ變更ヲ命スルコトヲ得

第十三條 第三條、第四條ニ違背シタル者又ハ第十一條ノ停止ヲ犯シタル者ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十四條 屠畜ニ關スル營業者カ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ依リ之ニ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ其ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能

力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第十五條 屠畜ニ關スル營業者ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免カル、コトヲ得ス

第十六條 法人ノ代表者又ハ其ノ雇人、其ノ他ノ從業者法人ノ業務ニ關シ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シタル場合ニ於テハ各法規ニ規定シタル罰則ヲ法人ニ適用ス
法人ヲ罰スヘキ場合ニ於テハ法人ノ代表者ヲ以テ被告人トス

附 則

第十七條 本法施行ノ際現ニ存スル屠場ハ本法施行後三箇年以内ナルトキハ其ノ期間ニ依ル但シ本法施行ノ日ヨリ起算シ許可期間三箇年以内ナルトキハ其ノ期間ニ依ル

前項ノ期間終了後ハ本法ニ依リ許可ヲ受クヘシ

第十八條 本法中市町村ニ關スル規定ハ北海道ノ區、一級町村、二級町村及沖繩縣ノ區、其ノ他市町村ニ準スヘキ地ニ適用ス

第十九條 本法ハ明治三十九年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

屠場法施行規則

(明治三十九年六月二十二日)
(內務省令第十六號)

沿革 大正一〇年七月內務省令第一九號、昭和三年五月同第一八號改正

第一條 屠場法第二條ニ依リ地方長官(東京府ニ於テハ警視總監以下之ニ做フ)ニ於テ屠場ノ設立ヲ私人ニ許可スルトキハ一定ノ期間ヲ附スルコトヲ要ス

第二條 屠場主ノ名義ヲ變更シタルトキハ十日以内ニ地方長官ニ届出ツヘシ

第三條 左ニ掲クル場合ニ於テハ屠場法第三條ノ制限ニ依ラサルコトヲ得

一、獸肉販賣業者、旅店、飲食店又ハ料理店ニ非スシテ積(一年未滿)羊豚ヲ自家用ニ供スル場合

二、不慮ノ災害ニ依リ負傷シ若ハ救フヘカラサル状態ニ陥リ又ハ難産、産褥麻痺若ハ急性鼓脹症ニ

ヨリ切迫屠殺ヲ必要トスル場合但シ此ノ場合ニ於テハ屠場以外ニ於テ解體スルコトヲ得ス

三、遠洋航路ヲ航行スル日本船舶又ハ外國船舶内ニ於テ船員、船客ノ食用ニ供スル爲メ獸畜ヲ屠殺解

體スル場合

四、前各號ノ外土地ノ狀況ニ依リ地方長官ノ認可シタル場合

第四條 屠場使用料及屠殺料ハ其ノ額ヲ定メ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ之ヲ増減スルトキ亦同シ

第五條 屠場主又ハ屠畜業者ハ定額以外ノ料金ヲ受ケ又ハ正當ノ事由ナクシテ屠場ノ使用若ハ屠殺ヲ拒ムコトヲ得ス

第六條 屠場ハ獸畜ノ屠殺解體ノ外他ノ目的ニ使用スルコトヲ得ス但警察署長ノ許可ヲ得タル場合ハ此ノ限りニアラス

第七條 屠場ハ常ニ清潔ナラシムヘク屠室、繫留所、生體検査所及業務上使用スル器具ハ屠殺終了後之ヲ洗滌シ血液、汚物及汚水ハ検査員ノ指示ニ從ヒ之ヲ處置スヘシ

第七條ノ二 支那、西伯利亞ヨリ輸入スル牛羊ノ屠殺解體ヲ爲ス場合及支那、西伯利亞以外ノ地方ヨリ輸入若ハ移入スル牛、羊ニシテ検査期間滿了前解放セラレタルモノ、屠殺解體ヲ爲ス場合ハ屠殺

解體終了後直ニ屠室、繫留所、生體検査所、通路及業務上使用スル物件並ニ生皮、内臓、血液、胃腸内容

物其ノ他検査員ノ特ニ必要ト認ムル場所物件ニ對シ検査員ノ指示ニ從ヒ消毒方法ヲ施行スヘシ

前項ノ屠殺解體ニ從事シタル者ハ其ノ終了後検査員ノ指示ニ從ヒ手足及被服ニ對シ消毒方法ヲ施行

シ且入浴スヘシ

第八條 屠場主又ハ屠畜業者ハ結核、癩、梅毒又ハ傳染性皮膚病ニ罹レル者ヲシテ獸畜ノ屠殺解體ヲ爲

サシムルコトヲ得ス

(380ノ5)

(380ノ4)

屠畜業者ニシテ前項ノ疾病ニ罹レルトキハ獸畜ノ屠殺解體ヲ爲スコトヲ得ス
警察署長必要アリト認ムルトキハ獸畜ノ屠殺解體ニ從事スル者ニ對シ醫師ヲ指定シテ健康診斷書ノ
提出ヲ命スルコトヲ得

第九條 生體検査ノ際検査員ニ於テ獸畜カ疾病ニ罹リ食用ニ供スヘカラスト認メタルトキハ屠殺ヲ禁
シ角又ハ前蹄若ハ臀部ニ禁字ヲ烙印スヘシ其ノ傳染病ナル場合ハ直チニ隔離セシメ病毒ニ汚染シタ
ル場所、物件ニ對シ消毒方法清潔方法ヲ施行セシムヘシ

前項ノ烙印ハ検査員ノ認可ヲ經ルニ非サレハ之ヲ消除スルコトヲ得ス

第十條 病畜ハ生體検査ニ於テ食用ニ供スルモ衛生上危害ノ虞ナシト認メラレタルモノト雖モ病畜屠
室以外ニ於テ屠殺スルコトヲ得ス但シ検査員ノ認可ヲ得タル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十一條 屠殺解體ヲ終リタルトキハ検査員ハ屠肉、内臟其ノ他食用ニ供スル部分ニ烙印ヲ爲スヘシ

第十二條 屠殺解體後検査員ニ於テ獸畜カ傳染病ニ罹レルコトヲ發見シタルトキハ屠室其ノ他病毒ニ
汚染シタル場所物件ニ對シ消毒方法清潔方法ヲ施行セシムヘシ

第十三條 地方長官ハ食用ニ供スヘカラスト認メタル屠肉、内臟其ノ他ノ部分ニ關シ明治三十三年法
律第十五號第一條ノ處分ヲ爲スコトヲ得

第十四條 削除

第十五條 第四條乃至第六條第八條第一項第二項第九條第二項第十條ニ違反シタル者及第七條第七條
ノ二第九條第一項第十二條ノ命令ニ遵ハサル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ拘留ニ處ス

第十六條 第二條ニ違反シタル者及第八條第三項ノ命令ニ遵ハサル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

附 則

本則ハ明治三十九年法律第三十二號屠場法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス(明治三十九年七月一日ヨリ施行)

屠場法施行細則

(大正十二年九月二十六日)
縣令第五十號

沿 革 大正十三年三月縣令第九號改正

第一條 屠場ヲ新設セムトスルトキハ左記事項ヲ具シ知事ニ願出テ許可ヲ受クヘシ改築修繕セントス
ルトキ亦同シ

一、出願人(法人ニ在リテハ代表者市町村ニ在リテハ其ノ長)住所氏名年齢

二、場所ノ地名番地坪數及附近五丁以内地形ノ見取圖

- 三、本則第四條ニ據ル構造仕様書圖面並ニ機械器具藥品目錄書
- 四、借地ヲ以テ屠場ニ充ツルモノハ其ノ地主ノ承諾書
- 五、市町村ニ在リテハ設立豫算書並ニ經營ノ方法
- 六、法人ニ在リテハ其ノ定款
- 七、落成期日
- 八、屠場使用ノ年限

第二條 屠場ハ一郡市一ヶ所トス 但屠肉需給關係及土地ノ狀況ニ依リテハ此ノ限ニ在ラス

第三條 屠場ノ位置ハ明治三十九年六月内務省令第十七號ニ依ルノ外尙左記各項ヨリ相當ノ距離ヲ有シ公安衛生上支障ナキ場所ニ限ルヘシ 但シ第三號ノ場合ニ於テ相當施設ヲナストキハ此ノ限ニアラス

一、人家及各種工場其ノ他ノ建造物(倉庫物置小屋番小屋ノ類ヲ除ク)

二、飲料井戸下水溝渠並ニ飲用ニ供スル河水泉

三、鐵道軌道公道

第四條 屠場ノ構造設備ハ明治三十九年六月内務省令第十七號ニ依ルノ外尙左ノ設備ヲナスヘシ

一、生體検査屠肉検査並ニ屠畜作業ニ必要ナル器具機械物品

二、構内ノ清潔保持及消毒ニ必要ナル藥品器具物品

第五條 屠場新設又ハ改築修繕工事落成シタルトキハ使用前知事ニ届出テ検査ヲ受クヘシ

第六條 警察署長ハ屠場法第十一條第十二條ニ依リ廢止使用停止又ハ設備變更ヲ命スルノ必要アリト認ムルトキハ其ノ事由ヲ詳記シ速ニ報告スヘシ

第七條 許可ノ後左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ許可ヲ取消スコトアルヘシ

一、正當ノ理由ナクシテ工事落成期日ヲ經過スルコト六ヶ月以上ニ及ヒタルトキ

二、休業一ヶ年以上ニ及ヒタルトキ

三、燒失流失若クハ崩潰陥沒破損等ニヨリ屠場ノ用ニ供スルコト能ハサルニ至リタルトキ

四、設備不完全ト認メ其ノ完成ヲ命シタル後一ヶ年内ニ之レヲ履行セサルトキ

第八條 屠場ヲ賣買讓渡セムトスルトキハ雙方連書シ許可書ヲ添ヘ知事ニ願出許可ヲ受クヘシ

相續ニ依リ屠場主ノ名義變更セムトスルトキ亦同シ

屠場主死亡シタルトキハ民法ノ規定ニ從ヒ戶籍謄本ヲ添ヘ十日以内ニ相續者ヨリ前項ノ手續ヲナス

ヘシ

第九條 屠場主屠場ヲ廢場シ又ハ許可證面ニ異動ヲ生シタルトキハ五日以内ニ許可證ヲ添ヘ知事ニ届

出ツヘシ

市町村立屠場ヲ廢場セムトスル場合ハ其ノ事由ヲ具シ市町村會ノ決議書ヲ添ヘ願出許可ヲ受クヘシ
第十條 屠場法施行規則第四條ノ屠場使用料屠殺料ノ認可申請書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ但シ屠殺料ニ在リテハ屠畜營業代表者ノ連署ヲ要ス

一、屠畜種別ニ依ル額

二、屠場建設費及毎年屠場修繕見込額其ノ他屠場經營費

三、一ケ年屠畜見込頭數

第十一條 屠場法施行規則第六條但書ニ依リ屠場ヲ一時他ノ目的ニ使用セムトスルトキハ使用前使用ノ期間用途ヲ記シ知事ニ届出認可ヲ受クヘシ

第十二條 屠場主ハ別紙第一號ノ様式ニ依リ屠畜明細簿ヲ備ヘ違漏ナク記入シ臨檢官吏ノ檢印ヲ受クヘシ

第十三條 屠畜營業ヲナサムトスルトキハ本籍住所氏名年齢ヲ記シ且ツ醫師ノ診斷書ヲ添ヘ所轄警察官署ニ願出許可ヲ受クヘシ

屠場主之レヲ兼業セントスルトキ亦同シ

本條ノ營業者廢業又ハ許可證面ニ異動ヲ生シタルトキハ許可證ヲ添ヘ五日以内ニ届出ツヘシ死亡ノ場合ハ戸籍法ニヨリ義務者ヨリ之レヲナスヘシ

第十四條 同一屠場所屬ノ屠畜營業者二人以上アルトキハ代表者一名ヲ選定シ其ノ住所氏名年齢等ヲ所轄警察官署ニ届出ツヘシ

第十五條 前條ノ營業者ハ屠殺解體ニ從事セシムル屠夫ノ住所氏名年齢ヲ記シ醫師ノ診斷書ヲ添ヘ所轄警察官署ニ届出認可ヲ受クヘシ

第十六條 屠畜營業者竝ニ屠夫ハ斃畜ノ解體又ハ其ノ肉類ノ取扱ヲナスコトヲ得ス

第十七條 屠場主及屠畜營業代表者ハ屠殺當日屠場ニ至リ獸畜ハ繋留所ニ繋留セシメ檢査員ノ指揮ニ從ヒ受檢ノ準備ヲナサシムヘシ

第十八條 屠殺解體ニ從事スル者ハ清潔ナル白衣及屠室専用ノ履物ヲ使用スヘシ

第十九條 屠殺ハ指定日ニ於テ之ヲ爲スヘシ但シ臨時屠殺ヲ行ハムトスルトキハ其ノ事由ヲ具シ本則第二十條ノ手續ニヨリ屠場所在地ノ警察官署ニ願出許可ヲ受クヘシ

第二十條 屠殺ヲナサムトスルトキハ其種別牝牡別年齢毛色購入月日屠殺日時ヲ記シ前日迄ニ屠場所在地ノ市町村役場ヲ經由シ警察官署ニ届出ツヘシ

第二十一條 屠肉ハ解體後直チニ健畜屠室ニ於テ地盤ヲ去ル五寸以上ノ位置ニ懸吊シ清潔ナル白布ヲ以テ血液汚液ヲ拭淨スヘシ

第二十二條 屠肉ノ運搬ニハ清潔ナル覆付容器ヲ用ヒ其ノ下部ニ血受ヲ設クヘシ

運搬器ハ使用後直チニ熱湯ヲ以テ清潔ニ洗滌シ使用前臨檢官吏ノ點檢ヲ受クヘシ若シ不潔ト認ムルトキハ使用ヲ禁止スルコトアルヘシ

第二十三條 屠殺當日ハ屠場門戸ヲ閉鎖シ關係人ノ外猥リニ場内ニ出入セシムヘカラス

第二十四條 屠殺ハ日出後日没前ニ於テ之レヲナスヘシ

第二十五條 屠場法施行規則第三條ニヨリ同條第一號ノ屠殺ヲナサムトスルモノハ左記事項ヲ具シ獸

醫ノ診斷書ヲ添ヘ所轄警察署ニ願出許可ヲ受クヘシ

一、願人住人氏名年齢職業

二、屠獸ノ種類頭數牝牡別年齢

三、屠肉ノ用途

四、生體斤量及肉斤量

五、屠殺ノ日時場所

第二十六條 前條ノ屠殺解體ハ明治三十三年六月縣令第五十號獸畜死屍取締規則第五條ノ制限ニ依ル

ヘシ

第二十七條 屠場法施行規則第三條ニヨリ同條第二號切迫屠殺ヲナサントスルトキハ所轄警察官署又

ハ巡查駐在所ヘ届出ツヘシ

前項ノ屠畜ヲ解體セムトスルトキハ種別年齢毛色牝牡別屠殺ヲ爲シタル理由解體ノ日時場所ヲ記シ屠場所在地ノ警察官署ニ届出屠畜検査員ノ検査ヲ受クヘシ

第二十八條 前條ノ屠畜ニシテ大正二年五月訓令第十三號屠畜検査心得第二條第六號ニ該當スルトキ

ハ屠場ニ於テ剥皮解體ヲナスコトヲ得ス

此ノ場合ハ屠畜検査員ノ指揮ニ從ヒ處置スヘシ

第二十九條 屠場法施行規則第九條ノ疾病ハ概ネ左ノ諸症トス

一、獸疫豫防法第一條ノ十病及疑似症竝ニ明治二十三年勅令第三號ノ假性皮炎及其疑似症

二、重症結核、膿毒症、敗血症、強直症、惡性水腫、惡性加多兒熱、痘瘡、重症腺疫

三、前項以外ノ傳染性疾患ニシテ其ノ症狀稍重キモノ

四、尿毒症、重症黃瘡、中毒諸症、惡性肉腫、癌腫、旋毛虫

五、以上諸症ノ外熱性又ハ惡性ニシテ食用ニ害アリト認ムルモノ

第三十條 屠殺後ニ於テ病的變狀ヲ呈シ食用ニ害アリト認ムル事實發見シタルトキハ屠肉全部ノ販賣ヲ禁止シ又ハ局部ノ廢棄ヲ命スルコトヲ得此ノ場合ハ肉類ヲ寸斷シ消毒藥液ヲ撒布スルコトヲ要ス

第三十一條 屠場法施行規則第十一條ノ檢印ハ黒肉又ハ屠肉用インキヲ用ユヘシ

第四條 細則第七條各號ノ該當事項アリタルトキハ其ノ事由ヲ詳記シ意見ヲ附シ十日以内ニ報告スヘシ

第五條 細則第八條乃至第十一條ノ認可申請アリタルトキハ事實ヲ調査シ意見ヲ附シ進達スヘシ

第六條 細則第十三條及第十五條ノ願届出アリタルトキハ其ノ性質素行傳染性疾患ノ有無ヲ調査シ不都合ナキトキハ認可又ハ許可スヘシ

第七條 細則第十九條但書ニ依リ臨時屠殺願出アリタルトキ屠畜検査員ト協定シ差支ナキトキハ成ルヘク許可スヘシ

第八條 細則第二十五條ノ願出アリタルトキハ同條各號ヲ照査シ屠場法施行規則第三條第一號該當營業者ナルヤ否且ツ肉斤量ト用途ヲ比較シ不都合ナキトキハ許可スヘシ

第九條 細則第十九條第二十五條第二十七條ノ屠殺ニハ警察官吏ヲシテ立會ハシメ公安衛生上危害ナキ様取締ヲナスヘシ

第十條 屠畜ニ關スル狀況ハ其ノ有無ニ不拘第三號様式ニヨル前月分ヲ翌月十日迄ニ報告スヘシ

第十一條 屠殺ヲ禁止セル屠畜アルトキ又ハ細則第三十條ニヨリ屠肉全部ノ販賣禁止ヲ命シタルトキハ其ノ種別購入先見込斤量禁止ノ事由其ノ處分方法ヲ速ニ報告スヘシ

第十二條 別紙第一號様式ニ依リ屠場主及屠畜營業者竝ニ屠夫臺帳ヲ備ヒ異動アル毎ニ訂正シ置クヘシ

シ但各臺帳ハ合冊トシ口座ヲ付スヘシ

第十三條 別紙第二號様式ノ屠畜原簿ヲ備ヒ屠畜検査ノ都度記録スヘシ

附 則

明治三十九年七月訓示第六十六號屠場整理ニ關スル件同年八月發衛第二百七號屠場整理ニ關スル件
 明治三十九年訓示第六十八號屠場法實施ニ關スル件同年同月發衛第二百三十九號屠場設計ニ關スル件
 等ハ屠場法施行細則實施ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

第一號様式

許	可	年	月	日
轉	住	年	月	日
改	氏	年	月	日
廢	業	年	月	日
(主 場)				
(夫 屠)者業營				
齡年 名 氏 所住				

備考
 屠夫臺帳ニハ届出者屠畜營業者住所氏名ヲ併記スルコト

羊、豚専用簡易屠場ニ關スル件

(昭和六年九月十日内務省發衛第九九號)
(内務省衛生局長ヨリ廳府縣長官宛通牒)

羊、豚専用ノ簡易屠場ニ關シテハ昭和六年九月十日發衛第九九號ヲ以テ及通牒候處左記事項御留意ノ上之カ運用ニ關シテハ努メテ地方ノ實情ニ適切ナラシムル様御取扱相成リ度

記

- 一、羊豚専用ノ簡易屠場ノ設置ニ付テハ主トシテ農家羊豚ノ飼養狀況其ノ他ノ事情ニ參酌シ其ノ販賣上簡易屠場設置ノ必要アリト認めラル、場合ハ濫設ニ涉ラサル限り成ルヘク之ヲ許可スルコト
- 二、簡易屠場ニ於ケル屠畜検査ニ專任者ヲシテ之ニ當ラシムルコト困難ナル場合ハ豫メ屠殺日ヲ定メテ最寄屠場ノ屠畜検査員ヲ出張セシメ又ハ己ムヲ得サル場合ニ於テハ獸醫師タル廳府縣技術員、畜産組合、家畜市場等獸醫師若ハ開業獸醫師ヲ屠畜検査員ニ任命シ若ハ囑託スルモ差支ナキコト
- 三、簡易屠場ノ使用料及屠殺料ハ成ル可ク低廉ナラシムルコト

(380/20)

食肉營業取締規則

(昭和三年三月
福島縣令第十八號)

第一條 本令ニ於テ食肉營業ト稱スルハ食用ニ供スル牛、羊、豚、馬、鳥、兎ノ生肉並内臓ノ販賣ヲ業トスルモノヲ謂フ

第二條 食肉營業ヲ爲サムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ醫師ノ診斷書ヲ添へ所轄警察署ニ願出許可ヲ受クヘシ第二號乃至第四號ノ事項ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

一、本籍住所氏名生年月日法人ニ在リテハ名稱事務所々在地代表者ノ氏名及定款

二、營業所ノ位置

三、食肉ノ種類

四、營業所並肉類置場ノ平面圖及構造仕様書

第三條 營業所並肉類置場ノ構造設備ハ左ノ各號ニ依ルヘシ

- 一、内壁ハ地盤ヨリ高サ一米以上洗滌ニ便ナル構造トナスコト
- 二、地盤ハ石煉瓦「コンクリート」敷其ノ他不滲透質ノ材料若ハ厚板ヲ以テ築造スルコト
- 三、肉置場又ハ陳列場ハ塵埃昆蟲ヲ防クニ足ルヘキ硝子又ハ金網張裝置ト爲スコト
- 四、臭氣汚液ノ發散漏泄セサル廢棄物容器ヲ設備スルコト

(380/21)

五、前五號ノ外衛生上必要ト認ムルトキハ特別ノ設備ヲ命スルコトアルヘシ

第四條 營業所ノ工事落成シタルトキハ所轄警察署ニ届出テ使用前検査ヲ受クヘシ

第五條 營業者休業廢業又ハ住所氏名ヲ變更シタルトキハ五日以内ニ所轄警察署ニ届出ツヘシ死亡又ハ二ヶ月以上所在不明トナリタルトキハ戸籍法ニ依ル届出義務者ヨリ前項ニ依リ届出ヲ爲スヘシ

第六條 營業者自ラ行商シ又ハ賣子ヲシテ行商セシメムトスルトキハ其ノ住所氏名生年月日及食肉ノ種別ヲ具シ醫師ノ診斷書ヲ添へ所轄警察署ニ届出テ鑑札ノ下付ヲ受クヘシ但シ店舗營業者自ラ行商ヲ爲ス場合ハ診斷書ノ添付ヲ要セス

第七條 鑑札ハ行商ノ際之ヲ携帯シ他人ニ貸與スルコトヲ得ス

第八條 行商者鑑札面ニ異動ヲ生シ又ハ毀損亡失シタルトキハ五日以内ニ所轄警察署ニ届出テ鑑札ノ再渡又ハ書換ヲ受クヘシ廢業解雇又ハ死亡シタルトキハ直チニ鑑札ヲ返納スヘシ

第九條 營業者又ハ其ノ従事者ニシテ結核癩其ノ他傳染性疾患アル者又ハ他人ニ厭忌ノ感ヲ起サシムヘキ皮膚疾患アル者ハ食肉ノ取扱ヲ爲スコトヲ得ス

第十條 警察署ハ必要アリト認メタルトキハ従事者ニ對シ指定シタル醫師ノ檢診ヲ受ケシメ若ハ健康診斷書ノ提出ヲ命スルコトアルヘシ

第十一條 營業ヲ讓受ケムトスル者ハ本則第二條第一號ノ事項ヲ具シ讓渡人ト連署ノ上所轄警察署ニ

願出テ許可ヲ受クヘシ

第十二條 牛、羊、豚馬ノ生肉及其ノ内臓ハ明治三十九年六月内務省令第十六號屠場法施行規則第十一條ノ檢印アルモノニアラサレハ販賣貯藏又ハ陳列スルコトヲ得ス但シ官立種畜牧場及畜産試驗場ニ於テ屠殺シタル證印アルモノ又ハ昭和二年一月内務省令第四號食肉輸入取締規則第二條ニ依リ輸入又ハ移入シタルモノハ此ノ限ニアラス

第十三條 食用ニ供スル目的ヲ以テ外國又ハ他ノ道府縣ヨリ牛、羊、豚、馬、鳥、兎ノ生肉ヲ輸入シタル時ハ販賣前其ノ種類數量及購入先ノ住所氏名ヲ具シ所轄警察署ニ届出ツヘシ

第十四條 營業者ハ左ノ各號ヲ遵守スヘシ

一、屠殺検査ニ依リ受ケタル檢印ヲ其ノ肉塊ノ盡クルマテ存置スルコト

二、營業所及營業用ノ衝俎其ノ他ノ器具ハ常ニ清潔ヲ保持スルコト

三、骨其ノ他不用ノ部分ハ第三條第四號規定ノ容器ニ容レ溢リニ他ニ投棄セサルコト

四、食肉ハ塵埃昆蟲等ノ附着ヲ防止スル設備ナキ場所ニ露出シ又ハ陳列セサルコト

五、食肉取扱中ハ清潔ナル白衣ヲ着用スルコト

六、販賣スヘキ食肉ノ種別定價ヲ店舗ノ見易キ箇所ニ揭示スルコト

七、營業上使用スル水ハ清潔ナルモノヲ使用スルコト

八、其所轄警察署ヨリ命セラレタル事項

第十五條 屠畜検査ヲ受ケサル牛、羊、豚、馬腐敗ニ傾キタル肉斃死シタル鳥、兎肉ヲ販賣シ又ハ異種ノ肉類ヲ混合シ若ハ鳥、兎名ヲ詐稱シテ販賣スルコトヲ得ス

第十六條 營業者ハ斃獸ノ解体ヲ兼業シ又ハ其ノ死屍及肉類ノ取扱ヲ爲シ若ハ家族雇人ヲジテ爲サシムルコトヲ得ス

第十七條 警察官吏及衛生官吏ハ隨時營業所又ハ行商中或ハ運搬中ニ於テ検査ヲ爲スコトアルヘシ腐敗ノ肉類及衛生上危害ヲ生スル虞アル肉類ニ對シ警察署長ハ必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得

第十八條 營業者組合ヲ組織セムトスルトキハ代表者ヲ定メ組合規約ヲ添ヘ組合事務所々在地警察署ニ届出認可ヲ受クヘシ之ヲ變更シタルトキ亦同シ

警察署ハ公益上必要アリト認ムルトキハ規約ノ變更ヲ命スルコトアルヘシ

第十九條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ營業ヲ禁停止若ハ取消スコトアルヘシ

一、休業一年以上ニ涉リタルトキ

二、營業者六ヶ月以上所在不明ナルトキ

三、本令ニ違反シ又ハ衛生上危害其ノ他公安ヲ害スル虞アリト認メタルトキ

縮スルコトアルヘシ

第二十條 本令第二條ノ許可ヲ受ケス營業ヲ爲シタル者第四條ノ検査ヲ受ケス使用シタル者及第五條乃至第九條第十一條第十二條乃至第十六條ニ違反シタル者第十條ノ命令第十七條第一項ノ検査ヲ拒ミタル者ハ拘留又ハ科料ニ處シ但シ第九條ニ違反シタルトキハ營業者ヲ處罰ス

第二十一條 營業者ハ家族雇人ノ所爲ト雖モ自己ノ指導ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ル、コトヲ得ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際許可ヲ受ケ現ニ屠肉營業ヲ爲ス者ハ本令ニ依リ許可ヲ受ケタルモノト看做ス但シ第三條構造制限ニ適合セサルモノハ本令施行ノ日ヨリ六ヶ月以内ニ所定ノ構造ヲ完成シ所轄警察署ニ届出ツヘシ

明治三十九年七月縣令第四四號屠肉販賣取締規則ハ之ヲ廢止ス

食肉營業取締規則取扱手續 (昭和三年三月五日) 訓令第六號

第一條 規則第二條ノ願出アリタルトキハ同條各號ノ外第三條所定ノ構造ヲ具備シ衛生上支障ナキモノハ許可スヘシ許可スヘカラサルモノト認メタルトキハ其ノ事由ヲ詳具シ警察部長ノ指揮ヲ受クヘシ

第二條 規則第四條ノ届出アリタルトキハ實地検査ノ上支障ナキモノハ使用セシムヘシ

第三條 規則第六條ノ届出アリタルトキハ第一號様式ノ鑑札ヲ下附スヘシ

第四條 警察官吏及衛生官吏ハ隨時營業所其ノ他ニ於テ監査ヲ爲スヘシ

第五條 規則第十三條ノ届出アリタルトキハ實地検査ノ上支障ナキモノハ販賣セシムヘシ

第六條 規則第十八條ノ認可申請アリタルトキハ左ノ事項ヲ具備スルヤ否調査シ支障ナキモノハ認可シ規約書ヲ添ヘ報告スヘシ

- 一、名稱並目的
- 二、事務所所在地及組織ノ區域
- 三、役員員數職務權限及任期ニ關スル事項

四、組合員ニ關スル事項
 五、會議ニ關スル事項
 六、經費ニ關スル事項
 七、食肉ノ價格
 八、施行事項
 九、規約違反ニ關スル事項
 十、其ノ他必要ナル事項
 第十一條 營業ヲ禁止スルノ事由アリト認ムルトキハ其ノ事由ヲ詳具シ知事ニ稟申スヘシ
 第十二條 警察署第二號様式ノ食肉營業者ハ豪帳ヲ備ヘ整理スヘシ

第一號様式

第三號

表 二 寸

(食肉) 肉行商鑑札
住 氏 所
生 年 月 日

裏

年 月 日 付

署 名 署 印

第二號様式 (用紙美濃紙)

許可番號	許可年月日	營業所ノ位置	食肉種類	廢業年月日
本籍	住所	氏名	生年	月日
備考				

行商者ハ別ニ口庫ヲ設ケ記入ノコト
備考欄ニハ營業禁止其ノ他ノ事由ヲ記載スルコト

飲食物營業取締規則

(昭和十年六月二十七日)
福島縣令第二十八號

第一條 本令ニ於テ飲食物ト稱スルハ販賣ノ用ニ供スルモノニシテ炮煮、洗滌又ハ剝皮ヲ要セズシテ其ノ儘飲食スヘキ飲食物ヲ謂ヒ飲食物營業者ト稱スルハ之等ノ飲食物ヲ販賣シ又ハ販賣ノ目的ヲ以テ製造、加工若ハ調理ヲ業トスル者ヲ謂フ

第二條 飲食物營業者ハ腐敗、變敗其ノ他衛生上危害ヲ生ズル虞アル飲食物ヲ販賣シ又ハ販賣ノ目的ヲ以テ之ヲ貯藏、陳列若ハ運搬シ又ハ之ヲ原料トシテ飲食物ノ製造、加工若クハ調理ヲ爲スコトヲ得ズ但シ變敗シタル飲食物ニシテ製造、加工、調理又ハ利用ノ方法ニ依リ衛生上危害ヲ生ズル虞ナシト認メ所轄警察署ニ於テ之ヲ許可シタル場合ハ此ノ限りニ在ラズ
前項但書ニ依ル許可ヲ受ケムトスル者ハ其製造、加工、調理又ハ利用ノ方法ヲ詳記シタル願書ニ現品ヲ添ヘ願出ヅベシ

第三條 飲食物營業者ハ他ノ法令ニ規定アルモノノ外左ノ事項ヲ遵守スベシ

- 一、飲食物ノ製造、加工、貯藏、陳列、調理ノ場所、運搬具及調理用器具、容器若クハ量器ノ類ハ常ニ清潔ヲ保持スルコト
- 二、飲食物用器具ハ塵芥、昆蟲ヲ防クニ足ルベキ場所ニ格納シ一客毎ニ洗滌シ且時々消毒シ箸、串

ノ類ハ一客毎ニ更新又ハ煮沸スルコト

三、飲食物用器具ヲ拭淨スル布片ハ清潔ナル白布ヲ用ヒ時々煮沸スルコト

四、營業ノ用ニ供スル水ハ飲料ニ適スルモノヲ使用スルコト

五、飲食物ヲ直接冷却スル氷雪ハ飲食用氷雪ヲ用フルコト

六、飲食物ノ製造、加工又ハ調理ニ従事スル者ハ作業中清潔ナル白衣ヲ着用スルコト

七、飲食物又ハ飲食用器具ノ取扱ニ従事スル者ノ身體及被服ハ常ニ清潔ヲ保持スルコト

八、飲食物ノ製造、加工、貯藏、陳列、運搬又ハ調理ニ際シテハ塵埃、昆蟲ノ附着ヲ防止スルノ裝置ヲ

爲スコト

九、飲食物ヲ直接被包スル折函、紙袋ノ類ハ清潔ナルモノヲ用フルコト

十、飲食物ノ販賣ニハ清潔ナル箸、匙、杓子等ヲ以テ之ヲ取扱フコト但シ取扱ヒ難キモノハ其ノ都度

手指ヲ清洗スルコト

十一、飲食物ノ殘滓、廢物ハ覆蓋アル容器ニ收メ防虫、防臭ノ方法ヲ講ズルコト

第四條 飲食物ノ製造、加工又ハ調理場ハ他ノ法令ニ規定アルモノ、外左ノ構造設備ニ依ルベシ但シ

土地ノ狀況又ハ營業ノ狀態ニ依リテハ之ヲ斟酌スルコトヲ得

一、便所、汚物溜、塵埃置場、畜舎其ノ他不潔ナル場所ニ近接セザルコト

二、地盤ハ不浸透質材料ヲ以テ築造シ適當ナル排水設備ヲ爲スコト

三、天井ヲ設ケ側壁ハ板張又ハ耐水材料ヲ以テ構造スルコト

四、採光、機氣ヲ十分ニシ塵埃、昆蟲等ノ浸入ヲ防止スル設備ト爲スコト

第五條 法定傳染病其ノ他傳染性疾患ニ罹レル者及傳染病ノ病原體保有者ハ營業ニ直接従事シ又ハ他

ノ者ヲシテ従事セシムルコトヲ得ズ

第六條 所轄警察署長ニ於テ必要アリト認ムルトキハ飲食物營業者及其ノ従業者ニ對シ指定シタル醫

師ノ健康診斷書又ハ検査材料ノ提出ヲ命ズルコトヲ得

第七條 所轄警察署長衛生上必要アリト認ムルトキハ飲食物ノ製造、加工、販賣若クハ調理場又ハ飲食物

用器具ノ改造修繕變更若クハ清潔、消毒方法ノ施行ヲ命ズルコトヲ得

第八條 所轄警察署長ハ本令ノ執行ニ關シ明治三十三年法律第十五號第一條ノ處分又ハ第二條ノ職權

ヲ行フコトヲ得但シ營業ヲ禁止若クハ停止ノ處分ヲ爲スハ此ノ限ニ在ラズ

第九條 第二條、第三條、第五條ニ違反シ若クハ第六條、第七條ノ規定ニ基キテ發スル命令ニ違反シタ

ル者ハ他ノ法令ニ別段ノ規定アルモノヲ除ク外拘留又ハ科料ニ處ス

第十條 本令ハ宿屋、料理屋、飲食店、待合茶屋、貸席、貸座敷等ノ類ニシテ其ノ營業ニ關シ客ニ飲食物

ヲ販賣シ又ハ提供スル者ニ之ヲ準用ス

第十一條 飲食物營業者ガ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ本則ニ規定スル罰則ハ之ヲ法定代理人ニ

適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能者ヲ有スル未成年者ニ在リテハ此ノ限ニ在ラズ

飲食物營業者ハ戶主、家族、同居者、雇人又ハ其ノ他ノ從業者ニシテ本則又ハ本則ニ基キテ發スル命

令ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デルザルノ故ヲ以テ其ノ責ヲ免ルルコトヲ得ズ

法人ノ役員又ハ其ノ雇人其他ノ從業者法人ノ業務ニ關シ本則ニ違背シタル場合ニ於テハ本則ニ規定

シタル罰則ハ之ヲ法人ノ代表者ニ適用ス

第十二條 本令ハ交付ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第十三條 明治三十七年縣令第四號飲食物ノ調製又ハ販賣若クハ請賣營業者ノ遵守スベキ事項ノ件ハ

本令施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

本令施行ノ際現ニ營業ヲ爲ス飲食物營業者ハ本令施行ノ日ヨリ百八十日以内ニ本令第四條ニ依ル構

造設備ヲ改修スベシ

(384)

飲料井戸取締規則

(大正七年七月一日
縣令第六十一號)

沿革 大正十年八月縣令第四三號改正

第一條 共同用又ハ公衆用ニ供スル飲料井戸ヲ設置シタルトキハ使用前所轄警察官署ニ届出検査ヲ受
クヘシ

共同用又ハ公衆用ニアラサルモ旅人宿、寄宿舎、料理店、飲食店、貸座敷其他客ノ來集ヲ目的トスル營
業者ノ使用スル飲料井戸及導水管ニヨリ多數ノ井戸ト連絡アルモノ亦同シ

第二條 前條ニ依ル井戸ノ位置及構造設備ハ左ノ各號ニ依ルヘシ

一、位置ハ便所、汚物溜又ハ下水等ヨリ相當ノ距離ヲ有シ水質ヲ汚染スルノ虞ナキ場所タルコト

二、井戸ノ周壁及周邊(井戸流)ハ汚水ノ滲透セザル様石、煉瓦、「コンクリート」ノ類若ハ堅牢ナル

木質ノ材料ヲ以テ之ヲ築造スルコト

三、井戸ノ覆蓋ハ石、煉瓦、「コンクリート」等堅牢ナル材料ヲ用キ緊密ナル構造トシ汚水其他汚物

ノ混入ヲ防キ且ツ濫リニ開閉シ得サル装置トナスコト但警察官署ノ承認ヲ得テ木質ノ材料ヲ用ウ

ルコトヲ得

四、井水ノ汲取ハ吸引装置(ポンプノ類)トシ吐水口ニハ汚水若ハ汚物ノ混入セサル構造トナスコト

(385)

五、湧出水又ハ泉水ヲ飲料水ニ供スルトキハ飲料水ト雜用水トヲ區劃シ飲料水ノ部分ニ對シテハ覆蓋ヲ設クルコト

六、河水又ハ流水ヲ飲料ニ供スル者ニアリテハ濾過裝置トナスコト

第三條 警察署ハ前條ノ位置又ハ構造設備ニ適合セサル井戸ノ使用ヲ禁止シ其ノ他必要ナル處分ヲ命スルコトヲ得

附 則

本則ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

從來設置ニ係ル第一條ニ該當スル井戸ニシテ第二條ニ適合セサルモノハ大正七年九月三十日迄ニ改造スヘシ

(386)

飲料井水改良督勵ニ關スル件

(大正十二年二月二日)
亥衛發第四三號

飲料井水改良督勵ニ關シテハ夫々御配慮中ノコト、被存候處飲料井戸ノ改良ハ縣民保護ノ根本的事業ニシテ傳染病豫防上ニ於テモ亦極メテ緊要ノコトタルヤ勿論ノ義ニ有之候モ由來縣下ニ於ケル一般給水ノ状態ハ水道ノ完全ナルモノハ僅カニ一、二アルノミニシテ其ノ他ハ構造設備ノ不完全ナルモノ多

ク井戸總數七萬八千餘アリト雖モ其大半ハ水質設備共ニ粗惡ニシテ改良ヲ加ヘタルモノモ亦僅カニ縣下ヲ通シテ六千餘ニ過キス其ノ他ハ殆ト流水ヲ飲料ニ供シ而モ濾過器ノ設備ナク或ハ泉水涌水等ヲ其ノ儘使用ニ供シツ、アルノ現況ニシテ保健衛生上寒心ニ堪ヘサル次第ニ有之候殊ニ各種傳染病ノ爆發的ノ流行又ハ蔓延ノ經路ニ於テモ飲料水ニ基因スルモノ最モ多數ヲ占メ在ルノ實況ニ有之候ニ付テハ之カ改良ハ一日モ忽諸ニ付スヘカラザルモノト思料セラレ候條爾今左記ニ依リ一層督勵ヲ加ヘ徹底的改善ヲ期セラレ度依命此段及通牒候也

記

飲料井戸改良標準

一、井戸ノ周邊又ハ流場及之ニ接續スル水路ハ不滲透質ノ材料(石、煉瓦、「コンクリート」)又ハ一寸以上ノ厚板若ハ土管ノ類ヲ用ヒ流場及水路ニハ適當勾配ヲ附スコト

二、井戸側ハ底部ニ達スルマテ不滲透質ノ材料(石、煉瓦、「コンクリート」)又ハ一寸以上ノ厚板若ハ上管ヲ以テ構造シ各接合部ハ「セメント」ノ類ヲ以テ密着セシムルコト
但シ井戸側ノ上縁ハ周圍地盤ヨリ三寸以上ノ高サトシ鑽井(堀抜井戸)ニアリテハ共戸側共底部ニ達セサルモ妨ケナシ

三、井桁若ハ井筒ハ地盤ヨリ二尺以上ノ高サトシ且ツ適當ナル覆蓋若ハ屋根ヲ設ケ吸水(唧筒式)裝置

(387)

ニナスト

四、井底ニハ厚サ一尺以上ノ砂礫ヲ置キ毎年春秋二回以上浚渫交換シ又ハ洗滌スルコト
五、井戸ハ便所、下水、汚水溜、汚物溜其ノ他不潔ノ場所ヨリ三間以上ノ距離ヲ保有スルコト
但シ土地ノ狀況ニヨリ參酌スルコトヲ得

六、水質試験ノ結果不適ト判定セラレタルモノハ左ノ各項ニ依リ實地調査ノ上改良セシムルコト

一、井戸ノ構造完備シ居ルヤ否

二、井戸ノ周圍ヨリ汚水ノ滲透ナキヤ否

三、井戸ノ周圍ニ汚水停留ノ箇所ナキヤ否

四、其他井水ヲ汚漬スル虞ナキヤ

五、督勵ノ結果ハ毎年一月末日迄ニ前年分ノ改良成績ヲ左表ニヨリ報告スルコト

但シ本年ニ限り二月二十日迄ニ進達ノコト

(用紙美濃紙)

飲食井戸改良成績表 (何 年度分)

警察署名

市町村名	戸數	飲料井		改		良		計
		戸總數	改良シタル數	石、煉瓦、又ハ上管井ニ改良シタル數	木製井戸側ニ改良シタル數	吸水(ポンプ)何々ニ改良シタル數	何々ニ改良シタル數	
備考	一、流水使用區域ニ鑿井、鑽井ノ設備セシメタルモノハ其旨備考ニ記述スルコト 二、從來使用ノ井戸ヲ改良セシメタルモノハ墨書トシテ新ニ設備セシメタルモノハ朱書スヘシ 三、其ノ他參考トナルヘキ事項							

飲料水検査出願手續

(明治三十三年六月二十五日)
告示第二百八十三號

第一條 飲料水ノ検査ヲ請ハントスル者ハ出願人ノ住所氏名及井水、堀貫井水、泉水、河水等ノ別ヲ其願書ニ記載シ且ツ原水凡ソ一升ヲ清淨ナル磁壘又ハ硝子壘ニ容レ新ラシキ「キルク」ヲ以テ密塞シ更ニ之ヲ嚴封シ出願人ノ住所氏名水ノ種類等ヲ記載シタル木札ヲ其容器ニ付シ願書ニ添ヘ當廳ニ願出ツヘシ

第二條 検査ニ供スル水ヲ採酌セントスルトキハ先ツ其容器ヲ撰擇スヘキハ勿論採酌前原水ヲ以テ再三其容器ヲ洗滌シタル後採酌スヘシ

第三條 検査了リタルトキ其成績書ヲ下付スヘキニ依リ飲料ニ適シ且ツ相當ノ構造アリテ汚水流入ノ虞ナキモノニハ左ノ標札ヲ付スルハ妨ケナシ

明治	年	月	日
検査済	飲料	=	適ス

第四條 願書及現品送付ニ係ル一切ノ費用ハ出願人ノ負擔トス
第五條 願書ハ所轄ノ市役所又ハ町村役場郡役所ヲ經由シ現品ハ直送スルモ妨ケナシ

精神病者監護法

(明治三十三年三月十日)
法律第三十八號

第一條 精神病者ハ其ノ後見人配偶者四親等内ノ親族又ハ戸主ニ於テ之ヲ監護スルノ義務ヲ負フ但シ民法第九百八條ニ依リ後見人タルコトヲ得サル者ハ此ノ限ニ在ラス
監護義務者數人アル場合ニ於テ其ノ義務ヲ履行スヘキ者ノ順位ハ左ノ如シ
但シ監護義務者相互ノ同意ヲ以テ順位ヲ變更スルコトヲ得

第一 後見人

第二 配偶者

第三 親權ヲ行フ父又ハ母

第四 戸主

第五 前各號ニ掲ケタル者ニ非サル四親等内ノ親族中ヨリ親族會ノ選任シタル者

第二條 監護義務者ニ非サレハ精神病者ヲ監置スルコトヲ得ス

第三條 精神病者ヲ監置セムトスルトキハ行政廳ノ許可ヲ受クヘシ但シ急迫ノ事情アルトキハ假リニ之ヲ監置スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ二十四時間内ニ行政廳ニ届出ヘシ
前項假監置ノ期間ハ七日ヲ超ユルコトヲ得ス

行政廳ノ許可ヲ受ケテ監置シタル精神病者ノ監置ヲ廢止シタル後三箇年內ニ更ニ之ヲ監置セムトスルトキ又ハ民法第九百二十二條ニ依リ禁治產者ヲ監置セムトスルトキハ行政廳ニ届出ヘシ

第四條 精神病者ノ監置ノ方法又ハ場所ヲ變更シタルトキハ二十四時間內ニ行政廳ニ届出ヘシ

第五條 監置シタル精神病者治癒シ死亡シ若ハ行方不明ト爲リタルトキ又ハ其ノ監置ヲ廢止シタルトキハ七日內ニ行政廳ニ届出ヘシ

第六條 精神病者ヲ監置スルノ必要アルモ監護義務者ナキ場合又ハ監護義務者其ノ義務ヲ履行スルコト能ハサル事由アルトキハ精神病者ノ住所地、住所地ナキトキ又ハ不明ナルトキハ其ノ所在地市區町村長ハ勅令ノ定ムル所ニ從ヒ之ヲ監護スヘシ

第七條 行政廳ハ精神病者ノ監護ニ關シ必要ト認ムルトキハ監置ノ許可ヲ取消シ監置ノ廢止ヲ命シ又ハ監置ノ方法若ハ場所ノ變更ヲ命スルコトヲ得

第八條 精神病者監置ノ必要アルトキ又ハ監置不適當ト認ムルトキハ行政廳ハ第一條第二項ノ順位ニ拘ラス監護義務者ヲ指定シ之ヲ監置ヲ命スルコトヲ得但シ急迫ノ事情アルトキハ行政廳ハ假リニ精神病者ヲ監置スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第三條第二項ノ規定ヲ準用ス

市區町村長ニ於テ監護スル精神病者ノ監護義務者ヲ發見シ又ハ監護義務者其ノ義務ヲ履行シ得ルニ至リタルトキ亦前項ニ同シ

本條ニ依リ精神病者ノ監置ヲ命セラレタル監護義務者其ノ命ヲ履行セサルトキハ第六條ノ例ニ依リ市區町村長ニ於テ之ヲ監護スヘシ

本條ニ依リ監護義務者ノ監置シタル精神病者ニ關シテハ行政廳ノ許可ヲ受クルニ非サレハ其ノ監置ヲ廢止シ又ハ監置ノ方法若ハ場所ヲ變更スルコトヲ得ス

第九條 私宅監置、公私立精神病院及私立病院ノ精神病室ハ行政廳ノ許可ヲ受タルニ非サレハ之ヲ使用スルコトヲ得ス

私宅監置室、公私立精神病院及私立病院ノ精神病室ノ構造設備及管理方法ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十條 監護ニ要シタル費用ハ被監護者ノ負擔トシ被監護者ヨリ辨償ヲ得サルトキハ其ノ扶養義務者ノ負擔トス

市區町村長ニ於テ監護スル場合ニ於テ之ヲ爲要スル費用ノ支辨方法及其ノ追徴方法ハ行旅病人及行旅死亡人取扱法ノ規定ヲ準用ス

第十一條 行政廳ハ必要ト認ムルトキハ其ノ指定シタル醫師ヲシテ精神病者ノ檢診ヲ爲サシメ又ハ官

吏若ハ醫師ヲシテ精神病者ニ關シ必要ナル尋問ヲ爲サシメ又ハ精神病者在ル家宅、病院其ノ他ノ場所ニ臨檢セシムルコトヲ得

第十二條 本法又ハ本法ニ基ツキテ發スル命令ノ執行ニ關シ行政廳ノ違法處分ニ由リ權利ヲ傷害セラレタリトスル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第十三條 本法又ハ本法ニ基ツキテ發スル命令ノ執行ニ關スル行政廳ノ處分ニ不服アル者ハ訴願ヲ提起スルコトヲ得

第十四條 官吏公吏又ハ行政廳ノ命令ヲ受ケテ公務ヲ行フ醫師本法ノ執行ニ關シ不正ノ所爲ヲ爲シタル者ハ三年以下ノ(重禁錮)ニ處シ(百圓以下ノ罰金ヲ附加ス)

第十五條 官吏公吏又ハ行政廳ノ命ヲ受ケテ公務ヲ行フ醫師本法ノ執行ニ關シ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ聽許シタル者ハ刑法(第二百八十六條)ノ例ニ照ラシテ處斷ス

第十六條 左ニ掲クル者ハ一年以下ノ(重禁錮)ニ處シ(百圓以下ノ罰金ヲ附加ス)
一、詐僞ノ所爲ヲ以テ行政廳ノ許可ヲ受ケ若ハ虛僞ノ届出ヲ爲シ精神病者ヲ監置シ又ハ拘束ノ程度ヲ加重シタル者

二、醫師精神病者ノ診斷書ニ虛僞ノ事實ヲ記載シ又ハ自ラ診斷セスシテ診斷書ヲ授與シタル者
前項第一號ノ場合ニ於テハ監置又ハ拘束ノ日數十日ヲ過クル毎ニ一等ヲ加フ

第十七條 左ニ掲クル者ハ二月以下ノ(重禁錮)ニ處シ(二十圓以下ノ罰金ヲ附加シ)又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス但シ監置又ハ拘束ノ日數十日ヲ過クル毎ニ一等ヲ加フ

一、許可ヲ受ケ又ハ届出ヲ爲サス若ハ命ヲ受ケスシテ精神病者トシテ人ヲ監置シタル者
二、禁治産ノ宣告又ハ監置ノ許可ヲ取消サレ又ハ監置ノ廢止ヲ命セラレ若ハ假監置ノ期間ヲ經過シタル後監置ヲ廢止セサル者

三、許可ヲ受ケ又ハ届出ヲ爲シ又ハ命ヲ受ケタル程度ヲ超エテ精神病者ヲ拘束シタル者
第十八條 左ニ掲クル者ハ一月以下ノ(重禁錮)ニ處シ(十圓以下ノ罰金ヲ附加シ)又ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

一、精神病者ノ監置ニ關シ虛僞ノ事實ヲ記載シタル願届其ノ他ノ書類ヲ行政廳ニ提出シタル者
二、監護義務ヲ履行スヘキ順位ニ在ラサル者ニシテ許可ヲ受ケス又ハ命ニ依ルニ非スシテ監置ヲ廢止シ又ハ監置ノ方法又ハ場所ヲ變更シタル者

三、官吏又ハ行政廳ノ指定シタル醫師ノ臨檢若ハ檢診ヲ拒ミ又ハ其ノ尋問ニ對シ答辯ヲ爲サス若ハ虛僞ノ答辯ヲ爲タル者

第十九條 左ニ掲クル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス
一、監置ノ方法若ハ場所ノ變更ヲ命セラレ其ノ命ヲ履行セサル者

- 二、監護義務者精神病者ノ監置ヲ命セラレ其ノ命ヲ履行セサル者
- 三、第八條第四項及第九條第一項ニ違背シタル者
- 第二十條 第四條及第五條ニ違背シタル者八十圓以下ノ罰金ニ處ス

附 則

第二十一條 本法ハ明治三十三年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

本法施行前ヨリ精神病者ヲ監置シタル者ニシテ仍之ヲ繼續セムトスルトキハ本法施行ノ日ヨリ二箇月内ニ第三條ノ許可ヲ受ケ又ハ届出ヲ爲スヘシ

第三條ノ許可ヲ受ケス又ハ届出ヲ爲サスシテ前項ノ期間ヲ經過シタル後監置ヲ廢止セサル者ハ第十七條ノ例ニ照シテ處斷ス

本法中市區町村長ニ屬スル職務ハ市制區制町村制ヲ施行セサル地ニ在リテハ市區町村長ニ準スヘキ者之ヲ行フ

第二十二條 外國人タル精神病者ノ監護ニ關シ別段ノ規定ヲ要スルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十三條 人事訴訟手續法第五十條又ハ第六十條ニ依リ裁判所ニ於テ精神病者監護ニ付必要ナル處分ヲ命シタル場合ニ關シテハ本法ノ規定ヲ適用セス

精神病者監護法施行規則

(明治三十三年六月二十八日
內務省令第三十五號)

第一條 精神病者監護法第一條第二項但書ニ依リ監護義務者ノ順位ヲ變更シタルトキハ關係者ハ七日内ニ連署ヲ以テ警察官署ヲ經テ地方長官ニ届出ヘシ

第二條 精神病者監護法第一條第二項第五號ニ依リ監護義務者ヲ選任シタルトキハ親族會ハ七日内ニ警察官署ヲ經テ地方長官ニ届出スヘシ

第三條 精神病者監護法第三條ニ依リ精神病者私宅病院其ノ他ノ場所ニ監置セムトスルトキハ監護義務者ハ醫師ノ診斷書ヲ添へ警察官署ヲ經テ地方長官ニ願出又ハ届出ヘシ

第三條第一項但書ニ依リ精神病者ヲ監置シタルトキハ監護義務者ハ警察官署ニ届出ヘシ此ノ場合ニ於テハ醫師ノ診斷書ヲ添フルコトヲ要セス

第四條 精神病者ヲ監置セムトスル場合ニ於テ地方長官ノ許可ヲ受クルノ暇ナシト認ムルトキハ監護義務者ハ醫師ノ診斷書ヲ添へ警察官署ニ願出ヘシ

前項ノ場合ニ於テハ監護義務者ハ三十日内ニ前條ニ依リ更ニ地方長官ニ願出ヘシ

第五條 前二條ノ願出又ハ届出ヲ爲ス場合ニ於テハ監置ノ方法及場所ヲ記シ私宅監置室ヲ設クルトキハ其ノ構造設備ヲ記シタル書類ヲ添付スヘシ

第六條 本則第四條第一項ニ依リ監置シタル精神病者ニ關シ三十日內ニ地方長官ニ監置ノ願出ヲ爲ササルトキ又ハ地方長官ニ於テ願出ニ對シ不許可ノ處分ヲ爲シタルトキハ警察官署ノ與ヘタル許可ハ取消サレタルモノトス

第七條 精神病者監護法第四條又ハ第五條ノ届出ハ監護義務者ニ於テ醫師ノ診斷書又ハ檢案書ヲ警察官署ヲ經テ地方長官ニ之ヲ爲スヘシ但シ行方不明ノ場合ニ於テハ醫師ノ診斷書又ハ檢案書ヲ添フルコトヲ要セス

本則第四條第一項ニ依リ監置シタル精神病者ニ關シテハ前項ノ届出ハ警察官署ニ之ヲ爲スヘシ

第八條 私宅監置室ハ精神病者ノ資産又ハ扶養義務者扶養ノ程度ニ應シ相當ノ構造設備ヲ爲シ又之ヲ管理スルゴトヲ要ス

第九條 府縣立ヲ除ク外公私立精神病院及私立病院ノ精神病室ヲ設立セムトスルトキハ其ノ構造及管理ニ關スル事項ヲ具シ地方長官ノ許可ヲ受クヘシ其ノ之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

第十條 精神病者監護法第七條及第八條行政廳ノ職權ハ地方長官之ヲ行フ但シ急迫ノ事情アルトキハ警察官署ニ於テ之ヲ行ヒ直ニ地方長官ニ地方長官ノ指圖ヲ請フヘシ

第十一條 精神病者監護法第九條第一項行政廳ノ職權ハ地方長官之ヲ行フ但シ私宅監置室ニ關シテハ警察官署之ヲ行フ

第十二條 精神病者監護法第十一條行政廳ノ職權ハ內務大臣地方長官又ハ警察官署之ヲ行フ

第十三條 本則第九條ニ違背シタル者ハ十圓以下ノ罰金ニ處ス

第十四條 本則第一條及第二條ニ違背シタル者ハ一圓九十五錢以下ノ科料ニ處ス

第十五條 東京府ニ在リテハ地方長官ノ職務ハ警視總監之ヲ行フ

精神病者監護ニ關スル件

(明治三十三年六月三十日
勅令第二百八十二號)

第一條 精神病者監護法第六條ニ依リ市區町村長ニ於テ精神病者ヲ監置スヘキ場合ニ於テハ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

前項地方長官認可ヲ受クル暇ナキトキハ市區町村長ハ警察官署ノ同意ヲ經テ三十日內精神病者ヲ監置スルコトヲ得但シ急迫ノ事情アルトキハ警察官署ノ同意ヲ經サルモ七日內假ニ之ヲ監置スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ警察官署ニ通知スヘシ

第二條 精神病者監護法第六條及第八條第三項ニ該當スル精神病者アルトキハ地方長官ハ警察官署ヲシテ之ヲ市區町村長ニ引渡サシムヘシ但シ急迫ノ事情アルトキハ警察官署ハ假ニ之ヲ市區町村長ニ引渡シ直ニ地方長官ノ指揮ヲ請フヘシ

第三條 市區町村長ニ於テ監置シタル精神病者治療シ死亡シ又ハ行方不明ト爲リタルトキハ第一條第一項及第二條ニ依リテ監置シタルモノニ付テハ地方長官ニ報告シ第一條第二項ニ依リ監置シタル者及第二條但書ニ依リテ假ニ監置シタル者ニ付テハ警察官署ニ通知スヘシ

市區町村長ニ於テ監置シタル精神病者ノ監置ヲ廢止シ又ハ監置ノ方法若ハ場所ヲ變更セムトスルトキハ第一條第一項ニ依リテ監置シタル者ニ付テハ地方長官ニ報告シ第一條第二項ニ依リ監置シタル者ニ付テハ警察官署ニ通知シ第二條ニ依リテ監置シタル者ニ付テハ地方長官ノ認可ヲ受ケ其ノ但書ニ依リテ假ニ監置シタル者ニ付テハ警察官署ノ同意ヲ經ヘシ但監置ノ方法又ハ場所ノ變更ヲ要スル急迫ノ事情アルトキハ假ニ之ヲ變更シ直ニ認可ヲ受ケ又ハ同意ヲ經ヘシ

第四條 市區町村長ハ其ノ監護スル精神病者ノ監置ヲ適當ナル公私ノ施設又ハ私人ニ委託スルコトヲ得

第五條 東京府ニ在リテハ地方長官ノ職務ハ警視總監之ヲ行フ

附 則

本令ハ明治三十二年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

精神病者監護法令取扱手續

(明治四十年十二月十八日
訓示第三十二號)

警 察 署 警 察 分 署

精神病者監護法令取扱手續左ノ通り定ム

精神病者監護法令取扱手續

第一條 精神病者監護法第三條ニ依ル精神病者監置ノ願届ニハ施行規則第三條乃至第五條ニ依ルノ外左ノ事項ヲ具備セシムヘシ但シ急迫ノ事情アルニ依リ假監置ヲナシタル場合ノ届出ニハ第四號乃至第九號ノ事項ヲ省略セシムルコトヲ得

- 一、精神病者及ヒ監護義務者ノ本籍、住所、氏名、年齢、職業、資産ノ概況並兩者ノ續柄
- 二、發病ノ原因ト認ムルヘキ事項並發作中ノ舉動
- 三、精神病者監護法第三條第一項但書ニ依リ假監置ニ係ルモノハ其監置シタル日時
- 四、發病ノ年月日、遺傳ノ有無並病歴
- 五、公私立病院ニ監置スルモノニアラサルトキハ看護及ヒ療養ノ方法
- 六、精神病者監護法第三條第三項ニ依ル再監置ニ係ルトキハ前監置ノ許可其ノ廢止届出ノ年月日、禁治産者ヲ監置スルモノハ市町村長ノ證明書及ヒ親族會議ノ同意書又ハ之レニ代ヘキ裁判宣告ノ謄本

七、精神病者監護法施行規則第四條第二項ノ場合ニ於テハ警察官署ノ許可ヲ受ケタル年月日
八、精神病者監護法第一條第二項、第五號親族會ノ選任ニ係ル義務者又ハ同項但書ニ依ル義務者ヨ
リ願届出ヲナス場合ハ精神病者監護法施行規則第一條又ハ第二條ノ届書但届濟ノモノハ此ノ限ニ
アラス

九、私宅監置室ニツキテハ其ノ構造設備ヲ記シタル書類ニ尺度ヲ示シタル平面及ヒ側面視圖

第二條 前條ノ願届ヲ受ケタルトキハ左記各號ノ事項ヲ調査シ意見ヲ具シ進達スヘシ但シ精神病者監
護法施行規則第三條第二項及ヒ第四條第一項ノ願届ニ付テハ本條ニ準シ尙急速ヲ要スルモノナリヤ
否ヤヲ調査シ相當ノ措置ヲナシタル上直ニ其ノ願末ヲ報告スヘシ

一、監置ノ方法及ヒ場所ノ適否

二、監置ヲ要スルモノナルヤ否ヤ

三、精神病者ト監護義務者トノ内情及ヒ發病前後ニ於ケル待遇ノ狀況

四、監護義務者ハ民法第九百八條ニ該當スルモノニアラサルヤ否ヤ

五、診斷醫ト監護義務者トノ關係

六、願届書記ノ事項ハ虚偽ニ出テタルモノニアラサルヤ否ヤ

七、監置室ノ構造設備ハ本手續第三條ニ依リ適當ト認ムルヘキモノナリヤ否ヤ

八、看護及治療ノ方法ハ本手續第十六條ノ各號ニ準據シ適當ト認ムヘキモノナリヤ否ヤ

第三條 私宅監置室ハ精神病者ノ資産又ハ扶養義務者扶養ノ程度ニ應シ相當ノ構造設備ヲナサシメ精
神病者監護法令市町村取扱手續第二條ノ標準ヲ下ラシムヘカラス

第四條 精神病者監護法第四條、第五條及第八條第四項ニ依ル監置ノ方法、場所ノ變更、治療、死亡
又ハ監置廢止ノ場合ニ於ケル願届ニハ醫師ノ診斷書又ハ檢案書ヲ添付スルノ外左ノ事項ヲ記載セシ
ムヘシ

行衛不明トナリタルモノニ付テハ其ノ不明トナリタル月日及願末ヲ記載セシムヘシ

一、監置場所又ハ方法ノ變更ニ付テハ其方法又ハ場所及ヒ變更ノ理由並月日時

本縣外ニ於テ監置中ノ精神病者ヲ本縣ニ移轉スル時ハ本縣ニ於テ手續ヲ了シタルモノノ外監置許
可書又ハ届書ヲ添付セシムヘシ但シ精神病者監護法第八條ニ該當スルモノニ付テハ其移轉許可書
ヲ添付セシムヘシ

二、監置ノ廢止ニ付テハ其ノ事由並月日

三、治療又ハ死亡ニ付テハ事實ノ生レタル月日

第五條 前條ノ願届ヲ受ケタルトキハ其監置ノ方法、適否、監置ノ廢止、治療、死亡ノ場合ニ於テハ
其事實ヲ調査シ意見ヲ具シ進達スヘシ、但シ精神病者監護法施行規則第七條第二項ノ届出ニ付テハ

相當措置ノ上直ニ其ノ願末ヲ報告スヘシ

行衛不明トナリタル場合ニ於テハ直ニ踪跡ヲ捜査シ其ノ狀況ヲ報告スヘシ

第六條 精神病者監護法施行規則第一條ニ依リ監護義務者ノ順位變更又ハ同則第二條ニ依リ監護義務者ヲ選任シタル場合ノ届ニハ其ノ變更又ハ選任ノ理由、被監置者トノ續柄及資産ノ概況ヲ記載セシメ尙其ノ事實ヲ調査シ進達スベシ

第七條 精神病者監護法令市町村取扱手續第一條ニ依リ市町村長ヨリ精神病者監置ノ申請又ハ同意ノ請求アリタルトキハ其事實ヲ調査シ申請ニ付テハ意見ヲ具シ進達シ同意ノ請求ニ付テハ相當措置ノ上直チニ其ノ願末ヲ報告スヘシ同條假監置ノ通知ヲ受ケタルトキハ本條ニ準シ尙急速ヲ要スルモノナルヤ否ヤヲ調査シ直チニ其ノ狀況ヲ報告スヘシ

第八條 勅令第二條ニ依リ精神病者ヲ市町村長ニ引渡ヲナス場合ニ於テハ精神病者監護法第六條及ヒ

第八條第二項ノ事實ヲ調査シ醫師ノ診斷書ヲ添ヘ其ノ實況ヲ具シ指揮ヲ請フヘシ
急迫ノ事情アルモノニシテ假ニ引渡ヲナシタルトキハ前項ニ準シ直ニ指揮ヲ請フヘシ

前項引渡ノ指揮アリタルトキハ直チニ假引渡ヲナシ市町村長ニ通知スヘシ

第九條 精神病者監護法令市町村取扱手續第三條ニ依リ市町村長ヨリ精神病者監置報告又ハ通知ヲ受ケタルトキハ其ノ適否ヲ調査シ報告ニ付テハ直ニ進達シ通知ニ付テハ其ノ狀況ヲ報告スヘシ

第十條 精神病者監護法令市町村取扱手續第四條ニ依リ精神病者ノ治癒、死亡、行衛不明トナリタルト

キ又ハ監置方法、監置場所ノ變更若クハ監置廢止ノ場合ニ於ケル報告、通知、認可申請若クハ同意ノ請求アリタルトキハ本手續第五條ニ準シ調査ヲ遂ケ報告又ハ認可申請ニ付テハ意見ヲ具シ進達シ同意ノ請求又ハ通知ニ付テハ相當ノ措置ノ上其ノ狀況ヲ直ニ報告スヘシ

第十一條 本手續第八條ノ通知及ヒ第十條ノ同意ハ書面ヲ以テ之ヲナスヘシ

第十二條 市町村長ニ於テ監護スル精神病者ノ住所又ハ監護義務者ヲ發見シ若クハ監護義務者其ノ義務ヲ履行シ得ルニ至リタリト認ムルトキハ精神病者監護法令市町村取扱手續第五條但書ニ依リ通知ヲ受ケタルトキハ其ノ事實ヲ調査シ報告ニ付テハ意見ヲ具シ進達シ通知ニ付テ其ノ實況ヲ報告スヘシ

第十三條 精神病者監護法第七條及ヒ第八條ノ處分ヲ必要ト認ムルトキハ其ノ實況ヲ具シ直ニ報告スヘシ

急迫ノ事情アルニ依リ處分ヲナシタル時ハ其ノ狀況ヲ具シ指揮ヲ請フヘシ

第十四條 精神病者監護法第十一條ニ依リ精神病者ヲ檢診スルノ必要アリト認ムルトキハ其ノ事實ヲ具シ醫師ノ派遣ヲ請フヘシ同上ニ依リ尋問ヲナシタル場合ニシテ事ノ重要ナルモノハ其ノ事實ヲ報告スヘシ

第十五條 自宅監置室ノ使用ヲ願出タルトキハ精神病者監護法令市町村取扱手續第二條及ヒ本手續第

三條ニ照査シ不都合ナキトキハ許可スヘシ

第十六條 精神病者ノ監護ニ付テハ監護義務者ヲシテ左ノ各號ヲ遵守セシムヘシ

一、監置室ノ鍵ハ室ノ近傍一定ノ場所ニ藏メ置クコト

二、室内ハ清潔ナラシメ便所ハ毎朝掃除スルコト

三、火器、刃物其他金屬製ノ器具又ハ磁器、陶器等危險ノ虞アル物件ハ室内ニ入レサルコト

四、室ノ近傍ニハ火ノ移リ易キモノ其ノ他危險ノ虞アル物品ヲ置カサルコト

五、被監置者ノ病症ニ應シ相當ノ醫療ヲ加フルコト

六、鎮靜ノ時機ヲ見計ヒ隨時入浴又ハ室外ノ運動ヲナサシムルコト

第十七條 監置ノ精神病者ハ受持巡查ヲシテ毎月二回以上巡查部長以上ヲシテ三ヶ月ニ一回以上臨檢

視察ハ左記各號ノ事項ニ注意セシムヘシ

一、看護及ヒ給養ノ狀況

二、監置ヲ繼續スルノ必要アリヤ否

三、拘束ノ程度ヲ加重セサルヤ否ヤ

四、臥具及ヒ飲食器具等ハ衛生上支障ナキヤ否ヤ

五、成規ノ手續ヲナサス監置ノ方法又ハ場所ヲ變更セサルヤ否ヤ

六、假監置又ハ警察官署ノ許可若クハ同意ヲ得テ監置シタルモノニシテ法定ノ日限ヲ經過スルモノ
ニアラルヤ否ヤ

七、監置室ノ構造設備ハ完全ナルヤ否ヤ

八、其ノ他手續第十六條ノ各號ヲ遵守シアルヤ否ヤ

第十九條 精神病者監置ノ診斷書ニハ左ノ各號ヲ具備セシムヘシ

一、病名

二、原因

三、既往症及ヒ現症

四、經過

五、豫後及ヒ療法

第二十條 警察官署ニ於テハ左記様式ノ名簿ヲ調製シ異動アルコトニ加除訂正スヘシ

第二十一條 本手續ニ依ル願届ニシテ警察官署ニナスヘキモノハ監置場所所轄ノ警察官署ニ、地方長官ニナスヘキモノハ監置場所所轄警察署ヲ經テ知事ニ差出サシムヘシ

本縣外ニ監置セントスルモノニ付テハ警察官署ニナスヘキモノハ住所地警察官署ニ、地方長官ニナ

スヘキモノハ住所地所轄警察官署ヲ經テ知事ニ差出サシムヘシ
但シ私宅監置室ノ構造設備ハ其地管轄行政廳ノ規程スル所ニ依ルヘシ

精神病者監護法令市町村取扱手續 (明治四十年十二月十七日) 訓令第五十一號

郡市役所 警察署 警察分署 町村役場

精神病者監護法令市町村取扱手續左ノ通り改ム

精神病者監護法令市町村取扱手續

第一條 勅令(明治三十三年六月勅令第二八二號)以下之ニ倣フ(第二條ニ依リ市町村長ニ於テ精神病者ヲ監置スヘキ場合ノ申請書ニハ左ノ各號ヲ具備スヘシ警察官署ノ同意ヲ得ントスルトキ亦同シ)同條第二項但書ニ依リ假監置ヲナシタル場合ノ通知書ニハ第一號第二號及第四號ノ事項竝監置年月日時ヲ記載スヘシ

- 一、監置ヲ要スル事由
- 二、監置ノ場所、監置ノ方法

(408)

- 三、看護ノ方法但シ公私ノ施設ニ委託シ監置スル場合ハ此ノ限りニアラス
 - 四、精神病者ノ本籍、住所、氏名、年齢、職業扶養、義務者トノ續柄、若シ不明ナル時ハ其ノ事由
 - 五、醫師ノ診斷書
 - 六、戸籍寫ヲ得ラルルモノハ其ノ寫
 - 七、公私ノ施設又ハ私人ニ委託シ置護スルトキハ其ノ承諾書及委託費
 - 八、公私ノ施設ニアラサル監置室ニツキテハ其構造設備ヲ記シタル書類ニ尺度ヲ示シタル平面、側面視圖及ヒ建設費但シ私人ニ委託シタル場合ニ建設費ノ記載ヲ用セス
 - 九、假監置ヲナシ若クハ警察官署ノ同意ヲ經テ監置シタル場合ニ於テハ其ノ事由及監置年月日
- 第二條 精神病者監置室ノ構造設備ハ左記要件ヲ具備シ堅牢ニシテ衛生上支障ナキ設備ヲナスヘシ但シ警察官署ノ同意ヲ得テ施設ノ斟酌ヲナスコトヲ得
- 監置室ノ構造ハ警察官署ノ検査ヲ受クルニアラサレハ使用スルコトヲ得ス
- 一、室内ハ一坪ノ面積ヲ有シ天上ノ高サハ床上七尺トス
 - 二、床下ハ地盤ト一尺ノ間隙ヲ有セシムルコト
 - 三、床ノ前面ハ格子造リトシ後方ハ換氣窓ヲ設クルカ又ハ格子造リトナシ其他ハ悉ク板張トナスコト

(409)

- 四、柱木ノ内方ニ現ハル、部分ハ總テ圓形トナシ可成金屬類ヲ現ハサルコト
 - 五、出入口ハ横二尺縦四尺トシ堅固ナル銷鑰ヲ設クルコト
 - 六、便所ハ外部ヨリ掃除シ得ヘキ裝置ヲナスコト
 - 七、室内ニハ半坪以上疊若クハ上敷ノ類ヲ敷クコト
 - 八、室ノ外圍ハ防寒又ハ避暑ニ適當ナル裝置ヲナスコト
- 第三條 勅令第二條ニ依リ警察官署ヨリ市町村長ニ引渡ヲナシタル精神病者ハ直ニ監置スルコトヲ得
此場合ニ於テハ本規程第一條第二號第三號第七號及ヒ第八號ノ事項竝監置年月日ヲ具シ知事ニ報知
スヘシ但シ同條但シ書ニ依リ警察官署ノ假引渡ニ係ルモノハ其警察官署ニ通知スヘシ
- 第四條 勅令第三條ニ依ル精神病者ノ治療、死亡、行衛不明トナリタルトキ又ハ監置方法、監置場所
ノ變更若クハ監置廢止ノ場合ニ於ケル報告、通知、認可申請若クハ同意ヲ得ントスル書面ニハ醫師ノ
診斷書又ハ檢案書ヲ添付スルノ外左ノ各號ヲ記載スヘシ、但シ行衛不明トナリタルモノニ付テハ醫
師ノ診斷書ヲ要セス
- 一、治療又ハ死亡ニ付テハ其ノ事實ヲ生シタル年月日、行衛不明トナリタル者ニ付テハ其ノ不明ト
ナリタル顛末ヲ併記スヘシ
 - 二、監置ノ方法又ハ場所ノ變更ニ付テハ其ノ方法又ハ場所及ヒ變更ノ理由竝年月日

- 三、監置ノ廢止ニ付テハ其ノ事由竝ニ年月日
- 第五條 市町村長ニ於テ其ノ監置スル精神病者ノ住所又ハ監置義務者ヲ發見シ若クハ監置義務者其ノ
義務ノ履行シ得ルニ至リタルモノト認ムルモノト左ノ各號ヲ調査シ意見ヲ付シ知事ニ報告スヘシ
但シ假監置又ハ警察官署ノ同意ヲ得テ監置シタルモノニ付テハ警察官署ニ通知スヘシ
- 一、精神病者及ヒ監置義務者ノ本籍、住所、氏名、年齢
 - 二、精神病者トノ續柄
 - 三、精神病者及ヒ監置義務者ノ資産額竝生活ノ狀態
- 第六條 市町村長ハ精神病者ニ對スル適當ノ監置人ヲ選定シ其ノ住所、氏名、年齢ヲ警察官署ニ通知ス
ヘシ但シ公私ノ施設又ハ私人ニ委託シタル場合ハ此ノ限りニアラス
- 第七條 勅令又ハ本規程ニ依リ知事ニ差出スヘキ書類ハ監置所、所轄警察官署ヲ經由スヘシ

精神病院法

(大正八年三月二十七日)
法律第二十五號

- 第一條 主務大臣ハ北海道又ハ府縣ニ對シ精神病院ノ設置ヲ命スルコトヲ得
- 第二條 地方長官ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル精神病者ヲ前條ノ規定ニ依リ設置スル精神病院ニ入院セ

シムルコトヲ得

一、精神病者監護法ニ依り市區町村長ノ監護スヘキ者

二、罪ヲ犯シタル者ニシテ司法官廳特ニ危険ノ虞アリト認ムルモノ

三、療養ノ途ナキ者

四、前各號ニ掲クル者ノ外地方長官特ニ入院ヲ必要ト認ムル者

前項ノ規定ニ依り精神病者ヲ入院セシムルニハ命令ノ定ムル所ニ依り醫師ノ診段アルコトヲ要ス

第三條 國庫ハ勅令ノ定ムル所ニ從ヒ第一條ノ規定ニ依り設置スル精神病院ノ經費ニ對シ六分ノ一乃

至二分ノ一ヲ補助ス

第四條 第一條ノ規定ニ依り設置スル精神病院ノ長ハ主務大臣ノ定ムル所ニ依り入院者ニ對シ監護上

必要ナル處置ヲ行フコトヲ得

第五條 地方長官ハ入院者ヨリ入院費ノ全部又ハ一部ヲ徵收スルコトヲ得地方長官入院者ヨリ徵收ス

ルコトヲ得スト認ムルトキハ其ノ扶養義務者ヨリ之ヲ徵收スルコトヲ得

前項ノ費用ノ徵收方法ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六條 道府縣ニ於テ設置スル精神病院ニシテ地方長官ノ具申ニ依り主義大臣ニ於テ適當ト認ムルモ

ノハ第一條ノ規定ニ依り設置スルモノト看做ス

第七條 主務大臣必要ト認ムルトキハ期間ヲ指定シ適當ト認ムル私立精神病院ヲ其ノ承諾ヲ得テ第一

條ノ規定ニ依り設置スル癡神病院ニ代用スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第二條乃至第五條ノ規定ヲ

準用ス

第八條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ノ執行ニ關シ行政官廳ノ違法處分ニ不服アル者ハ訴願スル

コトヲ得行政廳ノ違法處分ニ權利ヲ侵害セラレタリトスル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ノ定ムル所ニ依り各條ニ付之ヲ定ム

精神病院法施行令

(大正十二年六月三十日
勅令第三百二十五號)

第一條 國庫ハ精神病院法第一條ノ規定ニ依り設置スル精神病院ノ經費ニ對シ左ノ區別ニ依り補助ス

一、創設費及擴張費並之ニ伴フ初度調辦費 支出額ノ二分ノ一

二、其ノ他ノ諸費 支出額ノ六分ノ一

前項ノ支出額トハ事業ニ伴フ收入又ハ寄附金額ヲ控除シタル支出精算額ヲ謂フ

第二條 國庫ハ北海道地方費又ハ府縣カ精神病院法第七條ノ規定ニ依ル代用精神病院ニ對シ支出シタ

ル入院費ノ精神額ノ六分ノ一ヲ北海道地方費又ハ府縣ニ補助ス
前項ノ精算額トハ北海道地方費又ハ府縣ノ受クル入院費又ハ之ニ充ツヘキ寄附金ノ額ヲ控除シタル
モノヲ謂フ

第三條 精神病院法第五條第一項又ハ第七條ノ規定ニ依リ徵收スル入院費ニシテ指定期間内ニ納付ナ
キモノニ付テハ國稅滯納處分ノ例ニ依リ之ヲ徵收スルコトヲ得

第四條 入院費ノ徵收ハ必要アルトキハ納付義務者ノ居住地又ハ財産所在地方長官ニ之ヲ囑託スルコ
トヲ得

第五條 精神病者入院中死亡シタルトキハ其ノ遺留財産ヲ以テ入院費ノ全部又ハ一部ニ充ツルコトヲ
得

附 則

本令ハ大正十二年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

精神病院法施行規則

(大正十二年六月三十日
內務省令第十七號)

第一條 精神病院法第一條ノ規定ニ依リ精神病院ノ設置ヲ命セラレタル北海道又ハ府縣ハ內務大臣ノ

認可ヲ經テ精神病院ノ位置設計及其ノ收容人員ヲ定ムヘシ其ノ變更ニ付亦同シ

第二條 市町村長又ハ町村制ヲ施行セサル地ニアリテハ町村長ニ準スヘキ者ハ精神病者監護法ノ規定
ニ依リ監護スヘキ精神病者ノ入院ヲ地方長官ニ申請スルコトヲ得

第三條 精神病者ノ監護義務者ハ醫師ノ診斷書ヲ添ヘ精神病者ノ入院ヲ地方長官ニ出願スルコトヲ得

第四條 精神病院法第二條第二項ノ規定ニ依ル診斷ハ地方長官ノ指定シタル醫師ヲシテ之ヲ爲サシム
ヘシ

第五條 地方長官入院者在院ノ必要ナシト認ムルトキハ速ニ退院ヲセシムヘシ此ノ場合ニ於テハ豫メ
當該精神病院ノ長ノ意見ヲ徵スルコトヲ得

第六條 入院者ノ監護義務者ハ入院者ノ退院ヲ地方長官ニ出願スルコトヲ得

第七條 精神病院法第四條ノ規定ニ依リ精神病院ノ長ヲ入院者ニ對シテ行フヘキ監護上必要ナル處置
ニ付テハ內務大臣ノ認可ヲ經テ地方長官之ヲ定ム

第八條 精神病院法第二條及本令ノ規定ニ依ル地方長官ノ職務ハ東京府ニ在リテハ東京府知事及警視
總監之ヲ行フ

第九條 本令第二條乃至第八條ノ規定ハ精神病院法第七條ノ規定ニ依ル代用精神病院ニ關シ之ヲ準用
ス

附 則
 令八六正十二年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

精神病者狀況報告ノ件

(明治四十一年九月二十五日)
 訓第百八十一號
 警察署長ニ對スル通牒

監置ニ係ル精神病者ノ狀況調査ノ必要有之候條別紙様式ニ據リ毎年一月及七月末日ノ現在ヲ調査シ翌月十日迄ニ報告スヘシ
 (用紙美濃)

精神病者狀況報告

(年 警 察 日現在)

精神病者住所氏名	
監護義務者住所氏名	
現症、發作、其舉動	

療法及豫後	
本症以外ニ併發症アリヤ否及其療法	
主治醫住所氏名一ヶ月ノ診察回数	
監置ヲ繼續スルノ必要アリヤ否	
物束ノ程度ヲ加減セサルヤ否	
臥具及飲食器具ハ衛生支障ナキヤ否	
成規ノ手續ヲナサス監置ノ方法又ハ場所ヲ變更セサルヤ否	
監護義務者ノ順位ヲ變更シ届出ヲ怠ラサルヤ否	
精神病者看護法令取扱手續第十六條各項ヲ遵守シアルヤ否及各號ノ狀況	

備考	監置室ノ構造設備殊ニ防 寒避暑ノ方法ハ完全セル ヤ否 其 狀況
備考	病者及看護義務者 ノ 資 産 概 況

- 備考 一、本報告ハ受持巡查ノ視察ノ部長以上ノ視察トヲ綜合シ各項共具體的ニ記載スルヲ要ス
二、現症ノ療法、豫後、併發病及療法等ハ主治醫ニ就キ調査スヘシ

精神病院法第七條ノ規定ニ依ル代用精神病院

ニ關スル施行細則

(昭和十一年八月二十一日)
(福島縣令第四十六號)

精神病院法第七條ノ規定ニ依ル代用精神病院ニ關スル件施行細則

第一條 精神病院法施行規則(以下單ニ稱ス)第二條申請費及第三條ノ願書ニハ左記各號ヲ具シ醫師

ノ診斷書並ニ病者ノ戶籍謄本ヲ添付スヘシ

- 一、病者ノ本籍、住所(住所不明ナル時ハ其ノ所在地)職業、氏名、生年月日
- 二、監護義務者ノ本籍、住所(住所不明ナル時ハ其ノ所在地)氏名、職業、生年月日、病者トノ續柄
- 三、入院ヲ必要トスル事由

第二條 規則第四條ニ依ル醫師ハ左ノ資格經驗アル者ヨリ知事之ヲ指定ス

- 一、衛生技師又ハ衛生技手
- 二、代用精神病院ノ長又ハ同醫員
- 三、其ノ他精神病ニ關スル學識經驗アル者

第三條 代用精神病院ノ長(以下單ニ病院長ト稱ス)入院者在院ノ必要ナシト認ムルトキハ左記各號ヲ具シ知事ニ届出ツヘシ

- 一、病者氏名、病名、現症狀及入院年月日
- 二、入院ノ申請又ハ出願ヲ爲シタル官公署若ハ義務者氏名

第四條 監護義務者病院ヲ退院セシメントスルトキハ其ノ事由ヲ具シ知事ニ願出テ許可ヲ受クヘシ

第五條 病院長ハ殺傷、放火、逃走、煽動其他特ニ公安上危害ヲ生スルノ虞アル病者ニシテ監護上止ムヲ得サル場合ニ限り一時保護室ニ入院セシメ其ノ他必要ナル處置ヲ爲スコトヲ得

前項ノ處置ヲ執リタルトキハ十二時間以内ニ其ノ年月日時、病者ノ氏名、病名、事由、方法ヲ具シ知事ニ提出スヘシ

第六條 病院長前條第一項規定ノ病者ヲ引續キ七日以上保護室ニ入院セシメ其ノ他必要ナル處置ヲ爲サントスルトキハ其ノ氏名、病名、事由、方法及期間ヲ具シ知事ノ許可ヲ受クヘシ

但シ許可ヲ受タルノ暇ナキ場合ニ於テハ假ニ之ヲ處理シ二十四時間以内ニ知事ノ承認ヲ受クヘシ

第七條 病院長前二條ノ規定ニ依ル處置ヲ廢シタルトキハ速ニ病者氏名、病狀、經過及年月日時ヲ具シ知事ニ届出ツヘシ但シ知事ヨリ特ニ保護室ニ入室ヲ命セラレタル者ニ對シテハ豫メ其ノ許可ヲ受クルニ非サレハ之ヲ退室セシムルコトヲ得ス

第八條 病院長自殺又ハ自傷ノ虞アル病者ニ對シ監護上萬已ムヲ得サル場合ニ限り繩紐類其ノ他ノ強ク制具ヲ使用スル等必要ナル處置ヲ爲スコトヲ得

前項ノ處置ヲ爲シタルトキハ病者氏名、事由、方法及年月日時之ヲ廢シタルトキハ病者氏名、年月日時ヲ具シ知事ニ届出ツヘシ

第九條 病院長入院者ニシテ逃走又ハ變死傷アリタルトキハ其ノ氏名、生年月日及事件ノ顛末ヲ詳記シ即時知事ニ届出ツヘシ

前項逃走ノ場合ハ人相、著衣、其他參考事項ヲ併記スヘシ

第十條 病院長病者ヲ入院セシメタルトキハ左記事項ヲ具シタル報告書ニ様式第一號付定ノ診斷書ヲ添ハ三日以内ニ知事ニ提出スヘシ

一、本籍、住所(住所不明ナルトキハ所在地)氏名、生年月日

二、監禁義務者ノ住所氏名職業及病者トノ續柄

三、發病年月日

四、入院年月日

第十一條 病院長入院者死亡又ハ退院シタルトキハ様式第二號所定ノ轉歸報告書ヲ三日以内ニ知事ニ提出スヘシ

第十二條 病院長ハ左ノ記錄及簿冊ヲ整備シ十年間之ヲ保存スヘシ

一、病者名簿

二、處方錄

三、檢溫表

四、病床日誌

五、看護日誌

六、保護日誌

前項第一號ハ様式第三號ニ依リ第六號ハ第五號乃至第八條規定ノ事項發生ノ場所ニ限リ作製詳記ス
ヘシ

第十三條 本令ニ依リ申請又ハ願届ハ所轄警察署ヲ經由スヘシ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

精神病院法令取扱手續

(昭和十一年八月二十一日)
福島縣訓令第廿五號

精神病院法令取扱手續左ノ通定ム

精神病院法令取扱手續

第一條 精神病院法第二條第一項各號ニ該當スル精神病患者ニシテ代用精神病院ニ入院セシムルノ必要アリト認ムルトキハ指定シタル醫師ノ診斷書(様式第一號)ヲ添ヘ左記各號ヲ具シ警察部或ハ指揮ヲ受クヘシ

一、精神病患者ノ本籍、住所(住所不明ナルニキハ其ノ所在地)職業、氏名、生年月日

二、發見ノ場所

三、監護義務者ノ住所、氏名及病者トノ續柄

四、病者及監護義務者ノ資産及收入並ニ家計狀態

五、發病年月日

六、既住及現在ノ具体的舉動

七、入院ヲ必要トスル事由

第二條 精神病院法第七條ノ規定ニ依ル代用精神病院ニ關スル件施行細則(以下單ニ細則ト稱ス)第一條ノ申請書若クハ願書ヲ受理シタル時ハ書類ノ完否ヲ調査シ且入院ノ許否ニ關スル意見ヲ附シテ進達スヘシ

第三條 細則第三條第四號ノ規定ニ依ル願届書ヲ受理シタル時ハ指定醫師ヲシテ檢診セシメタル上意見ヲ附シテ速カニ進達スヘシ

第四條 細則第五條乃至第八條ノ規定ニ依ル願届書ヲ受理シタル時ハ實地調査ノ上意見ヲ附シ進達スヘシ

第五條 細則第九條ノ規定ニ依ル届書ヲ受理シタルトキハ其ノ概要ヲ即報スヘシ但シ病者逃走シタルトキハ速カニ必要ナル手配ヲナスヘシ

第六條 代用精神病院所在地ノ警察署長ハ毎月一回以上代用精神病院ニ付第二號様式ノ視察報告書ヲ

翌月五日迄提出スヘシ

第七條 警察部及病院所轄警察署ニ於テハ様式第三號ニ依ル入院者名簿ヲ備ヘ異動ノ都度整理スヘシ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

水道 條 例

(明治二十三年二月一三日)
法律 第九 號

改正 明治四四年三月法律第四三號、大正二年四月第一五號

大正一〇年四月第五六號

第一條 水道トハ市町村ノ住民ノ需要ニ應シ給水ノ目的ヲ以テ布設スル水道ヲ云ヒ水道用地トハ水源
地、貯水地、濾水場、唧水場及水道線路ニ要スル地ヲ云フ

第二條 水道ハ市町村其公費ヲ以テスルニ非サレハ之ヲ布設スルコトヲ得ス 但當該市町村ニ於テ其
資力ニ堪ヘサルトキハ市町村以外ノ企業者ニ水道ノ布設ヲ許可スルコトアルヘシ

第三條 市町村ニ於テ水道ヲ布設セントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ其目論見書ニ左ノ事項ヲ詳
記シ地方長官ヲ經テ内務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第一 水道事務所ノ所在地

第二 水源ノ位置(河川池湖又ハ掘井ノ別其周圍ノ概況)及其水量ノ概算 但圖面及水質ノ試驗表
ヲ添フヘシ

第三 水道線路及水道線路ニ沿フタル地名、貯水地、濾水場、唧水場ノ位置 但圖面ヲ添フヘシ

第四 給水ノ區域其人口一人一日ニ對スル平均給水量

第五 人口増殖及多量ノ水ヲ用フル製造場等ニ對スル給水増加ノ見込

第六 水壓ノ概算

第七 工事方法

第八 起工並竣工期限

第九 工費ノ總額其收入支出ノ方法及其豫算

第十 水料ノ等級、價格、水料徴收ノ方法及經常收支ノ概算

市町村ニ非サル企業者ニ在リテハ前掲各號ノ外企業ノ組織、資本ノ總額及許可年限ヲ記載スヘシ

第四條 内務大臣ハ前條ノ圖面書類ヲ審査シ不都合ナシト認ムルトキハ水道布設ノ認可狀又ハ許可書
ヲ與フヘシ

市町村ニ非サル企業者ノ出願ニ對シテハ内務大臣ハ必要ト認ムル事項ヲ許可書ニ附シテ命令スルコ

トヲ得

第五條 水道用地ハ國稅其他ノ公課ヲ免除ス

第六條 官有ノ土地ニシテ水道用地ニ必要ナルモノハ之ヲ拂下ケ又ハ貸付スヘシ

第七條 水管ヲ官有地又ハ公道ノ地下ニ布設セントスルトキハ當該行政廳ノ許可ヲ受クヘシ

第八條 地方長官ハ隨時當該官吏又ハ技術官ヲ派遣シテ水道工事及水質水量ヲ檢査セシメ其改築修理ヲ要シ又ハ水質不良水量不足ナリト認ムルトキハ相當ノ猶豫期日ヲ定メテ之カ改良ヲ市町村ニ命スヘシ

第九條 市町村ハ工事落成又ハ改築修理ヲ了リタル時ハ地方官廳ニ届出監査ヲ受クヘシ

第十條 水道ノ給水ヲ受クル者ハ水質水量ノ檢査ヲ市町村長ニ請求スルコトヲ得

第十一條 家屋内ノ給水用具及本支水管ヨリ之ニ接続スル細管ハ市町村ノ所定ニ從ヒ之ヲ設置シ其費用ハ水道ノ給水ヲ受クル家主ノ負擔トス 但市町村ハ命令ノ定ムルトコロニ依リ之ヲ設置シ其ノ費用ヲ負擔スルコトヲ得

第十二條 市町村ノ水道掛ハ午前八時ヨリ午後五時迄ノ内ニ於テ家屋内ノ給水用具ヲ檢査スルコトヲ得 但水道掛ハ其證票ヲ携帯スヘシ

第十三條 市町村長ハ水道掛ノ報告ニ依リ家屋内ノ給水用具不完全ナリト認ムルトキハ相當ノ猶豫期

日ヲ定メテ之カ修理ヲ爲サシムヘシ家主若シ其修理ヲ怠ルトキハ市町村ニ於テ之ヲ修繕シ其費用ヲ徵收スルコトヲ得

第十四條 家主ハ家屋内給水用具ノ設置又ハ其修繕ヲ了リタルトキハ市町村ノ水道係ニ届出ツヘシ水道掛ハ速ニ之ヲ檢査スヘシ

第十五條 市町村ハ一家専用ノ給水用具ヲ設クル能ハサルモノノ爲メニ共同給水器ヲ設クヘシ

第十六條 市町村消防用ノ爲メニ消火栓ヲ設置スヘシ消防用ニ消費シタル水ハ水料ヲ徵收スヘカラス

第十七條 市町村ニ非サル企業者ノ布設シタル水道ニシテ許可年限ノ滿了シタル後ハ關係市町村ハ水道布設ニ用ヒタル費用ヲ支拂ヒ其水道經營ニ必要ナル費用ヲ支拂ヒ其水道及水道經營ニ必要ナル土地物件ヲ買收スルコトヲ得 但水道及水道經營ニ必要ナル土地物件ニシテ布設當時ニ比シ價格ヲ減損シタルモノアルトキハ水道布設ニ要シタル費用ヨリ之ヲ控除ス

前項費用ノ範圍及金額ニ關シ當該市町村ト企業者トノ間ニ爭アルトキハ地方長官之ヲ決定ス其決定ニ不服アル者ハ內務大臣ニ訴願スルコトヲ得

第十八條 市町村ニ非サル企業者ノ布設シタル水道ニシテ關係市町村ニ於テ必要ト認ムルトキハ許可年限ノ滿了前ト雖之ヲ買收スルコトヲ得

前項ノ買收價格ハ協議ニ依リ之ヲ定ム協議調ハサルニキハ鑑定人ノ意見ヲ徵シ地方長官之ヲ決定ス

其決定ニ不服アル者ハ内務大臣ニ訴願スルコトヲ得

第十九條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ市町村又ハ市町村ニ非サル企業者ニ於テ履行スヘキ事項ヲ履行セス又ハ之ヲ履行スルモ充分ナラスト認ムルトキ又ハ必要ノ時限内ニ履行シ得スト認ムルトキハ地方長官ハ府縣費ヲ以テ之ヲ施行シ其費用ヲ市町村又ハ市町村ニ非サル企業者ヨリ之ヲ追徴スルコトヲ得

前項ノ處分ハ豫メ履行期間ヲ指定シテ戒告スルニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス 但第八條ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

第二十條 市町村ニ非サル企業者ニシテ前條ノ費用ヲ指定ノ期限内ニ納付セサルトキハ國稅徵收ニ關スル規定ニ依リテ之ヲ徵收ス

第二十一條 内務大臣ハ必要ト認ムルトキハ水道ノ布設ヲ市町村ニ命スルコトヲ得

第二十二條 内務大臣ノ權限ノ一部ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ地方長官ニ之ヲ委任スルコトヲ得

第二十三條 本令中市又ハ市長トアルハ北海道區制又ハ沖繩縣區制ニ依ル區ニ在リテハ區又ハ區長トシ府縣費トアルハ北海道ニ在リテハ北海道地方費トス

附 則

第八條乃至第十六條ニ於テ市町村及市町村長トアルハ市町村以外ノ企業ニ係ル場合ニハ其ノ企業者ニ

之ヲ準用ス

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

水道條例第三條及第十一條但書ノ規定ニ依ル命令ニ關スル件

(大正一一年七月一九日)
(内務省令第二二號)

改正 昭和三年八月内務省令第二二號

第一條 水道條例第三條ニ規定スル目論見書ニ添付スヘキ水質ノ試驗表ニハ左ノ事項ニ關スル試驗ノ結果ヲ記載スヘシ

- | | |
|-----------------|----------|
| 一、色及清濁 | 二、臭 味 |
| 三、沃 滓 | 四、反 應 |
| 五、亞硝酸 | 六、アムモニア |
| 七、過マンガン酸カリウム消費量 | 八、クロール |
| 九、硝 酸 | 十、硬 度 |
| 十一、蒸發殘渣 | 十二、細菌聚落數 |

前項各號ニ掲クルモノ、外異常成分混在ノ疑アルトキハ特ニ其ノ試驗ノ結果ヲ記載スヘシ

第二條 水道條例第三條ニ規定スル目論見書ニハ工事方法ニ關スル左ノ圖書及書類ヲ添付スヘシ

一、實測平面圖 縮尺六千分一以上

二、實測縱斷面圖 縮尺長六千分一以上
高二百分一以上

但シ配水支管ニ限リ本圖ヲ省略スルコトヲ得

三、取水口、取水管又ハ取水渠、墜道、沈砂池、貯水池、堰堤、餘水路、排泥管又ハ排泥渠、送水管又ハ送水渠、沈砂池、濾水池、殺菌裝置、配水池、配水塔、唧水場、量水室、配水管又ハ配水渠、橋梁、伏越等水道設備ノ構造ニ關スル圖面其ノ他必要ナル細分圖縮尺百分一以上

四、取水量決定ノ理由書

五、一位代價表

六、工費計算書

七、計畫說明書

第三條 實測平面圖ニハ都市區町村ノ名稱及境界、道路、河川、視形線其ノ他地形ヲ表スニ必要ナルモノヲ取水口、取水管又ハ取水渠、墜道、沈砂池、貯水池、堰堤、餘水路、排泥管又ハ排泥渠、送水管又ハ送水渠、沈砂池、濾水池、殺菌裝置、排水池、配水塔、唧水場、量水室、配水管又ハ配水渠、

橋梁、伏越、排氣弁、消火栓、制水弁、配水區劃等ヲ記載スヘシ 但シ管又ハ渠ニ付其ノ徑又ハ幅員ノ異ナルモノハ適宜ノ符號ヲ以テ之ヲ區劃スヘシ

第四條 實測縱斷面圖ニハ地盤高、計畫線ノ高低、取水管送水管及配水本管ノ大サ勾配、動水、勾配線水平距離、水源貯水池、沈砂池、濾水池、唧水場、配水池、配水塔、量水室等ノ標高竝其ノ水位他排氣弁、排泥管又ハ排泥渠、橋梁及伏越ノ位置等ヲ記載スヘシ

第五條 第二條第三號ニ規定スル水道設備ノ構造ニ關スル圖面ニハ地盤線及斷面其ノ他構造ヲ表ハスニ必要ナル事項ヲ記載スヘシ

第六條 取水量決定ノ理由書ニハ水源ノ狀態、湧水量既設水利事業又ハ灌溉ニ必要ナル分水量及消火用其ノ他給水量(各設備ノ設計ノ基礎トナルヘキ水量)法定ノ理由ヲ記載スヘシ

貯水池又ハ調整池ヲ設クルモノニ在リテハ其ノ容量流域ノ面積及狀況、雨量觀測表等計畫ノ基礎トナルヘキ事項ヲ記載スヘシ

第七條 計畫說明書ニハ施工箇所ノ地形及地質、給水區域、現住人口及將來増殖スヘキ豫定人口基本計畫、給水入口、豫定給水人口給水量、清淨方法、配水方法、配水本管線選定ノ理由、管渠ノ斷面及水壓ノ計算方法、各種構造物設計ノ根據其ノ他水道計畫ニ關スル必要ナル事項ヲ記載スヘシ

第八條 地方長官ニ於テ大正十年七月勅令第三百三十一號各號ニ掲クル事項ノ認可又ハ許可ヲ爲ス場

合ニハ水道條例第三條第一項第三、第五及第六並本令第二條第二號乃至第七號ニ規定スル事項ヲ省略セシムルコトヲ得

第九條 市町村ハ左ノ各號ノ施設ヲ爲シ其ノ費用ヲ負擔スルコトヲ得

- 一、本支水管ヨリ家屋内ノ給水用具ニ接続スル細管ニシテ公道ノ地下ニ屬スル部分
 - 二、衛生上特ニ必要アリト認め設置スル家屋内ノ給水用具及本支水管ヨリ之ニ接続スル細管
- 前項ノ規定ハ市町村ニ非サル企業者ニ之ヲ準用ス

附 則

本令ハ大正十年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

水道條令第二十一條ノ二ノ規定ニ依ル

職權委任ニ關スル件

(大正一〇年七月一八日)
(勅令第三三一號)

水道條例第三條及第四條ノ規定ニ依ル内務大臣ノ職權中左ニ掲クル事項ニ關スルモノハ地方長官ニ之ヲ委任ス

- 一、基本計劃ニ於ケル給水人口一萬ヲ超ヘサル水道ノ布設
- 二、前號ノ水道以外ノ水道ノ工費三萬圓ヲ超ヘサル改築又ハ増築但シ基本計劃ニ變更ナキモノニ限ル

附 則

本令ハ大正十年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

私設水道布設許可申請取扱方心得

(大正二年五月二二日)
(内務省訓第一四號)

水道條例第三條ニ依リ市區町村ニ非サル企業者ヨリ水道布設許可申請書ヲ提出シタルトキハ地方長官ハ左ノ事項ヲ調査シ意見ヲ附シテ進達スヘシ 但シ工事方法ニ付テハ水道布設許可ノ後更ニ實施設計ノ認可ヲ受ケシムル方針ヲ以テ其ノ大體ノ計劃ニ付調査スヘシ

- 一、給水區域市區町村ノ意見
- 二、給水區域市區町村ノ資力水道布設ニ堪ユルヤ否
- 三、水源タル河川河沼等ヨリ水利引用ニ關シ利害關係人ニ及ホス影響
- 四、企業ハ成効ノ見込アリヤ否
- 五、申請者ノ信用、資産ノ状態

下水道法

(明治三十三年三月七日)
法律第三二號

第一條 本法ニ於テ下水道ト稱スルハ土地ノ清潔ヲ保持スル爲汚水雨水疏通ノ目的ヲ以テ布設スル排水管其ノ他ノ排水線路及其ノ附屬裝置ヲ謂フ

本法ニ於テ築造ト稱スルハ新築改築及増築ヲ包含ス

第二條 市ニ於テ下水道ヲ築造セムトスルトキハ其ノ設計工費ノ收支豫算及起工竣工ノ期限ヲ定メ内務大臣ノ認可ヲ受クヘシ 但シ命令ヲ以テ定ムル種類ノ改築又ハ増築工事ニ關シテハ此ノ限ニ在ラス

第三條 下水道ヲ設ケタル地ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ市又ハ土地ノ所有者使用者若ハ占有者ハ汚水雨水ヲ下水道ニ疏通スル爲必要ナル施設ヲ爲シ之ヲ管理スルノ義務ヲ負フ

市ニ於テ前項ノ施設ヲ爲シ及之ヲ管理スル場合ニ於テハ市條例ノ定ムル所ニ依リ其ノ費用ヲ土地ノ所有者使用者又ハ占有者ヨリ徴收スルコトヲ得

第四條 前條ノ場合ニ於テ甲地ノ汚水雨水ヲ疏通スル爲必要アルトキハ乙地ニ汚水雨水ヲ通過セシメ又ハ乙地ノ汚水雨水ヲ通過セシムル爲設ケタル工作物ヲ使用スルコトヲ得 但シ乙地ノ爲ニ損害最少キ場所及方法ヲ選ムヘシ

前項ニ依リ他人ノ工作物ヲ使用スル者ハ其ノ利益ヲ受クル割合ニ應シテ工作物ノ施設及管理ノ費用ヲ負擔スヘシ

第五條 下水道ヲ築造シ若クハ之ヲ管理シ又ハ第三條ノ施設ヲ爲シ若クハ之ヲ管理スル爲必要アルトキハ他人ノ土地ヲ使用スルコトヲ得 但シ之カ爲他人ノ受ケタル損害ニ對シ償金ヲ拂フコトヲ要ス

第六條 當該吏員ハ下水道又ハ第三條ノ施設ノ實況ヲ監視スル爲其ノ事由ヲ告知シテ私人ノ土地ニ立ち入ルコトヲ得

第七條 下水道ノ用地ニ必要ナル國有ノ土地ハ之ヲ市ニ讓與シ又ハ無償ニテ使用セシムルコトヲ得

第八條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ私人ニ於テ履行スヘキ事項ヲ履行セス又ハ之ヲ履行スルモ充分ナラスト認ムルトキハ當該吏員ニ於テ之ヲ施行シ其ノ費用ハ市ニ於テ之ヲ支辨スヘシ

前項ノ處分ハ豫メ履行期間ヲ指定シテ戒告スルニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス 但シ必要ノ時限内ニ履行シ得スト認ムルトキハ指定シテ戒告スルニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス 但シ必要ノ時限内ニ履行シ得スト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラス

第九條 前條ノ處分ヲ爲シタルトキハ市ハ市稅ノ例ニ依リ其ノ費用ヲ義務者ヨリ徴收スルコトヲ得

第十條 市ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ町村ノ委託ヲ受ケ町村ノ全部又ハ一部ノ爲ニ其ノ下水道ヲ築造スルコトヲ得

第十一條 内務大臣ハ必要ト認ムルトキハ下水道ノ築造ヲ市ニ命スルコトヲ得

附 則

第十二條 本法ハ明治三十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十三條 本法ハ東京市區改正ニ關スル規定ノ効力ヲ妨ケス

第十四條 本法ノ規程ハ之ヲ區町村ニ準用ス

下水道法施行規則

(明治三十四年七月十日)
(内務省令第二一號)

改 正 大正六年一〇月二〇日内務省令第一三號

第一條 土地ノ所有者使用者又ハ占有者ハ左ノ區分ニ依リ下水道法第三條ノ施設ヲ爲シ及之ヲ管理ス

ルノ義務ヲ負フ 但シ本則第二條ノ場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

一、建物アル土地ニアリテハ之カ築造及修繕ハ其ノ建物ノ所有者

二、建物ナキ土地ニアリテハ之カ築造及修繕ハ其ノ土地ノ所有者

三、建物ノ有無ニ拘ハラズ之ガ掃除及浚渫ハ土地ノ占有者

第二條 市ハ下水道法第三條ノ施設ニシテ公道ニ屬スル部分ヲ築造シ及之ヲ管理スルノ義務ヲ負フ

市ハ土地ノ狀況ニ依リ下水道法第三條ノ施設ニシテ公道以外ニ屬スル部分ヲ築造シ又ハ之ヲ管理スルコトヲ得

第三條 市ハ下水道ノ改築又ハ増築工事ニシテ工費一萬圓未滿ノモノニ關シテハ下水道法第二條ノ認可ヲ受クルコトヲ要セス

第四條 當該吏員下水道法第六條ニ依リ私人ノ土地ニ立チ入ル場合ニ關シテハ汚物掃除法施行規則第十二條ノ規定ヲ準用ス

第五條 下水道法第八條第二項ノ戒告及第九條ノ費用徴收ニ關シテハ汚物掃除法施行規則第十三條及第十四條ノ規定ヲ準用ス

第六條 下水道ニ關シテハ汚物掃除法施行規則第四條第三項及第七條ノ規定ヲ準用ス
下水道及下水道法第三條ノ施設ニ關シテハ汚物掃除法施行規則第十五條ノ規定ヲ準用ス

第七條 東京市及八王子市ニ在リテハ地方長官ノ職務ハ警視總監及東京府知事之ヲ行フ

下水道築造認可申請方

(明治三十四年七月十日
内務省訓令第一一號)

第一條 申請書ニ添付スヘキ圖面及書類ハ左ノ如シ

一、實測平面圖(縮尺二千五百分一以上)

二、實測縱斷面圖(縮尺長二千五百分一以上)高百分一以上

三、排水管及排水渠ノ斷面圖(縮尺五十分一以上)

四、入孔、燈孔、通風器、防臭辯裝置、排水唧筒、沈澱池、濾過池ノ構造ニ關スル圖面其ノ他必要ナル細分圖(縮尺五十分一以上)

五、一位代價表

六、工費計算書

七、計劃說明書

八、下水道管理ニ關スル規程

九、歲入出豫算書

十、起工及竣工年月日

第二條 實測平面圖ニハ市町村界、市町村名、街路、河川、視形線其ノ他地形ヲ顯ハスニ必要ナルモノ、排水區劃、沈澱池、濾過池、排出池、排水管、排水渠、入孔、燈孔等ヲ詳記スヘシ 但シ排水管排水渠ノ管徑幅員ノ異ナルモノハ適宜ノ符號ヲ以テ區別スヘシ

第三條 實測縱斷面圖ニハ計劃線ノ高低、排水管排水渠ノ勾配、水平距離、河川ノ水位、海面ノ干満潮面等總テ必要ナルモノヲ詳記スヘシ

第四條 入孔、燈孔等ノ構造圖ハ平面、斷面其ノ他構造ヲ顯ハスニ必要ナルモノヲ調製スヘシ

第五條 一位代價表ニハ切取、埋立、石垣、「コンクリート」、「モルタル」等各種共其ノ一位トナスヘキモノヲ選ミ一位ニ付テ必要ナル材料、人夫等ノ員數及代價賃金ヲ算シ摘要欄ヲ設ケ單價ノ基ク理由ヲ詳記スヘシ

第六條 工費計算書ニハ各種工事共各部分毎ニ計算ヲ記スヘシ

第七條 計劃說明書ニハ下水道築造ノ必要ナル理由、地形(接壤地ヲモ含ム)地質、排水スヘキ地域及各排水區域ノ名積、其ノ地域及排水區劃ノ面積其ノ地域及各區劃ノ現在人口及將來増殖スヘキ豫定人口、雨水及汚水ノ量、排除方法、幹線選定ノ理由、排水管及排水渠ノ斷面計算、洗滌及通風ノ裝

置、汚水最後ノ處分法、河川ニ放流スルトキハ下流飲用者ノ有無其ノ他苟タモ設計ニ關スルモノハ
共ノ算式及事項ヲ詳記スヘシ

第八條 下水道管理ニ關スル規程ニハ下水道ノ修繕、掃除及下水道又ハ市ノ義務ニ屬スル下水道法第
三條ノ施設ト土地ノ所有者使用者ノ義務ニ屬スル施設トノ連結等ニ關スル必要ノ事項ヲ規定スヘシ
第九條 圖面ハ總テ蠟布ヲ用ヒ計劃線路、構造等ヲ識別スルニ容易ナラシムル爲メ彩色ヲ施シ設計者
ヲシテ署名捺印セシムヘシ

便所取締規則

(明治四十年十二月十三日)
縣令第六十六號

(440)

第一條 本則ニ於テ公共便所ト稱スルハ道路又ハ道路ニ沿ヒタル地ニ於テ公衆ノ用ニ供スルノ目的ヲ
以テ設置セルモノヲ云ヒ私用便所ト稱スルハ公共便所ニアラサルモノヲ云フ
第二條 便所ヲ新設又改造セントスルトキハ著手前所轄警察官署ニ願出許可ヲ受クヘシ
工事落成ノ上ハ使用前所轄警察官署ノ検査ヲ受クヘシ
第三條 公共便所ヲ新設又ハ改造セントスル場合ノ願書ニハ左ノ事項ヲ具備スヘシ

一、設置ノ場所

二、構造仕様書

三、平面横断面及ヒ建圖

四、落成期日

第四條 公共便所ノ位置及ヒ構造ハ左ノ制限ニ依ルヘシ

一、飲料水、河、泉又ハ溝渠等ヨリ相當ノ距離ヲ有シ衛生上支障ナキ場所タルコト

二、敷地ハ地盤ヨリ五寸以上ノ高サトシ石、煉瓦石、セメント蔽又ハ漆喰蔽トナスコト

三、便池ハ内外ニ釉藥ヲ施シタル甕、煉瓦石、石材其他不滲透質ノ材料ヲ用ユルコト

四、便池上椽ノ周圍ハ「セメント」ノ類ヲ以テ厚サ三寸以上ニ固メ汚液ノ便池中ニ流下シ易キ様漏斗
狀ニナスコト

五、兩便所ヲ併置スルトキハ便池ヲ各別ニスルコト但シ警察官署ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此限りニ
アラス

六、小便所ハ流シ便所トシ踏段ハ石又ハ煉瓦石ヲ以テ高サ五寸以上トシ流シノ部分ハ同種類ノ材料
ヲ以テ築造シ適當ノ勾配ヲ付シ汚液ヲ便池中ニ流下セシムヘキ構造ヲナスコト

七、大便所ハ三尺五寸四方以上トシ踏板ハ便池ノ上椽ヨリ二尺以上ノ高サヲ有セシムルコト

(441)

八、壁据ハ石又ハ煉瓦石ヲ以テ敷地ヨリ一尺以上積上クルコト

九、前面ニハ幅二尺以上ノ内土間ヲ設クルコト

十、屋根ハ瓦、石盤又ハ亜鉛葺トシ換氣窓ヲ設クルコト

十一、汲取口ニハ緊密ナル覆蓋ヲナスコト

十二、便所ノ入口道路ニ面セルトキハ適當ナル目隠ヲ設クルコト

第五條 公共便所ニハ見易キ處ニ管理者及ヒ掃除人ノ住所氏名ヲ記シタル標札ヲ釘付スヘシ

第六條 公共便所ニハ標燈ヲ掲ケ夜間ハ點火スヘシ

第七條 私有便所ノ位置及ヒ構造ハ第四條第一號、第三號、第四號、第十一號及ヒ第十二號ノ制限ニ依

ルヘシ但シ特ニ汲取口ヲ設ケサルモノニ付テハ第十一號ノ制限ニ依ルノ限ニアラス

第八條 私有便所ニシテ屋外ニ設置セル場合ニ於テハ前條ニ依ルノ外適當ナル屋根ヲ設クヘシ

第九條 私有便所ニシテ別ニ規定アルモノハ本則ノ外其定ムル處ニ依ルヘシ

附 則

第十條 從來設置ノ公共便所ニシテ本則第四條ノ制限ニ適合セサルモノハ時間ヲ指定シ改造又ハ廢除

ヲ命スルコトアルヘシ

第十一條 本則施行ノ地域ハ告示ヲ以テ定ム

第十二條 明治三十九年六月福島縣令第三十九號便所取締規則ハ本則施行ノ日ヨリ廢止ス

便所取締規則取扱手續

(明治四十年十二月十六日)
訓示第三十一號

沿革 明治四五年訓示第一六號、昭和一〇年四訓示第九號改正

第一條 規則第二條ニ依リ便所ノ新設又ハ改造ノ願出アリタルトキハ左ノ事項ヲ調査シ不都合ナキト

キハ許可スヘシ

一、公共便所ニ付テハ願書ハ規則第三條各號ノ事項及其位置、構造ハ同則第四條ノ制限ニ適合セシムルヤ否ヤ

二、私有便所ニ付テハ其位置ハ規則第四條ノ制限ニ適合セルヤ否ヤ

第二條 工事落成ノ届出アリタルトキハ規則第四條及第七條第八條ノ制限ニ適合セルヤ否ヤヲ調査シ不都合ナキトキハ使用ヲ許可スヘシ

第三條 (削除)

第四條 規則第四條第五號、但書ノ場合ニ於テハ兩便所共ニ流シ便所ノ構造トナス等不都合ナキトキハ許可スヘシ

第五條 規則第四條第一號及第七條ニ於ケル便所ノ位置ハ可成飲料水ヨリ五間以上河、泉又ハ溝渠等ヨリ二間以上ノ距離ヲ保タシムヘシ但シ衛生上支障ナシト認ムルトキハ之ニ據ラサルコトヲ得

第六條 規則第十條ニ依リ便所ノ改造又ハ廢除ヲ命スルノ必要アリト認ムルトキハ事由ヲ具シ指揮ヲ請フヘシ

附 則

第七條 明治三十九年六月訓示第一五號便所取締規則施行心得ハ之レヲ廢止ス

便所取締規則中公共便所ニ關スル規定

適用區域ノ件

(明治四十年十二月十七日)
告示第七百六十八號

明治四十年十二月十三日福島縣令第六十六號便所取締規則中公共便所ニ關スル規定ハ左ノ場所ニ適用ス

福島市 若松市 (安積郡郡山町)
岩瀬郡須賀川町 西白河郡白河町 石城郡平町

便所取締規則中私用便所ニ關スル規定適用區域

(昭和十年四月十一日)
告示第二百六十二號

便所取締規則中私用便所ニ關スル規定適用區域昭和十年四月十一日告示第二百六十二號便所取締規則中私用便所ニ關スル規定適用町村ヲ左ノ通改メ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

便所取締規則中私用便所ニ關スル規定適用區域

信夫郡 飯坂町、松川町、瀬上町
伊達郡 桑折町、保原町、梁川町、湯野村、掛田町、川俣町、藤田町、飯野村、半田村大字南半田、月館町、富田村大字鶴澤、明治村、長岡村
安達郡 二本松町、本宮町、小湊町、高川村大字高玉、油井村
安積郡 日和田町
岩瀬郡 須賀川町、長沼町、鏡石村、牧本村
西白河郡 白河町、矢吹町、釜子村
田村郡 三春町、小野新町、常葉町、船引町、瀧根村大字神俣
石川郡 石川町、淺川村、中谷村大字双里

東白川郡 棚倉町、豊里村、常豊村、竹貫村
 石城郡 勿來町、植田町、平町、小名濱町、湯本町、四倉町、江名町、内郷村
 雙葉郡 浪江町、富岡町、久ノ濱町、新山町、長塚村、上岡村大字本岡
 相馬郡 中村町、鹿島町、原町、小高町
 耶麻郡 喜多方町、猪苗代町、鹽川町、磐梯村、長瀬村、山都村
 河沼郡 坂下町、野澤町、柳津村大字柳津
 大沼郡 高田町、本郷町、永井野村、西川村大字宮下
 南會津郡 田島町、楡原村
 北會津郡 東山村、町北村、川南村、神指村大字黒川

水槽便所取締規則

(昭和五年三月二十七日)
 (縣令第七號)

第一條 本令ニ於テ水槽便所ト稱スルハ水ヲ使用シテ糞尿ヲ處理スル裝置ヲ有スル便所一切ノ設備ヲ謂フ

第二條 水槽便所ヲ建設セムトスル者ハ左記事項ヲ具シ知事ニ願出許可ヲ受クヘシ

- 一、設置者及管理者ノ住所氏名(法人ニ在リテハ其ノ名稱事務所々在地及代表者ノ住所氏名)
- 二、設置ノ場所及坪數
- 三、建物ノ面積及平面圖
- 四、建物ノ用途
- 五、建物内ニ常住スル人員
- 六、通勤者アルトキハ其ノ人員
- 七、外來者一日平均見込人員
- 八、官衙、學校、病院、劇場其ノ他多衆ノ來集ヲ目的トスル建物ニアリテハ其ノ最高收容人員
- 九、便所ノ位置及構造ヲ示ス圖面
- 一〇、淨化裝置各槽ノ有效內容積
 - 一一、各槽ノ構造仕様書並圖面(配置圖、平面圖、主要斷面圖、各縮尺二十分ノ一以上)
 - 一二、便器ヨリ屎尿ヲ腐敗槽ニ誘導スヘシ水漑裝置及用水槽ノ構造並用水補給方法
 - 一三、便器ヨリ各槽ヲ經テ放流場所ニ至ルマテニ設置スル導管ノ用材及其ノ大サ並汚水排出ノ場所
 - 一四、淨化方法ノ概要及消毒方法
 - 一五、汚水放流場所並其ノ下流六十間以内ノ水路溝渠ノ狀況ヲ表示シタル圖面

一六、工事竣工豫定期日

第三條 前條第九號乃至第十五號ノ專項ヲ變更セムトスルトキハ其ノ事由ヲ具シ知事ニ願出許可ヲ受クヘシ

前條第一號乃至第八號第十六號ノ事項ヲ變更シタルトキハ速ニ知事ニ届出ツヘシ

第四條 水槽便所ノ淨化裝置ハ腐敗槽、酸化槽、消毒槽ニ區分シ酸化槽ハ二個以上ト爲シ少クトモ一個ハ撒水式又ハ點滴式濾過床トナスヘシ

第五條 腐敗槽、酸化槽及消毒槽ノ構造ハ左ノ制限ニ從フヘシ

一、地盤及壁ハ厚サ二「デシメートル」以上ノ「コンクリート」又ハ煉瓦類ヲ以テ築造シ内部ハ厚サ

二、「センチメートル」以上ノ不透透質材料ヲ以テ塗布スルコト

二、腐敗槽ノ深サハ水平面下ニ於テ一、「センチメートル」以上其ノ有效容積ハ一、五「立方メートル」以上トシ使用人員三十人ヲ超ユルトキハ一人ニ對シ〇、〇五「立方メートル」以上ヲ増スコト但シ通

勤者外來者等ニ對シテハ常住者ヲ基準トシ適當ニ其ノ割合ヲ定ムルコト

三、酸化槽内濾過床ノ高サ一、「メートル」以上其ノ容積〇、八「立方メートル」以上トナシ一日間ニ灌

注スル汚水量ト同一以上ノ有效容積ヲ有スルコト

四、使用人員一人ニ對シ二五、「リットル」以上ノ水ヲ灌注シ得ヘキ水槽ヲ設備スルコト但シ水道布

(448)

設地ニシテ水漑裝置ヲ水道管ニ直結シ自働的ニ用水ヲ補給シ得ル構造ニヨルモノハ其ノ設備ヲ省略スルコトヲ得

略スルコトヲ得

五、水漑裝置及汚水排出ニ要スル導管ノ接合部ハ液ノ漏泄セサル様充分ニ密着セシムルコト

六、放流水ハ原汚水ニ對シ酸素吸收量及蛋白性「アムモニア」ノ含量ニ於テ四五、〇「パーセント」以上ノ減少率ヲ示スコト

第九條 水槽便所及排出汚水ハ必要ニ應シ之カ検査ヲ行フ

前項検査ノ結果構造設備又ハ放流汚水ニシテ本令ニ適合セサルモノアリト認ムルトキハ其ノ使用又ハ放流ヲ禁止シ構造設備ノ修築變更ヲ命スルコトアルヘシ

第十條 水槽便所設置者及管理者ハ左ノ各號ヲ遵守スヘシ

一、汚水ノ放流ヲ禁止セラレタルトキハ直チニ其ノ排出口ノ水門ニ鎖鑰ヲ施シ之ニ所轄警察署ノ封印ヲ受クルト同時ニ汚水ハ横溢セサル様汲取ヲナスヘシ

二、便所ノ使用者一人ニ付一日二五、「リットル」以上ノ水ヲ便器ニ漑注スヘシ

三、腐敗槽ハ一年一回以上掃除ヲ行ヒ沈澱物ヲ除去スヘシ

前項ノ沈澱物ハ公衆衛生上有害ナキ方法ニヨリ處分スヘシ

四、水槽便所ノ使用ヲ廢止シタルトキハ十日以内ニ知事ニ届出ヘシ

(449)

第十一條 水槽便所設置者及管理者左ノ各號ノ一ニ該當スルトハ拘留又ハ科料ニ處ス

一、第二條、第三條、第七條、第十條ノ規定ニ違反シタルトキ

二、第八條各號ノ規定ニ依ル命令若ハ處分ニ違反シタルトキ

三、正當ノ事山ナクシテ第九條ニ依ル臨檢又ハ檢査ヲ拒ミタルトキ

第十二條 水槽便所ノ設置者若ハ管理者カ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ本令ニ依リ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人又ハ保佐人ニ法人ニシテ其ノ代表者又ハ從業者本令ニ違反シタルトキハ之ヲ代表者ニ適用ス

第十三條 本令ニヨリ知事ニ提出スヘキ書類ハ所轄警察署ヲ經由スヘシ

附 則

第十四條 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第十五條 本令施行前ニ設置シタル水槽便所ニシテ他ノ法令ニ依リ許可又ハ承認ヲ受ケタルモノハ本令ニヨリ許可ヲ受ケタルモノト見做ス

水槽便所取締規則施行手續

(昭和五年三月二十七日)
訓令第八號

第一條 警察署長ハ水槽便所取締規則(以下單ニ規則ト稱ス)第二條ノ出願ヲ受理シタルトキハ規則第五條記載ノ該當事由ヲ調査シ意見ヲ附シ速カニ進達ス

第二條 警察署長ハ規則第二條ノ出願又ハ第七條ノ届出ニ依リ技術員實地檢査ノ場合ハ署員ヲシテ立會ハシムヘシ

規則第九條ノ場合亦同シ

第三條 警察署長ハ常ニ署員ヲシテ隨時管内水圖便所設置ノ個所ニ臨檢セシメ左ノ各號ニ該當スルモノアリト認ムル時ハ事實ヲ詳具シ速ニ警察部長ニ申報スヘシ

一、放流著シク濁濁シ又ハ甚ク臭氣ヲ放ツトキ

一、放流汚水ノ消毒不安全ナリト認メタルトキ

一、規則第十條ノ遵守事項ニ違反シタルトキ

一、其ノ他公衆衛生上有害ト認メタルトキ

第四條 規則第九條ニ依リ汚水放流ノ禁止ヲ命シタル場合ハ直チニ其ノ排出口ノ水門ニ鎖鑰ヲ施シ警

便所其ノ他ニ石油乳劑殺虫劑撒布其ノ他ニ關スル件

沿革 大正十五年六月縣令第四十五號

(大正十一年七月六日)
縣令第四十五號

第一條 左ニ掲クル場所ノ便所塵芥置場又ハ下水溝ニハ毎年五月一日ヨリ十月三十一日ニ至ル期間五日毎ニ一回以上石油乳劑其ノ他ノ殺虫劑ヲ撒布スヘシ

一、宿屋、料理店、飲食店、貸座敷、待合茶屋其ノ他客ノ來集ヲ目的トスル營業所

二、牛乳搾取場、清涼飲料水製造場、魚市場、魚貝類販賣營業所、飲食物販賣營業所、飲食物調製販賣所

三、諸興行(假小屋ヲモ含ム)遊戯場

四、私設鐵道停車場待合所

五、工場法ノ適用ヲ受クル工場

六、一般人ニ使用セシムル目的ヲ以テ設置シタル共用便所

第二條 前條ノ場所ノ管理者ニシテ當該官吏ノ督促ヲ受ケ之ヲ履行セサルトキハ科料ニ處ス

第三條 法人ノ代表者又ハ其ノ從業者本令ニ違反シタル場合ニ於テハ本令ニ規定シタル罰則ヲ法人ニ

(454)

適用ス

法人ヲ罰スヘキ場合ニ於テハ法人ノ代表者ヲ以テ被告人トス

汚物掃除法

(明治三十年三月七日)
法律等三十一號

沿革 昭和五年五月法律第三十一號改正

第一條 市内ノ土地所有者使用者又ハ占有者ハ命令ノ定ムルニ依リ其ノ地域内ノ汚物ヲ掃除シ清潔ヲ保持スル義務ヲ負フ

第二條 市ハ本法其ノ他ノ法令ニ依リ別段ノ義務者アル場合ヲ除クノ外其ノ區域内ノ汚物ヲ掃除シ清潔ヲ保持スルノ義務ヲ負フ

第三條 市ハ義務者ニ於テ蒐集シタル汚物ヲ處分スルノ義務ヲ負フ但シ命令ヲ以テ別段ノ規定ヲ設クルコトヲ得

第四條 市ニ於テ前條ノ處分ヲ爲シタル爲生スル收入ハ市ノ市所得トス

第四條ノ二 市ハ汚物處理ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ手数料又ハ使用料ヲ義務者ヨリ徵收スルコトヲ得

(455)

第五條 市ハ汚物掃除ノ施行及實況ヲ監視セシムル爲必要ナル吏員ヲ置クヘシ

第六條 當該吏員ハ掃除ノ實況ヲ監視シ必要ナル事項ヲ施行スル爲其ノ事由ヲ告知シテ私人ノ土地ニ立入ルコトヲ得

第七條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ私人ニ於テ履行スヘキ事項ヲ履行セス又ハ之ヲ履行スルモ充分ナラスト認ムルトキハ當該吏員ニ於テ之ヲ履行シ其ノ費用ハ市ニ於テ之ヲ支辨スヘシ
前項ノ處分ハ豫メ履行期間ヲ指定シテ戒告スルニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス但シ必要ノ時期内ニ履行シ得ルト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラス

第九條 汚物ノ種類汚物掃除竝清潔保持ノ方法施設ニ關スル事項命令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則

第十條 本法ハ明治三十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十一條 地方長官ハ區町村、町村制ヲ施行セサル地方ニ在リテハ町村ニ準スヘキ地又ハ其一部ヲ指定シ本法ノ全部又ハ一部ヲ準用スルコトヲ得

汚物掃除法施行規則

(明治三十三年三月八日)
(內務省令第五號)

沿 革

明治四十三年四月內務省令第一三號、大正六年一〇月第一一號
昭和三年五月第一九號、四年七月第二一八號、五年五月第一一八號改正

第一條 汚物掃除法ニ依リ掃除スヘキ汚物ハ塵芥汚泥水糞尿トス

第二條 市内ノ土地ノ占有者ハ其ノ地域内ハ汚物ヲ掃除シ清潔ヲ保持スヘシ

建物ノ所有者ハ其ノ建物アル土地ノ清潔保持ノ爲必要ナル溝渠ヲ築造修繕スヘシ

第三條 掃除義務者ハ覆蓋アル容器ヲ備ヘ掃除シタル塵芥ヲ其ノ容器ニ蒐集スヘシ但シ其ノ容器ハ市ニ於テ之ヲ設備スルコトヲ得

地方長官必要アリト認ムルトキハ前項ノ容器ヲ厨芥用及雜芥用區別セシムルコトヲ得

汚泥ハ之ヲ適當ノ容器ニ蒐集スヘシ

土地ニ定着シタル塵芥溜ハ之ヲ設置スルコトヲ得ス

第四條 溝渠ノ汚水ハ之ヲ公共溝渠又ハ適當ノ場所ニ排泄スヘシ

地方長官ハ土地ノ狀況ニ依リ前項ニ拘ハラズ別段ノ施設ヲ許可スルコトヲ得
地方長官ハ汚水ノ性質ニ依リ公共溝渠ヲ排泄セシムヘカラスト認ムルトキハ適當ノ施設ヲ爲サシム
ヘシ

第四條ノ二 糞尿ハ公共溝渠、下水道(地方長官ノ指定シタルモノヲ除ク)又ハ河川、運河、池沼等公共
ノ用ニ供スル水面ニ之ヲ放流スルコトヲ得ズ但シ地方長官ノ許可シタル汚物處理槽ヲ通過シタルモ
者ノハ此ノ限ニ在ラズ

第五條 市ハ掃除義務者ノ蒐集シタル汚物ヲ一定ノ場所ニ運搬シ塵芥ハ之ヲ焼却スヘシ但シ特別ノ事
由ニ依リ地方長官ノ認可ヲ受ケタルトキハ焼却以外ノ方法ヲ以テ處理スルコトヲ得
戸口調密ナル地區ニ關シテハ市ハ毎日一回各戸ヨリ塵芥ヲ搬出スヘシ

第六條 市ハ第四條ノ溝渠ノ汚水ヲ排泄スル爲必要ナル公共溝渠ヲ築造修繕スヘシ
公共溝渠ハ成ヘク覆蓋ヲ設クヘシ

公共溝渠ノ汚水ハ之ヲ適當ノ場所ニ排泄スヘシ

第七條 公共溝渠ニ沿フタル土地ニ於テ公共溝渠ニ害ヲ及ホスヘキ虞アル行爲ヲ爲ス者ハ其ノ害ヲ豫
防スル爲必要ナル施設ヲ爲スヘシ

第八條 市ハ公共便所ヲ築造修繕スヘシ

第八條ノ二 汚物掃除法第四條ノ二ニ依リ徵收シ得ヘキ手数料及使用料左ノ如シ

一、糞尿ノ汲取、運搬ニ關スル手数料

二、塵芥容器ニ關スル使用料

第九條 市ハ其ノ義務ニ屬スル場所ノ掃除、掃除義務者ノ蒐集シタル汚物ノ運搬及其ノ汚物ノ處分ニ
關シ方法順序ヲ定メ地方長官ニ届出ツヘシ

第十條 汚物掃除法第五條ニ依リ市ニ設置スル掃除監視吏員ノ職務ハ左ノ如シ

一、汚物掃除法第二條及第三條ノ事項ニ關シ掃除人ヲ指揮監督ス

二、公共溝渠公共便所塵芥焼却場其ノ掃除ニ關スル施設ヲ巡視ス

三、汚物掃除法第一條ニ依リ私人ノ履行スル掃除ノ實況及溝渠便所其ノ他掃除ニ關スル私人ノ施設
ヲ巡視ス

四、汚物掃除法第七條ニ依リ履行期間ヲ指定シテ私人ニ戒告シ及私人ノ履行スヘキ事項ヲ施行ス

第十一條 市ハ掃除監視吏員ノ組織、定員及職務章程ヲ定メ地方長官ニ届出ツヘシ

第十二條 掃除監視吏員汚物掃除法第六條ニ依リ私人ノ土地ニ立入ルハ日出後日没前ニ於テシ制服ヲ
著スル外證票ヲ携帯スヘシ

第十三條 掃除監視吏員汚物掃除法第七條ニ依リ戒告スルトキハ職務章程ニ別段ノ規定アル場合ノ外

市長ノ指揮ヲ受クヘシ

戒告ハ付録書式ニ依リ書面ヲ以テ義務者ノ家ニ送達スヘシ

第十四條 汚物掃除法第八條ニ依リ市ニ於テ同法第七條ノ費用ヲ義務者ヨリ徴收スルトキハ實費ノ内譯ヲ付シタル令狀ヲ發スヘシ

令狀ノ書式及交付ハ市税ノ令狀ニ準スヘシ

第十五條 汚物ノ爲又ハ溝渠便所其ノ他掃除ニ關スル施設ノ爲衛生上危害ヲ受クル者ハ掃除監視吏員

ニ申告スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ掃除監視吏員ハ職務章程ニ定ムル期間ニ之ヲ臨檢スヘシ

第十六條 本則ニ依リ私人ニ於テ履行スヘキ事項ヲ掃除監視吏員ノ指定シタル期間ニ履行セサル者ハ科料ニ處ス

第十七條 第四條ノ二ノ規定ニ違反シタル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ拘留若ハ科料ニ處ス

第十七條ノ二 左ニ掲クル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

一、公共溝渠、不水又ハ河川、運河、池沼、道路公園等公共ノ用ニ供スル水面又ハ地域ニ塵芥ヲ投棄シタル者

二、公共溝渠又ハ下水道ニ土石ヲ投棄シタル者

附 則

第十八條 下水道ヲ布設シタル地ニハ溝渠ニ關スル本則ノ規定ヲ施行セス

第十九條 削除

第二十條 地方長官ハ第二條ノ義務ノ負擔區分ニ關シ別段ノ規定ヲ設クルコトヲ得

第二十一條 地方長官ハ戸口稀薄ナル地域ノ義務者、廣大ナル地若ハ建物ヲ占有スル義務者又ハ業態上多量ニ汚物ヲ生スル義務者ノ掃除シタル汚物ノ處分ニ關シ第三條及第五條ニ拘ラス別項ノ規定ヲ設クルコトヲ得

第三十二條 地方長官特別ノ事由アリト認ムルトキハ第五條ノ規定ニ拘ラス當分ノ内掃除義務者ヲシテ尿尿ノ處分ヲ爲サンコトヲ得

第二十三條 削除

第二十四條 地方長官ハ本則ニ定ムルモノ、外汚物ノ掃除溝渠便所ノ構造其ノ他清潔保持ノ方法及施設ニ關シ必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得

第二十五條 東京ニ在リテハ地方長官ノ職務ハ警視總監及東京府知事之ヲ行フ

附 則 (昭和五年內務省令第十八號)

本令中第五條及第二十二條ノ規定ハ昭和六年四月一日ヨリ其他ノ規定ハ昭和五年五月法律第八號汚物掃除法中改正法律施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 録

戒 告 書

一、履行スヘキ事項

(記載例)

(臺所流ヨリ公共溝渠ニ通スル小溝ノ處々破損セル部分ヲ修繕スルコト)

(井戸流ノ板ノ腐朽セルヲ改築スルコト又該流ヨリ溝渠迄ノ水路ナキヲ以テ溝渠ヲ改築スルコト)

(東側ノ椽ニ沿フテ設ケタル洗面所ノ下ノ吸込ミトナリタル場所ニ排水上適當ノ施設ヲ爲スコト)

一、履行スヘキ期間 送達ノ日(又ハ時)ヨリ何日(又ハ何時間)以内

右汚物掃除法第七條ニ依リ戒告ス

年 月 日

(462)

職 氏

名 印

氏 名 殿
年 月 日 時 送

氏

名

汚物掃除法令施行規則

(明治三十三年七月二十八日
縣令等五十八號)

沿 革 明治四〇年一二月縣令第六五號 昭和六年三月第八號改正

第一條 汚物掃除施行規則第二條ニ依リ建物又ハ土地ノ所有者若ハ同則第六條ニ依リ市ニ於テ築造ス

ヘキ溝渠ノ構造ハ左ノ規定ニ據ルヘシ

一、暗渠ハ石材煉瓦「セメント」蔽若シクハ内外ニ釉藥ヲ施シタル陶管ヲ用ヒ其ノ陶管ノ接合部ハ「セメント」入膠泥ヲ以テ包囊スヘシ

露渠ハ石材煉瓦「セメント」蔽内外ニ釉藥ヲ施シタル陶樋又ハ厚板(厚サ八分以上)ヲ以テ作ルヘシ

但陶樋ノ接合部ハ「セメント」入膠泥ヲ以テ包囊スヘシ

第二條 土地ノ狀況ニ依リ汚水ヲ溝渠又ハ適當ノ場所ニ排泄シ難キトキハ警察署ノ認可ヲ得テ人家及

飲料水ヲ距ル三間以上ノ場所ニ汚水溜ヲ設クルコトヲ設クルコトヲ得

煉水溜ハ不滲透質ノ材料又ハ厚板ヲ以テ構造シ且適當ノ覆蓋ヲ設クヘシ汚水溜ノ汚水ハ充溢セサル

様波ミ取り公共溝渠又ハ適當ノ場所ヘ排棄スヘシ

(463)

第三條 掃除義務者ニ於テ備フヘキ塵芥容器ハ陶器又ハ金屬製若クハ木製ニシテ覆蓋ヲ有シ汚物ノ漏泄セザルモノヲ用フヘシ

但場所ニ依リ警察官署ノ認可ヲ得テ數人共同ノ塵芥容器ヲ用ユルコトヲ得

第四條 掃除義務者ニ於テ汚泥容器ヲ備ヘントスルトキハ陶器又ハ金屬製若ハ木製トシ且ツ覆蓋ヲ設クヘシ

第五條 左ニ掲クル汚水ハ掃除義務者ニ於テ本條所定ノ方法ニ依リ處置シ公共溝渠ニ排泄スヘカラス

一、劇毒性ノ物質ヲ含有スルモノ

二、甚タシキ臭氣ヲ發スルモノ

三、多量ノ沈澱物ヲ混スルモノ

四、屍體解剖ニ因リ生シタルモノ

五、外科手術ニ因リ生シタルモノ

六、屍體湯灌ニ因リ生シタルモノ

七、前項ノ外警察官吏ニ於テ有害ト認ムルモノ

本條第一號第二號第四號第五號第六號ノ汚水ハ警察官吏ノ承認ヲ得タル場所ニ排棄スヘシ但相當除害又ハ消毒ヲ爲シタルモノハ直ニ公共溝渠又ハ適當ノ場所ニ排棄スルコトヲ得

本條第三號ノ汚水ハ汚泥取扱場ニ搬出スヘシ但沈澱物ヲ漏過シタルモノハ公共溝渠又ハ適當ノ場所ニ廢棄スルコトヲ得

本條第七號ニ該當スルモノハ警察官吏ノ指定シタル方法ニ依リ處置スヘシ

第六條 塵芥運搬容器及汚物運搬容器ハ堅牢ニシテ物ノ漏泄セサル様構造シ且ツ適當ノ覆蓋ヲ設クヘシ

第七條 市町村ニ於テ塵芥取扱場塵芥焼却場及汚泥取扱場ヲ設置セントスルトキハ其位置構造仕様書及圖面ヲ具備シ當廳ノ認可ヲ受クヘシ

第八條 塵芥取扱汚泥取扱場ノ位置及構造ハ左ノ規定ニ據ルヘシ

一、人家道路及飲料水ヲ距ルコト十五間以上

二、取扱場ノ周圍及地盤ハ石材煉瓦「セメント」「コンクリート」「漆喰」又ハ厚板ト爲シ適當ノ家根ヲ

設クルコト

第九條 塵芥焼却場ノ位置及構造ハ左ノ規定ニ依ルヘシ

一、人家道路及飲料水ヲ距ルコト三十間以上

二、周圍ニハ高サ一間半以上ノ塙塹ヲ設クルコト

三、焼却竈ハ高サ八間以上ノ煙突ヲ設ケ消煙ノ裝置ヲ爲スコト

第九條ノ二 市ニ於テ蒐集シタル塵芥ヲ燒却以外ノ方法ニ依ルニ非サレハ處理シ難キ特別ノ理由アルトキハ左ノ各號ノ事項ヲ具シ知事ノ認可ヲ受ケ之ヲ處分スルコトヲ得其ノ變更ヲ爲サムトスル時亦同シ

一、處分スヘキ場所並ニ其ノ坪數

二、處分場所ノ周圍五百「メートル」以内ノ見取圖

三、處分ノ方法並ニ一日ノ處分量

四、處分ノ期間

五、燒却シ難キ理由

第十條 廁圍ノ位置及構造ハ便所取締規則ニ依ルヘシ

第十條ノ二 尿尿ヲ公共溝渠下水道(知事ノ指定シタルモノヲ除ク)河川、運河、池沼等公共ノ用ニ供スル水面ニ放流セムトスル者ノ設備スヘキ汚物處理槽ノ構造設備ハ水槽便所取締規則ニ依ルヘシ

第十一條 尿尿運搬容器ハ堅牢ニシテ密閉スヘキ覆蓋ヲ備ヘ臭氣及汚液ノ發散漏泄セサル様構造スヘシ

第十二條 尿尿汲取及運搬時限ハ日沒時ヨリ日出後二時間ヲ過ク可ラス但土地ノ狀況ニ依リ特ニ警察官署ノ認可ヲ得タル者ハ此限りニアラス

第十三條 本則第一條第二條第三條第四條第五條第六條及第十條第十一條第十二條ニ違背シタルモノハ十日以下ノ拘留又ハ壹圓九拾五錢以下ノ科料ニ處ス

附 則

第十四條 從來設置セル塵芥溜ハ當分ノ内其使用ヲ許可ス溝渠及廁圍ハ明治三十四年六月三十日迄ニ本則ニ依リ改造スヘシ

第十五條 本則ハ明治三十三年法律第三十一號汚物掃除法施行ノ地ニ限り之ヲ施行スルモノトス但同法ヲ準用シタル地域ニ於テハ其準用シタル事項ニ關シテノミ本則ヲ施行ス

第十六條 市ハ當分ノ内尿尿ノ處分ヲ爲シ難キ場合ニ於テハ事由ヲ具シ知事ノ認可ヲ受ケ掃除義務者ヲシテ之ヲ爲サシムルコトヲ得

汚物掃除法準用ノ件

(明治四十二年四月六日)
縣令第十三號

沿革 大正十三年一〇月縣令第五二號改正

明治三十三年法律第三十一號汚物掃除法第十一條ニ依リ石城郡平町ニ對シ汚物掃除法ノ全部ヲ準用ス
本令ハ明治四十二年五月一日ヨリ之ヲ施行ス

同

(大正十二年八月二十七日)
縣令第三十三號

明治三十三年法律第三十一號汚物掃除法第十一條ニ依リ西白河郡白河町ニ對シ汚物掃除法ノ全部ヲ準用ス

同

(大正十四年四月十一日)
縣令第二十九號

明治三十三年三月法律第三十一號汚物掃除法第十一條ニ依リ左ノ各町ニ對シ汚物掃除法施行規則第六條第八條ヲ除キ汚物掃除法ヲ準用ス

- 一、信夫郡飯坂町
- 一、田村郡三春町
- 一、伊達郡川俣町
- 一、相馬郡中村町
- 一、安達郡二本松町
- 一、相馬郡原町
- 一、岩瀬郡須賀川町
- 一、耶麻郡喜多方町

附則

本令ハ大正十四年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

同

(昭和六年三月二十七日)
縣令第九號

明治三十三年法律第三十一號汚物掃除法第十一條ニ依リ耶麻郡喜多方町、岩瀬郡須賀川町、田村郡三春町ニ對シ汚物掃除法ノ全部ヲ準用ス

同

(昭和六年三月二十七日)
縣令第十號

明治三十三年法律第三十一號汚物掃除法第十一條ニ依リ左ノ各町ニ對シ汚物掃除法施行規則第六條第八條ヲ除キ汚物掃除法ヲ準用ス

- 一、石城郡湯本町
- 一、安達郡本宮町
- 一、石城郡小名濱町
- 一、伊達郡梁川町
- 一、石城郡植田町
- 一、伊達郡保原町
- 一、石城郡四倉町
- 一、河沼郡坂下町
- 一、石川郡石川町
- 一、大沼郡高田町
- 一、東白川郡棚倉町
- 一、耶麻郡猪苗代町

本令ハ昭和六年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

塵芥焼却場設置ニ關スル件

(昭和三年二月二十四日辰衛收第二七四五號)
各警察署長宛衛生課長通牒

爾今塵芥焼却場設置セントスルトキハ關係法令ニ據ルノ外左記各項具備シ認可申請セシムル様御取扱相成度依命此段及通牒候也

記

- 一、設置場所
- 二、敷地坪數
- 三、建物ノ種別構造及坪數並配置(圖面ニ通添付ノコト)
- 四、塵芥扱場ノ位置構造及坪數
- 五、焼却設備ノ型式、構造及其ノ操作詳細(圖面ニ通添付ノコト)
- 六、一日焼却能率
- 七、焼却設備ニヨリ副事業ヲナスモノハ其ノ詳細
- 八、設置工場及經常費
- 九、起工、竣工年月日

(470)

娼妓取締規則

(明治三十三年十月二日)
内務省令第四十四號

第一條 十八歳未満ノ者ハ娼妓タル事ヲ得ス

第二條 娼妓名簿ニ登録セラレタル者ハ娼妓稼ヲ爲スコトヲ得ス

娼妓名簿ハ娼妓所在地所轄警察官署ニ備フルモノトス

娼妓名簿ニ登録セラレタル者ハ取締上警察官署ノ監督ヲ受クルモノトス

第三條 娼妓名簿ノ登録ハ娼妓タラントスル者自ラ警察官署ニ出頭シ左ノ事項ヲ具シタル書面ヲ以テ之ヲ申請スヘシ

一、娼妓ト爲ル事由

二、生年月

三、同一戸籍内ニ在ル最近尊族親、尊族親ナキトキハ戸主ノ承諾ヲ得タルコト若シ承諾ヲ與フヘキ者ナキトキハ其ノ事實

四、未成年者ニ在テハ前號ノ外實父、實父ナキトキハ實母、實父母ナキトキハ實祖父、實父母實祖父ナキトキハ實祖母ノ承諾ヲ得タルコト

(471)

五、娼妓稼ヲ爲スヘキ場所

六、娼妓名簿登録後ニ於ケル住居

七、現在ノ生業但シ他人ニ依リテ生計ヲ營ム者ハ其ノ事實

八、娼妓タリシ事實ノ有無並ニ嘗テ娼妓タリシ者ハ其ノ稼業ノ開始廢止ノ年月日、場所娼妓タリシトキノ住居及稼業廢止ノ事由

九、前各號ノ外府縣令ヲ以テ定メタル事實項前項ノ申請ニハ戶籍吏ノ作リタル戶籍謄本、前項第三

號第四號ノ承諾書及市區町村長ノ作リタル承諾者印鑑證明書ヲ添付スヘシ

娼名簿登録申請者ハ登録前府廳縣令ノ規定ニ從ヒ健康診斷ヲ受クヘキモノトス

第四條 娼妓稼ヲ禁止セラレタル者ハ娼妓名簿ヨリ削除セラレ、モノトス

前項ノ外娼妓名簿ノ削除ハ娼妓ヨリ之ヲ申請スルモノトス

但シ未成年者ニ在テハ前條第一項第三號及第四號ニ掲クル者ヨリモ之ヲ申請スルコトヲ得

第五條 娼妓名簿削除ノ申請ハ書面又ハ口頭ヲ以テスヘシ

前項ノ申請ハ自ラ警察官署ニ出頭シテ之ヲ爲スニ非サレハ受理セサルモノトス但シ申請書ヲ郵送シ

又ハ他人ニ托シテ之ヲ差出ス場合ニ於テ警察官署カ申請者自ラ出頭スルコト能ハサル事由アリト認

ムルトキハ此ノ限ニ在ラス警察官署ニ於テ娼妓名簿削除申請ヲ受理シタルトキハ直ニ名簿ヲ削除ス

ルモノトス

第六條 娼妓名簿削除申請ニ關シテハ何人ト雖妨害ヲ爲スコトヲ得ス

第七條 娼妓ハ廳府縣令ヲ以テ指定シタル地域外ニ住居スルコトヲ得ス

第八條 娼妓稼ハ官廳ノ許可シタル貸座敷内ニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス

第九條 娼妓ハ廳府縣令ノ規定ニ從ヒ健康診斷ヲ受クヘシ

第十條 警察官署ノ指定シタル醫師又ハ病院ニ於テ疾病ニ罹リ稼業ニ堪ヘサル者又ハ傳染性疾患アル者ト診斷シタル娼妓ハ治療ノ上健康診斷ヲ受クルニ非サレハ稼業ニ就クコトヲ得ス

第十一條 警察官署ハ娼妓名簿ノ登録ヲ拒ムコトヲ得

廳府縣長官ハ娼妓稼業ヲ停止シ又ハ禁止スルコトヲ得

第十二條 何人ト雖娼妓ノ通信、面接、文書ノ閱讀、物件ノ所持、購買其ノ他ノ自由ヲ妨害スルコトヲ得ス

第十三條 左ノ事項ニ該當スル者ハ三月以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

一、虚偽ノ事項ヲ具シ娼妓名簿登録ヲ申請セシメタル者

二、第六條第十二條ニ違背シタル者

三、第十條ニ依リ稼業ニ就クコトヲ得サル者ハ稼業停止中ノ娼妓ヲシテ強テ稼業ニ就カシメタル者

- 四、本人ノ意ニ反シテ強テ娼妓名簿ノ登録申請又ハ登録削除申請ヲ爲サシメタル者
- 第十三條ノ二 左ノ事項ニ該當スル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス
- 一、虚偽ノ事項ヲ具シ娼妓名簿登録ヲ申請シタル者
 - 二、第七條第九條第十條ニ違背シタル者
 - 三、第八條ニ違背シタル者及官廳ノ許可シタル貸座敷外ニ於テ娼妓稼ヲ爲サシメタル者
 - 四、第十一條ノ停止命令ニ違背シタル者
- 第十四條 本令ノ外必要ナル事項ハ廳府縣令ヲ以テ之ヲ定ム
- 第十五條 本令施行ノ際現ニ娼妓タル者ハ申請ヲ待タスシテ娼妓名簿ニ登録セララルモノトス

娼妓身體検査及治療規則

(明治三十四年一月二十一日)
縣令第二號

- 第一條 娼妓ハ身體検査醫ノ健康診断及治療醫ノ治療ヲ受クヘシ
- 警察官署ハ必要ト認ムル場合ニ於テハ前項以外ノ醫師ヲシテ診断又ハ治療ヲナサシムルコトアルヘシ

- 第二條 娼妓身體検査所及治療所ハ貸座敷主ニ於テ之ヲ設置シ娼妓ノ健康診断所及治療ノ場所ニ充ツルモノトス
- 第三條 娼妓身體検査所及治療所ヲ設置セントスルトキハ其位置及健康診断室、治療室、病室、監督室、娼妓控室、賄室、浴場、便所、塀牆等ヲ詳記シタル構造圖面並仕様書ヲ添へ所轄警察官署ヲ經由シ縣廳ニ願出許可ヲ受クヘシ其改造又ハ變更ヲ要スルトキ亦同シ
- 第四條 娼妓身體検査所及治療所ハ常ニ清潔ナラシメ且ツ空氣ヲ流通セシムヘシ
- 第五條 娼妓ノ健康診断ハ左ノ疾患ノ有無ヲ検査スルモノトス
梅毒、淋病、軟下疳其他傳染性疾患
- 第六條 娼妓前條ノ疾患アルトキ又ハ妊娠五箇月以上分娩後五十日以内ニ於テハ就業スルヲ許サス
流産ニ付テハ分娩ト看做ス但シ身體検査醫ノ診断ニ依リ前項ノ期間ヲ短縮スルコトアルヘシ
- 第七條 娼妓ノ健康診断ハ之ヲ分チテ定期及臨時ノ二種トス
- 第八條 定期診断ハ每週一回トシ其日割場所ハ臨時之ヲ定ム
- 第九條 娼妓ノ健康診断ハ警察官吏之ヲ監督ス
- 第十條 娼妓疾病ニ罹リ定日診断ノ際検査所ニ出頭スルコト能ハサルトキハ其寄留貸座敷主連署シ當
日午前九時迄ニ検査所ニ届出寄留所ニ於テ診断ヲ受ク可シ

第十一條 前條ノ患者ニシテ次期ノ診斷日迄ニ就業シ能サル疾患ト認ムルトキハ當日診斷ヲ行ハサルコトアル可シ

第十二條 臨時診斷ハ左ノ場合ニ之ヲ行フ

- 一、疾病、旅行其他ノ事故ニ依リ定期診斷ヲ受ケサリシ者就業セントスルトキ
- 二、第五條ノ疾患ニ罹リタルコトヲ自覺シタルトキ
- 三、前各項ノ外臨時診斷ノ必要ヲ認メタルトキ

第十三條 娼妓ハ第十二條第一號乃至第五號ニ該當スル場合ニ於テハ検査醫ノ診斷ヲ請フ可シ

第十四條 娼妓ノ健康診斷ハ午前九時ヨリ午後三時迄トス

第十五條 娼妓ハ診斷證ヲ受領シ置キ受診ノ都度検査醫ノ診斷證印ヲ受ク可シ

第十六條 定期又ハ臨時ノ診斷ニ於テ有病ノ診斷證印ヲ交付セラレタルトキハ即時治療所ニ入り治療ヲ受ク可シ但其疾病難症ニシテ到底治療ノ見込ナキモノ及治療スル迄二箇月以上ノ日子ヲ要スヘシト認ムルモノハ他ノ醫師ノ治療ヲ受クルコトヲ得

第十七條 娼妓治療ヲ受ケ全治シタルトキハ治療醫ノ全治證ヲ受ク可シ但就業前所轄警察官署又ハ巡查駐在所ニ届出全治證ニ檢印ヲ受ク可シ

第十八條 健康診斷ノ際第五條ノ疾患アリト認メタル娼妓ニシテ他ノ重患併發シタルトキハ治療醫ノ

治療ヲ猶豫スルコトアル可シ

第十九條 貸座敷取締ハ定期診斷ノ際貸座敷主及ヒ娼妓ノ氏名ヲ記載シ之ニ治療中ノ者並旅行其ノ他ノ事故ニ依リ診斷ヲ受クルコト能ハサル者ノ區別ヲナシ臨監ノ警察官吏又ハ身體検査醫ニ届出ツヘシ

第二十條 治療所ニ娼妓監督者ヲ置キ娼妓ノ監督ヲ爲サシムヘシ其監督者及監督方法ハ貸座敷營業者之ヲ定メ所轄警察官署ニ届出認可ヲ受ク可シ

第二十一條 第六條第十六條第十七條但書ニ違背シタルモノハ十日以下ノ拘留又ハ壹圓九拾五錢以下ノ科料ニ處ス

附 則

第二十二條 明治卅一年(八月)縣令第六一號娼妓身體検査及治療規則ハ本則施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

第二十三條 遊廓ノ設ケナキ地ノ貸座敷取締ハ娼妓身體検査所及治療所ヲ定メ所轄警察官署ノ認可ヲ受クヘシ

娼妓身體檢查醫及治療區執務規定

(明治四十一年二月七日)
訓令第四號

警察署 警察分署 縣立治療院

第一條 娼妓身體檢查醫及ヒ治療醫ハ娼妓身體檢查及治療規則ニ依リ娼妓ノ健康ヲ診斷シ及ヒ娼妓ノ疾病ヲ治療スルモノトス

第二條 娼妓身體檢查及治療規則第五條ニ於ケル疾病ハ概ネ左ノ諸症ヲ云フ

微毒	
第一期	初起硬結、硬下疳、無痛便毒
第二期	皮膚(蓄微疹、丘疹、濕疹、手掌足蹠、鱗屑疹、膿胞疹、脫毛、白斑) 粘膜炎(乳頭、咽頭、喉頭) 瓜用炎 骨膜炎 莫腫
第三期	骨潰瘍 骨瘍
眼病、耳病、鼻病、内臓病	

淋病(尿道炎、膀胱炎、外陰炎、拔氏腺炎、睪炎、子宮淋、子宮附屬器炎、直腸炎、關節炎、腱鞘炎、眼淋、其他)

急性便毒(軟下疳、淋毒、性病)

軟下疳
剝脫

傳染性皮膚疾患

結核性疾患

癩病

トラホーム

以上ノ外娼妓身體檢查及治療規則第五條ノ疾患ニ該當スルモノ

第三條 娼妓身體檢查醫ハ健康診斷ニ依リ左記各號ノ一ニ該當スルモノアルトキハ娼妓ノ氏名、病名及ヒ其寄留座敷主名ヲ其都度所轄警察官署ニ報告スヘシ但シ臨時診斷ノ場合ニ於テハ疾患ノ有無ニ係ラス本條ニ準シ報告スルヲ要ス

一、娼妓身體檢查及治療規則第五條ノ疾患者アリタルトキ

二、娼妓身體檢查及治療規則第五條ノ疾患ニアラサルモ身體及ヒ精神ノ異態ニ依リ穢業ニ堪ヘサル

モノト認ルトキ又妊娠六ヶ月以上ニ涉リタルモノアルトキ

三、娼妓身體検査及治療規則第十八條及ヒ本規程第八條ニ依リ入所ノ猶豫ヲ與ヘタルトキ

第四條 娼妓身體検査醫ハ健康診断ノ都度第一號様式ニ依リ其狀況ヲ知事ニ報告スヘシ但シ臨時診断ノ場合ニ於テハ診断人員及ヒ患者病類別ノミヲ記載スヘシ

第五條 娼妓身體検査醫ハ健康診断ニ依リ有病娼妓ヲ認メタルトキハ其氏名、病名及寄留貸座敷主名ヲ娼妓治療醫ニ通知スヘシ

第六條 娼妓身體検査醫ハ毎月第二號様式ニ依リ娼妓健康診断表ヲ調製シ翌月五日迄ニ知事ニ報告スヘシ

第七條 娼妓身體検査醫ハ娼妓健康診断證ヲ貸座敷取締ヲ經由シ娼妓ニ交付スヘシ
娼妓健康診断證ハ所轄警察署ニ請求スヘシ

第八條 娼妓身體検査醫ハ健康診断ノ際診断證ニ診断ノ月日及ヒ疾患ノ有無ヲ記載シ認印ノ上娼妓ニ返付スヘシ但シ疾患ナキ場合ニ於テハ單ニ認印ノミヲナスモ妨ケナシ

第九條 娼妓身體検査醫ハ娼妓身體検査治療規則第十一條ノ場合ニ於テハ健康診断ノ猶豫ヲ與フルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ所轄警察官署ニ報告スヘシ

第十條 娼妓身體検査醫ノ手當及ヒ旅費ハ別ニ之レヲ定ム

第十一條乃至第十五條(削除)

第十六條 本規程ニ依リ知事ニ差出スヘキ報告ハ所轄警察署ヲ經由スヘシ

第十七條 明治三十四年一月訓第一一號娼妓身體検査醫及治療醫執務規程ハ之ヲ廢止ス

(第一號様式)

定期	娼妓健康診断狀況報告
臨時	
一	娼妓總人員
一	入院中ノ人員
一	診断シ能ハサル人員
一	當日診断人員
一	診断開始並終了時間

一 當日入所人員
一 當日入所病類別
備考

右及報告候也

年 月 日

福島縣知事宛

娼妓身體検査醫氏

名 印

(第二號様式) (用紙美農紙)

一、患者若シニ又ハ二以上ノ

娼妓健康診断表	検定日	臨時検査	新就業者	登録換休日者	自営者	他行者	検査猶豫者	計
第 初起硬結								

(年 月分)

疾患ニ罹リタルモノハ右記載ノ順序ニヨリ上位ノ一ヲ主ナルモノトシテ算シ下位ノ一又ハ一以上ヲ併發病トナシ各其項下ニ印ヲ付シ副數トシテ掲クヘシ

期 一		第 二								
硬 下 疳	無 痛 便 毒	皮 膚								
		粘	斑 乳	白 斑	脫 毛	膿 胞 疹	手 掌 足 趾 鱗 屑 疹	濕 疹	丘 疹	薔 薇 疹

康診斷ヲ施シ
 タル總人員ノ
 延數ヲ又同上
 ノ有病者ハ一
 人一回ヲ一ト
 シテ算シ併發
 病ハ印ヲ付シ
 副數トシテ掲
 クヘシ

病		淋							
臍鞘炎	關節病	直腸炎	子宮附屬器炎	子宮淋	拔氏腺炎	外陰炎	膀胱炎	尿道炎	內膜炎

毒		毒							
鼻病	耳病	眼病	期	三	第	期			
			骨瘍	潰瘍	護膜腫	骨膜炎	瓜甲炎	膜 喉頭炎 咽頭炎	

容 内

日月	日月	日月	日月		日月	日月	日月	日月

面 裏

福 島 縣

治療院ニ入院セシムヘキ疾患取扱方

(大正元年十月二十八日
訓第三十七號)

大正元年十月縣令第八號ニ依リ縣立治療院ニ入院セシムヘキ疾患ノ取扱ハ左ノ各號ニ據ルヘシ
右訓示ス

記

- 一、健康診斷ニ因リ入院治療ヲ命シタル患者ハ即日入院セシムヘシ
- 二、入院ノ爲メ患者ヲ出向セシムル場合ハ其ノ病名氏名ヲ記シタル書面ヲ交付シ治療院ニ提出セシムヘシ

- 三、行政執行法第三條ノ密賣淫患者入院治療ヲ命スル場合ハ本人又ハ媒合者ノ資力ノ程度ヲ豫メ治療院ニ通報スヘシ
- 四、娼妓患者ハ入院ノ際健康診斷證及印類ヲ携帯セシムヘシ

娼妓其ノ他ノ治療ニ關スル件 (大正元年十月十九日 縣令第八號)

沿革 大正十一年二月縣令第七號改正

娼妓其ノ他治療ニ關スル件

- 第一條 娼妓ハ健康診斷ニ因リ治療ヲ要スルトキハ直チニ縣立治療院ニ入院スヘシ
- 行政執行法第三條ニ依リ入院治療ヲ命セラレタル者亦同シ
- 第二條 入院患者ハ院長ノ許可ヲ受クルニ非サレハ外出スルコトヲ得ズ
- 第三條 入院患者ニ面會セントスル者ハ院長ノ許可ヲ受クヘシ
- 第四條 第一條第一項ノ娼妓ニ對シテハ左ノ旅費ヲ支給ス
 - 往復車馬賃 一里ニ付金貳拾錢(一里未滿ノ端數ハ之ヲ合算ス)
 - 往復汽車賃 三等賃ノ實費(通行稅ヲ含ム)

入院中ノ食費ハ凡テ本人ノ負擔トス

- 第五條 行政執行法第三條ニ依リ入院患者ニ對シテハ左ノ治療費ヲ負擔セシム
 - 治療費 一日金參拾錢

- 第六條 第一條第二條ニ違背シタル者ハ科料ニ處ス

附 則

- 第七條 縣立治療院ノ所在名稱及所管區域ハ別ニ之レヲ告示ス
- 第八條 本令ハ大正元年十一月一日ヨリ施行ス
- 第九條 本令施行ノ際現ニ疾病ノ爲治療所ニ於テ治療中ノ者ハ入院ヲ猶豫スルコトアルヘシ

理髮營業取締規則 (昭和四年四月十五日福島縣令第十一號 昭和十一年一月二十一日福島縣令第五號)

- 第一條 本令ニ於テ理髮營業ト稱スルハ頭髮鬚ノ剃剪又ハ結髮ヲ業トスル者ヲ謂フ
- 白髮染、癖毛直、美顏術ヲ業トスル者ハ之ヲ理髮營業ト看做ス
- 第二條 營業者ヲラントスル者ハ年齢十八歳以上ニシテ左ノ資格ヲ有スル者ニ限ル但シ自ラ從事セサルモノハ此ノ限ニ在ラス

- 一、本縣ニ於テ施行シタル理髮試驗ニ合格シタル者
- 二、知事ノ指定シタル理髮學校又ハ講習所ヲ卒業シタル者
- 三、他道廳府縣ニ於テ施行ノ理髮試驗ニ合格シタル者及道廳府縣知事ノ指定シタル理髮學校又ハ講習所ヲ卒業シタル者ニ對シテハ特ニ營業資格ヲ認ムルコトアルヘシ
- 第三條 理髮營業ヲ爲サントスル者ハ左ノ事項ヲ具シ所轄警察署ニ願出免許鑑札ノ交付ヲ受クヘシ
 - 支店出張所ヲ設ケ又ハ營業所ノ位置構造ヲ變更セントスルトキ亦同シ
 - 一、本籍、住所、氏名、生年月日（法人ニアリテハ其名稱事務所々在地代表者ノ氏名及定款又ハ寄附行爲寫）
 - 二、營業ノ種類
 - 三、營業所位置及構造仕様書
 - 四、醫師ノ診斷書
 - 五、理髮試驗合格證書寫又ハ理髮學校講習所ノ卒業證書寫
 - 六、工事落成期日
- 前二項ノ出願者ニシテ未成者準禁治産者又ハ妻ナルトキハ其ノ法定代理人、保佐人又ハ夫ノ連書ヲ要ス

- 第三條ノ二 免許鑑札ノ紛失又ハ記載事項ニ異動ヲ生シタルトキハ十日以内ニ書換若ハ再交付ヲ受クヘシ
- 第四條 營業者ニシテ自ラ從業セサルトキハ管理人ヲ置クヘシ二箇以上ノ營業所ヲ有スルトキ又ハ營業者ニシテ常時從業セサル場合亦同シ
 - 營業者前項ノ管理人ヲ置キタルトキハ其ノ本籍、住所、氏名、生年月日及雇入年月日ヲ記シ醫師ノ診斷書並ニ理髮試驗合格證書寫又ハ理髮學校講習所等ノ卒業證書寫ヲ添へ五日以内ニ所轄警察署ニ届出ツヘシ
- 第五條 理髮ノ試験ニ合格シタル者又ハ指定ノ理髮學校講習所等ノ卒業者ニアラサレハ管理人タルコトヲ得ス
- 第六條 理髮試験ヲ受ケムトスル者ハ本籍、住所、氏名、生年月日ヲ記シ且ツ理髮ノ實施ニ就テ滿三年以上修業シタルコトノ證明書、履歴書、竝戸籍抄本ヲ添付シ所轄警察署ヲ經テ知事ニ願出ツヘシ他府縣ニ於テ施行理髮試験ニ合格シタル者又ハ他府縣ニ於テ指定シタル學校又ハ講習所ヲ卒業シタル者ニ在リテハ試験ノ一部ヲ省略スル事アルヘシ
 - 試験ニ合格シタル者ニハ合格證書ヲ交付ス
- 第七條 理髮試験ハ毎年一回之ヲ行フ尙必要ニ依リ臨時試験ヲ行フコトアルヘシ、試験ノ期日場所其

他必要ナル事項ハ其ノ都度之ヲ告示ス

第八條 理髮試験ハ口答又ハ筆答トシ其ノ科目左ノ如シ

一、解剖及生理ノ大要

二、理髮ニ關スル衛生及傳染病ノ大要

三、消毒法ノ大要

四、理髮ニ關スル法令ノ大要

五、實地試験(消毒藥理髮用具ノ取扱ニ就テノ試問但必要ニ應シ技術實地試験ヲ行フコトアルヘシ)

第九條 理髮試験ニ關シ不正ノ行爲アリタル者ハ受験ヲ停止シ尙一定期間試験ヲ受ケシメサルコトアルヘシ

前項ノ行爲試験合格決定後發覺シタルトキハ其ノ合格ヲ無効トス

第十條 理髮學校又ハ講習所ニシテ知事ノ指定ヲ受ケントスルトキハ左ノ事項ヲ具シ知事ノ認可ヲ受

クヘシ 其ノ事項ヲ變更セントスルトキ亦同シ

一、經營者又ハ代表者ノ本籍、住所、氏名、生年月日法人ニ在リテハ定款又ハ寄附行爲

二、名稱設立年月日

三、學則

四、敷地建物ノ位置平面圖、教室數及其ノ廣サ

五、生徒定員

六、講師ノ定員及其ノ資格

七、維持方法

八、實習ノ方法及實習用ノ器具機械及標本等ノ目錄

九、科目及其ノ時間數

第十一條 指定理髮學校又ハ講習所ニシテ學期試験或ハ卒業試験ヲ行ハントスルトキハ十日日前ニ其ノ

旨届出ツヘシ 知事ニ於テ必要ト認ムルトキハ係員ヲシテ立會シムルコトアルヘシ

第十二條 指定理髮學校同講習所ハ卒業試験終了後卒業生ノ本籍住所氏名生年月日及試験ノ成績表ヲ

十日以内ニ知事ニ届出ツヘシ

第十三條 指定理髮學校又ハ講習所ニシテ管理維持ノ方法不適當又ハ其ノ成績不良ナリト認ムルトキ

ハ該指定ヲ取消スコトアルヘシ

第十四條 營業所ノ構造ハ換氣採光ヲ良クシ天井ヲ設ケ地盤ハコンクリート其ノ他不滲透質料又ハ厚

板張トシ洗場ハ汚水排除ニ必要ナル設備ヲ爲スヘシ但シ土地ノ狀況又ハ結髮營業者ノ營業所ニ在リ

テハ之ヲ斟酌スルコトアルヘシ

第十五條 工事落成シタルトキハ所轄警察署ニ届出テ検査ヲ受クルニ非サレハ使用スルコトヲ得ス

第十六條 所轄警察署ハ營業所ノ構造設備適當ナラスト認ムルトキハ之ヲ改築修繕其ノ他必要ナル施設ヲ命スルコトアルヘシ

第十七條 營業者ハ其ノ家族、徒弟、又ハ雇人ヲ業務ニ從事セシメ又ハ業務ヲ見習ハシムルトキハ其ノ本籍、住所、生年月日及就業月日ヲ具シ醫師ノ診斷書ヲ添ヘ五日以内ニ所轄警察署ニ届出ツヘシ

第十八條 理髮營業者ハ廢業、休業(三十日以上)支店、出張所ノ廢止又ハ住所氏名ニ異動ヲ生シ若クハ從業者ヲ解雇シタルトキハ十日以内ニ所轄警察署ニ届出ツヘシ

營業者死亡シタルトキハ戸籍法ニ依リ届出義務者ニヨリ前項ノ手續ヲ爲スヘシ

第十九條 精神病者、癩、結核、トラホーム、癩、其他傳染性疾患アルモノハ營業ニ從事スルコトヲ得ス

第二十條 警察署ハ營業ニ從事スル者ニ對シ必要アリト認ムルトキハ指定シタル醫師ノ檢診ヲ受ケシメ若クハ診斷書ヲ提出セシムルコトアルヘシ

第二十一條 知事ハ營業者又ハ從業者ニシテ第十九條ノ規定ニ該當スルモノアリト認ムル時ハ其ノ營業ヲ取消シ若クハ禁止スルコトアルヘシ

第二十二條 營業所ト同一家屋内ニ居住スル營業者ノ家族其ノ他ニシテ第十九條ノ疾患(精神病者、癩

痢ヲ除ク)ニ罹リ警察署ニ於テ衛生上危險アリト認ムルトキハ營業者ニ對シテ適當ノ措置ヲ命スルコトアルヘシ

第二十三條 理髮營業者及從業者ハ左ノ各號ヲ遵守スヘシ

一、店舗内ハ常ニ清潔ヲ保持シ毛髮其他ノ不潔物ハ覆蓋アル一定ノ容器ニ收ムルコト

二、就業中ハ清潔ナル白衣ヲ着用スヘシ

三、一客毎ニ就業前石鹼ヲ以テ手指ヲ洗淨スルコト

四、客ニ使用スル被布ハ清潔ナルモノヲ用ヒ手拭、頸卷、被覆其ノ他ノ布片類ハ一客毎ニ清潔ナルモノト交換スルコト

五、椅子座布團ノ類ハ常ニ清潔ナルモノヲ使用スルコト

六、顔剃ノ際ハ呼吸保護器ヲ使用スルコト

七、酒氣ヲ帶ヒ就業セサルコト

八、營業所ニハ理髮料金ヲ客ノ見易キ箇所ニ揭示スルコト

九、前各號ノ外所轄警察署ヨリ命セラレタル事項

第二十四條 營業ニ使用スル器具ニシテ皮膚ニ接觸スルモノハ一客毎ニ左ノ各號ノ方法ニ依リ消毒スヘシ但傳染性疾患又ハ其ノ疑アル者ヲ理髮シタルトキハ直ニ器具ノ外手指及手拭頸卷其他ノ布片類

ヲモ嚴重消毒スヘシ

一、フオルマリン消毒

フオルマリン水(フオルマリン一分水三十四分ノ混和液)ヲ覆蓋アル容器ニ入レ之ヲ浸漬シ十分間以上ノ後淨水ヲ以テ洗淨スルコト

二、フオルムアルデヒド瓦斯消毒

密閉シ得ル室又ハ箱内ニ於テ容積一立方尺ニ付フオルマリン十瓦ヲ蒸散セシメ一時間以上密閉シ置クコト

三、クレゾール消毒

クレゾール水(クレゾール石鹼水液三分水九十七分ノ混和液)ニ浸漬スルコト
三十分以上ノ後淨水ヲ以テ洗淨スルコト

四、石炭酸消毒

石炭酸水(石炭酸三分、水九十七分ノ混和液)

五、アルコール消毒

稀酒精(純アルコール七十分、水三十分ノ混和液)ヲ覆蓋アル容器ニ入レ之ヲ浸漬シ十分間以上ノ後拭淨スルコト 但シ器具類ノ消毒ニハアルコールニ浸シタル脱脂綿ニテ拭淨スルモ差支ナシ

六、蒸汽消毒

攝氏百度以上ノ蒸汽中ニ三十分間以上熱シ置クコト

第二十五條

理髮業者ハ清潔消毒方法ノ施行上必要ナル器具、藥品其他物品ヲ設備スヘシ

第二十五條ノ二

理髮免許試験又ハ免許鑑札ノ交付及再交付ヲ受ケントスルトキハ別ニ定ムル現定ニ

基キ手数料ヲ添付スヘシ

第二十六條

理髮業者ハ理髮業ノ向上發達ト同業者ノ親和ヲ圖ル目的ヲ以テ所轄警察署ノ區域ニ依

リ理髮組合ヲ設クヘシ

前項ノ組合ヲ設立セントスルトキハ左ノ事項ニ付規約ヲ定メ所轄警察署ノ認可ヲ受クヘシ其ノ規約ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

一、組合ノ名稱

二、組合事務所所在地

三、役員ノ種類員數及其ノ任期權限並選任解任ニ關スル事項

四、會議ニ關スル事項

五、理髮料金ニ關スル事項

六、經費ノ收支ニ關スル事項

七、定休日及就業時間ニ關スル事項

八、組合事業ニ關スル事項

九、其他必要ナル事項

第二十七條 前條第一項ノ區域内ニ於テ新ニ理髮營業ノ免許ヲ受ケタルモノハ其ノ組合ニ加入スヘシ

第二十八條 理髮組合ハ縣ノ區域ヲ以テ理髮組合聯合會ヲ設クルコトヲ得

前項ノ組合ヲ設立セムトスルトキハ第二十六條第二項第五號ヲ除ク各號ニ付規約ヲ定メ知事ノ認可ヲ受クヘシ 其ノ規約ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第二十九條 理髮組合及理髮組合聯合會ニ於テ役員ヲ選舉シタルトキハ五日以内ニ理髮組合ニ在リテ

ハ所轄警察署ニ理髮組合會ニアリテハ知事ニ届出ツヘシ

第三十條 警察署長ハ理髮組合ノ議決若クハ役員ノ選任解任又ハ施行スル事項ニシテ法令若クハ規約ニ違反シ又ハ穩當ナラサルモノト認ムルトキハ其ノ議決選任解任若クハ施行スル事項ヲ取消スルコトアルヘシ

知事ハ必要ニ應ジ理髮組合聯合會ニ對シ前條ノ處分ヲ行フ

第三十一條 理髮營業者一年以上休業シ若クハ六月以上所在不明トナリタルトキハ其ノ免許ノ効力ヲ失フ

第三十二條

知事ハ理髮營業者又ハ從業者ニシテ本令ニ違反シ改悛ノ情ナシト認ムルトキ又ハ本令ニ依リ發スル命令ニ違反シ若クハ公安風俗ヲ紊スノ虞レアリト認ムルトキハ其ノ營業又ハ從業ヲ禁止

若ハ停止スルコトアルヘシ

第三十三條

本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルモノハ拘留又ハ科料ニ處ス

第三十四條

本令ノ處罰ハ未成年者又ハ準禁治產者ニ付テハ其ノ法定代理人又ハ保佐人ニ適用ス但シ

其ノ業務ニ關シ成年者ト同一能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限りニ在ラス

第三十五條

營業者家族雇人其ノ他ノ從業者ニシテ本令若ハ本令ニ依リ發スル命令ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ル、コトヲ得ス

第三十六條

産業組合又ハ工場、鑛山、銀行、會社、其他團體ニ於テ理髮所ヲ設置セントスル時ハ代表者

ヲ定メ左ノ事項ヲ具シ所轄警察署ニ願出許可ヲ受クヘシ

一、代表者ノ本籍、住所、氏名、生年月日

二、名稱及事務所所在地

三、加盟者數及其ノ家族數

四、理髮ニ關スル定款又ハ規約ノ寫

五、理髮所ノ位置及其ノ構造仕様書並ニ平面圖

六、理髮従事人ノ本籍、住所、氏名、生年月日及本令第二條ノ資格ノ證明スヘキ書類並ニ本令第九條

ニ定ムル疾患ナキコトヲ證明シタル醫師ノ診斷書

七、理髮従事人ノ給料又ハ手当額

八、理髮料徴收額及其ノ徴收方法

九、本令第三條第二號第六號ノ事項

一〇、理髮ニ關スル一ケ年ノ歳入歳出明細書

第三十七條 前條ノ定款又ハ規約ニハ左ノ事項ヲ規定スヘシ

一、代表者ノ選任、解任及其ノ任期ニ關スル事項

二、歳入ニ關スル事項

三、加盟者ノ入退ニ關スル事項

四、其ノ他必要ナル事項

第三十八條 本令第三十六條ニ依ル理髮所ニ於テ理髮管理人ヲ置ク場合ニ於テハ本令第四條第二項ノ

事項ヲ所轄警察署ニ届出ツヘシ

第三十九條 本令第三十六條ニ理髮所ニ於テハ其ノ組合員、團體員及其ノ家族以外ノ理髮ヲナスコト

ヲ得ス

第四十條 本令第三十六條ニ依ル理髮所ハ左ノ場所以外ニ之ヲ設置スルコトヲ得ス但所轄警察署長ノ

許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限りニ在ラス

一、工場、鑛山ニ在リテハ其ノ現地ニ於ケル所屬事務所若クハ其ノ現業地建物ノ所屬構内

二、組合又ハ其ノ他ノ團體ニ在リテハ其ノ其ノ事務所構内

第四十一條 本令第三十六條ノ理髮所ニ於テハ被理髮者ヨリ理髮料金經費、報酬等何等ノ名義ヲ以テ

スルヲ問ハス理髮人及其ノ従業者ヲシテ直接之ヲ受領セシムルコトヲ得ス

第四十二條 本命第三十六條ニ依ル理髮従業者ハ名義ノ何タルヲ問ハス被理髮者ヨリ直接報酬ヲ受ク

ルコトヲ得ス

第四十三條 本令第三十六條ニ依ル理髮所ノ代表者ニ對シテハ本令第四條第五條第十四條乃至第二十

五條及第三十一條第三十二條第三十四條第三十五條並ニ之ニ關スル罰則ヲ適用ス

現行附則第三十六條以下ハ順次前條ノ末尾ニ記載シ最後ニ左ノ一條ヲ加フ

附 則

第四十四條 本ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第四十五條 大正十四年二月縣令第四號理髮營業取締規則ハ之ヲ廢止ス

第四十六條 本令施行ノ際現ニ理髮營業ヲ爲ス者ハ本令ニ依リ許可ヲ受ケタルモノト看做ス

但シ必要ニ依リ第八條ノ各號ニ付口頭試問ヲ爲スコトアルヘク亦白髮染、癖毛直ヲ營業トスルモノニシテ本令施行ノ日ヨリ三十日以内ニ第三條第一項第一號乃至第四號ノ事項ヲ具シ所轄警察署ニ届ケサルトキハ此ノ限りニアラス

前項ノ營業者ニシテ其ノ營業所第十四條ノ構造ニ適合セサルトキハ本令施行ノ日ヨリ三ヶ月以内ニ本令ニ依ル構造ニ改ムヘシ

第四十七條 本令施行前ニ設置セル理髮組合及縣聯合會ハ本令ニ依リ設置シタルモノト看做ス但シ本令ニ抵觸スヘキ事項ハ六ヶ月以内ニ改正認可ヲ受クヘシ

第四十八條 第三十六條ニ該當スル理髮所ニシテ現存スルモノハ本條ニ依リ設置シタルモノト看做ス但シ理髮所ノ構造ニシテ第十四條ニ適合セサルトキハ本令改正施行ノ日ヨリ一年以内ニ之ヲ改ムベシ

理髮營業取締規則取扱手續

(昭和四年四月十九日
訓令第十七號)

第一條 規則第三條ノ願出アリタルトキハ同條所定事項ノ外左ノ各號ヲ調査シ支障ナシト認ムルモノニ對シテハ様式第二號ノ免許鑑札ヲ交付スヘシ

一、他人ノ名義ヲ以テ願出タルモノニアラサルヤ

二、營業ヲ禁止又ハ停止中ノモノニアラサルヤ

三、理髮試驗合格及理髮學校講習所等ノ卒業事實相違ナキヤ

四、規則第十四條ノ構造ヲ具備スルヤ

五、理髮用具、白衣、被布、頸卷等取換得ヘキ相當員數ノ豫備品及消毒施行上必要ナル器具藥品ノ設備アリヤ

六、規則第十九條ノ疾患ナキヤ

七、規則第二十二條ノ疾患者ナキヤ

第二條 營業ヲ免許又ハ理髮所ヲ許可スヘカラサルモノト認メタルトキハ其ノ事由ヲ詳具シ警察部長ノ指揮ヲ受クヘシ

第二條ノ二 規則第三條ノ二ニ基キ書替若クハ再交付ノ申請アリタル時ハ事實ヲ調査シ支障ナシト認ムルトキハ更ニ免許鑑札ヲ交付スヘシ

第三條 規則第十五條ノ届出アリタルトキハ實地検査ノ上支障ナキモノハ使用セシムヘシ

第四條 警察官吏ハ時々營業所又ハ理髮所ニ臨ミ監査ヲ爲スヘシ

第五條 規則第三十條第一項ニ依リ處分ヲナシタル場合ハ其ノ事由ヲ詳具シ報告スヘシ

第六條 理髮試驗願書ヲ受理シタルトキハ規則第十六條所定ノ事項及三年以上理髮業ニ従事シタルコトアリヤ調査ノ上進達スヘシ

第七條 營業及従業又ハ理髮所ノ設置ヲ禁止又ハ停止ノ必要アルトキハ其ノ事由ヲ詳具シ知事ニ稟申スヘシ

第八條 規則第十條ニ依リ理髮學校又ハ講習所ノ指定ヲ受ケントスル願書ヲ受理シタルトキハ左記各號ニ依リ調査ヲ遂ゲ意見ヲ附シ進達スヘシ

一、規則第十條第一項各號ノ事項ヲ具備スルヤ

二、願書記載事項ハ實地ト相違ナキヤ

三、出願人(法人ナルトキハ代表者)ノ性行經歷及資産ノ狀況

第九條 理髮學校、講習所ノ經營者又ハ代表者ヨリ規則第十條各號變更ノ認可申請ヲ受理シタルトキハ其ノ變更ノ事實ヲ調査シ進達スヘシ

第十條 指定理髮學校講習所ニシテ規則第十三條ノ處分ヲ要スト認ムルトキハ其ノ事由ヲ詳具シ速力ニ知事ニ報告スヘシ

第十一條 警察署ニハ様式第一號ノ理髮營業臺帳ヲ備ヒ整理スヘシ

附 則

大正十四年二月訓令第二號理髮營業取締規則取扱手續ハ之ヲ廢止ス

墓地及埋葬取締規則

(明治一七年一〇月四日
太政官布達第二五號)

第一條 墓地及火葬場ハ管轄廳ヨリ許可シタル區域ニ限ルモノトス

第二條 墓地及火葬場ハ總テ所轄警察署ノ取締ヲ受クヘキモノトス

第三條 死體ハ死後二十四時間ヲ經過スルニ非サレハ埋葬又ハ火葬ヲナスコトヲ得ス 但別段ノ規則アルモノハ此限ニアラス

第四條 區長若ハ戸長ノ認許證ヲ得ルニ非サレハ埋葬又ハ火葬ヲナスコトヲ得ス但改葬ヲ爲サントスル者ハ所轄警察署ノ許可ヲ受クヘシ

第五條 墓地及火葬場ノ管理者ハ區長若クハ戸長ノ認許證ヲ得タル者ニ非サレハ埋葬又ハ火葬ヲナサシムヘカラス又警察署ノ許可證ヲ得タル者ニ非サレハ改葬ヲナサシムヘカラス

第六條 葬儀ハ寺堂若クハ家屋構内又ハ墓地若クハ火葬場ニ於テ行フヘシ

第七條 凡ソ碑表ヲ建設セント欲スル者ハ所轄警察署ノ許可ヲ受クヘシ其ノ許可ヲ得スシテ建設シタ

ルモノハ之ヲ取除ケシムヘシ
但墓地外ニ建設スルモノ之ニ準ス

第八條 此規則ヲ施行スル方法細則ハ警視總監府知事(縣令)ニ於テ便宜取設ケ内務(卿)ニ届出ヘシ

墓地及埋葬取締規則施行方法細目標準

(明治一七年一月一八日)
(内務省達乙第四〇號)

改正 明治一九年二月内務省達甲第五號

大正元年一月内務省訓令第二二二號

第一條 墓地ハ從前許可セラレタル者ニ限ル、但已ムコトヲ得サル事情アリテ之レヲ取廣メ又ハ新設スル場合ニ於テハ地方廳ニ願出ヘシ

第二條 墓地ヲ新設スルハ國道縣道鐵道大川ニ沿ハス人家ヲ隔ルコト凡ソ六十間以上ニシテ土地高燥飲用水ニ障ナキ地ヲ撰ムヘシ

第三條 墓地ハ種族宗旨ヲ別タス其町村ニ本籍ヲ有シ若クハ其町村ニ於テ死シタルモノハ何人ニテモ之ニ葬ルコトヲ得其從前別段ノ習慣アルモノハ此限ニアラス 但死刑ニ處セラレタル者ハ墓地ノ一隅ヲ區劃シテ其内ニ埋葬スルモノトス

第四條 墓地ノ周圍(墓地ト墓地ニ非サル地トノ境界ヲ云フ)ニハ樹木ヲ栽ユヘシ墓地ノ内ニハ一丈以上樹木塀塙ヲ存スヘカラサルモノトス 但從前ヨリ現存スル者ハ此限ニアラス

第五條 墓地ハ清潔ヲ旨トシ掃除及修繕ヲ怠ルヘカラス

第六條 火葬場ハ人家及人民輻輳ノ地ヲ隔ル凡ソ百二十間以上ニシテ風土ニ位セサル地ヲ撰ヒ火爐煙筒ヲ備ヘ臭煙ヲ防クノ裝置ヲナシ且周圍ニ塀塙ヲ設クヘシ 但山林原野等ニシテ人家ヲ隔タル場所ナルトキハ格別ナリトス

第七條 火葬ハ成ヘク日没後之ヲ行フヘシ

第八條 塋穴ノ深サハ六尺以上タルヘシ若シ土地ニヨリ六尺ニ至リ難キモノ及ヒ火葬ノ遺骨ヲ埋藏スルモノハ格別ナリトス

第九條 墓地火葬場ニハ必ス管理者ヲ置キ其姓名ハ區役所又ハ戶長役場ニ届ケ置クヘシ

第十條 死者ノ姓名族籍官位勳爵法號及生死ノ年月日建立者ノ姓名ヲ記スルニ止リ誌銘傳贊記等ノ碑文ヲ刻セサル墓標ハ所轄警察署ノ許可ヲ受ルノ限ニ非ラス

第十一條 死屍ヲ埋葬又ハ火葬セント欲スル者ハ主治醫ノ死亡届書ヲ添ヘテ區長又ハ戶長ノ認許證ヲ乞フヘシ

醫師ノ治療ヲ受クルノ猶豫ナクシテ死亡シタルモノヲ埋葬又ハ火葬セント欲スルトキハ醫師ノ檢案ヲ差出シ區長又ハ戶長ノ認可證ヲ乞フヘシ妊娠四ヶ月以上ノ死胎ニ係ルトキハ醫師若クハ產婆ノ死産證ヲ差出シ區長又ハ戶長ノ認許證ヲ乞フヘシ
變死ニ係ルトキハ立會醫師ノ檢案書ニ檢視官ノ檢印ヲ乞ヒテ差出スヘシ
囚徒ノ死屍ヲ引取埋葬又ハ火葬セント欲スルモノハ獄醫ノ死亡證書寫ニ司獄官ノ檢印ヲ乞ヒテ差出スヘシ

第十二條 區戶長ハ前條ノ屆書證書ヲ領收スルニアラサレハ埋火葬ノ認可證ヲ與フヘカラス

第十三條 管理者ハ葬主ヨリ領收シタル區戶長ノ認許證ヲ一年間保存シ警察官吏ノ求アルトキハ之ヲ提示スヘシ

第十四條 管理者ハ墓地ノ繪圖及墓籍ヲ調製シ置クヘシ

燒場取扱方

(明治八年六月二十四日
內務省達乙第八〇號)

改正 明治九年一〇內務省達乙第一二三號

明治一三年一二月第五〇號

一、燒場ハ東京府下ハ(朱引外)其他ノ地方ハ市街村落ノ外渾テ人家遠隔ノ地ニ於テ薄稅地又ハ借地料等無之地ヲ撰ミ最寄市邑申合共同致サスヘク尤官有地又ハ民有地ノ內新規相設ケ候積リ取積リ取調可伺出事

一、舊燒場(官民有地ヲ論セス)従前ノ儘使用スル土地及ヒ新規拂下タル土地ハ民有地第二種ニ可組入

一、燒場ハ火爐煙筒及ヒ墻壁等ヲ設クヘシ尤人家遠隔ノ山野等ニ於テハ適宜簡易ノ裝置ヲナスモ不苦候事

一、燒場造築修繕等一切ノ入費ハ人民ノ自辨勿論ニ候得共都テ不都合無之様區戶長ニ於テ注意取締可爲致事

一、遺骨ヲ此場中ニ埋葬候儀ハ不相成候事

刑死者ノ墓標祭祀寫眞等ニ關スル取締方(明治二十四年七月二十七日
内務省令第一一號)

第一條 刑死者ノ墓標ニハ氏名、法號、族籍、年齢、生死ノ年月日ヲ記入スルニ止メ他ノ事項ヲ記スルコトヲ得ス

其墓標ハ遺骸埋葬地又ハ祖先塋域ノ外之ヲ建設スルコトヲ得ス

異様ノ墓標ヲ建設シ及文字ニ彩色ヲ施スコトヲ得ス

第二條 所轄警察署ノ許可ヲ得スシテ刑死者ノ爲メ公然祭祀ヲ行フコトヲ得ス 但親族ノ香花ヲ供スルノ類ハ此限ニ在ラス

第三條 刑死者ノ寫眞其他肖像ヲ公然陳列シ又ハ販賣スルコトヲ得ス

其ノ他總テ刑死者ヲ賞揚哀悼スルコトヲ得ス

第四條 前各條項ニ違背シタル者ハ二圓以上二十五圓以下ノ罰金若ハ十一日以上二十五日以下ノ輕禁錮ニ處ス

第五條 犯罪ニ關シ現ニ捜査、起訴、勾留、服役中ノ者若クハ捜査、起訴、勾留服刑中ニ死去シタル者及刑ヲ免レント欲シテ自殺シ或ハ犯罪現行ノ際殺害セラレタル者ニ付地方長官(東京府ハ警視總

監)ハ安寧秩序ヲ保持スルニ必要ナリト認ムルトキハ特ニ命令ヲ下シ第一條、第二條、第三條ニ掲クル所爲ヲ禁スルコトヲ得其ノ命令ニ違背シタルモノハ第四條ニ據リ處分ス

墓地及埋葬取締細則

(明治二十九年三月三十日
福島縣令第三十一號)

沿革 明治三十三年六月縣令第五一號、一〇月第八五號、

一二月、第九八號、四三年七月、縣令三六號、四五年五月第三八號

大正二年一月第四號、一三年一〇月第五一號改正

明治十八年(二月)乙第十四號墓地及埋葬取締細則左ノ通改正ス

墓地及埋葬取締細則

第一條 墓地及火葬場ハ従前許可シタルモノニ限ル但ヒムコトヲ得サル事情アルトキハ之ヲ取廣メ又ハ新設スルコトヲ得

第二條 墓地ヲ取廣メ又ハ新設セントスルトキハ國縣道、鐵道、河川ニ沿ハス人家ヲ隔ルコト凡ソ六

十間以上ニシテ土地高燥飲料水ニ障リナク且ツ成ルベク荒蕪地ヲ選ミ左ノ事項ヲ具備シタル書面ニ通ニ市町村長ノ加印ヲ得所轄警察官署ヲ經由シ縣廳ニ願出許可ヲ受クヘシ但一戸平均五坪ヲ超過スルヲ得ス

一、出願人ノ住所、族籍、氏名

二、市町村字番地、地種、地目及段別

三、出願地及其近傍ノ圖面但圖面中ニハ近傍ノ人家、國縣道、里道(一等)河川、飲用水ノ位置及其直徑距離等ヲ記入スヘシ

四、他人ノ所有地ニ係ルトキハ其承諾書

第三條 火葬場ヲ取廣メ又ハ新設セントスルトキハ國縣道、鐵道河川ニ沿ハス人家及人民輻輳ノ地ヲ隔ル凡ソ二百間以上ユシテ風上ニ位セサル地ヲ選ミ左ノ事項ヲ具備シタル書面ニ通ニ市町村長ノ加印ヲ得所轄警察官署ヲ經由シ縣廳ニ願出許可ヲ受クヘシ但シ土地ノ狀況又ハ特別ノ設備ニ依リ衛生上差支ナキ場合ハ本條ノ制限ニ據ラサルコトヲ得

一、出願人ノ住所、族籍、氏名

二、市町村字番地、地種地目及段別

三、出願地及其近傍ノ圖面、但圖面中ニハ近傍ノ人家、國縣道、里道(一等)河川、飲用水ノ位置及

其直徑距離等ヲ記入スヘシ

四、火爐、煙突(縮圖添付)及塀塙若クハ土手ノ構造仕様書、但第七條但書ニ據リ火爐、煙筒ヲ設ケサルトキハ其旨附記スヘシ

五、他人ノ所有地ニ係ルトキハ其承諾書

第三條ノ二 墓地及火葬場ヲ廢止シタルトキハ其事由ヲ具シ市町村長及所轄警察官署ヲ經由シ知事ニ届出ツヘシ

第四條 墓地及火葬場ハ其市町村ニ適當ノ場所ナキトキハ他ノ市町村ニ設置シ又ハ聯各シテ之ヲ設ケルコトヲ得

第四條ノ二 墓地及火葬場ニテ衛生上危害ヲ及ホスノ虞アル事實ヲ生シタルトキハ埋葬又ハ火葬ヲ禁止シ廢止ヲ命スルコトアルヘシ

第五條 墓地ハ周圍ニ樹木ヲ栽エ又ハ土手ヲ築キ他ノ地域ト區別スヘシ

第六條 墓地内ニ一丈以内ノ樹木塀塙ヲ存スヘカラス但從前現存スルモノハ此限リニアラス

第七條 火葬場ハ火爐、煙筒ヲ備ヘ臭煙ヲ防クヘキ裝置ヲ爲スヘシ但山林原野ニシテ人家遠隔ノ場所ハ此限リニアラス

第八條 火葬場ハ周圍ニ三尺以上ノ塀塙若クハ土手ヲ設ケ其入口ニ左ノ標木ヲ建ツヘシ

(横 面) 明治何年何月何日許可

(正 面) 火 葬 場

横 面 何郡何市町村(大字何々)共用

凡五寸角

第九條 墓地及火葬場ノ樹木ヲ伐採セントスルトキハ市町村長ノ加印ヲ得所轄警察官署ニ願出許可ヲ受クヘシ

第十條 墓地及火葬場ハ清潔ヲ旨トシ掃除修繕ヲ怠ル可ラス

第十一條 墓地及火葬場ハ種族、宗旨ヲ別タス其市町村ニ本籍ヲ育シ若クハ居住シ又ハ其市町村ニ於テ死亡シタルモノハ何人ニテモ埋葬又ハ火葬スルコトヲ得但特別ノ習慣アルモノハ此限ニアラス

第十二條 八種傳染病患者ノ死体及刑死者ノ遺骸ハ墓地ノ一隅ヲ各別ニ區劃シ埋葬スヘシ但傳染病患者ノ死體ニシテ火葬ノ遺骨ハ此限ニアラス

第十三條 傳染病患者、死産兒及相當官吏ノ許可シタル變死體若クハ刑死者ノ遺體ハ死後二十四時間ヲ經過セスト雖モ埋葬又ハ火葬スルコトヲ得

第十四條 窟穴ノ深サハ六尺以上トス但地質ニ依リ六尺以上ニ達シ難キトキ及火葬ノ遺骸ヲ埋瘞スルトキハ此限リニアラス

傳染病患者ノ死體ニ關シテハ別ニ定ムル處ノ規則ニ據ル

第十五條 舊墓地ハ埋葬スルコトヲ得ス但火葬ノ遺骨ハ警察官署ニ届出埋葬スルコトヲ得

第十六條 火葬ハ成ルヘク日出前日没後之ヲ行フヘシ

第十七條 墓地及火葬場ハ管理者ヲ置キ其氏名ヲ市役所町村役場及警察官署ニ届出ツヘシ其異動アリタル時亦同シ

第十八條 死體ヲ埋葬又ハ火葬セントスルトキハ其届書ニ左ノ各號ニ該當スル書面ヲ添付シ所轄市役所又ハ町村役場ニ差出シ埋葬又ハ火葬認許證ヲ受ケ之ヲ墓地又ハ火葬場管理者ニ渡スヘシ

一、病死者ハ主治醫ノ死亡診斷書又診斷ヲ受クルノ暇ナクシテ死亡シタル者アルトキハ醫師ノ死體檢案書

二、妊娠四ヶ月以上ノ死胎ハ醫師又ハ産婆ノ死産證書若ハ死胎檢案書

三、變死者ハ檢視官ノ檢印アル立會醫師ノ死體檢案書若ハ警察官ノ檢視調書ノ寫

四、刑死者及在營中死亡者ニシテ引受人アルモノハ司獄官ノ死刑執行證明書若ハ監獄醫ノ死亡診斷書又ハ死體檢案書ノ寫

第十九條 改葬セントスルトキハ左ノ事項ヲ記シ現葬地管理者ノ加印ヲ得所轄警察官署ニ願出許可ヲ

受ケ之ヲ改葬地ノ管理者ニ渡スヘシ

一、死者ノ住所、族籍、氏名

二、死亡ノ原因又ハ病名

三、埋葬セシ年月日、場所

四、改葬ノ事由及場所

第二十條 火葬ノ遺骨ヲ墓地ニ埋瘞セントスルトキハ死者ノ族籍、氏名、死亡ノ年月日ヲ記シ管理者ニ届出ツヘシ

第二十一條 管理者ハ第十八條第十九條第二十條ノ手續ヲ爲サシテ埋葬、火葬、改葬又ハ埋瘞シタル者アルコトヲ發見シタルトキハ直ニ警察官ニ申告スヘシ

第二十二條 管理者ハ本則第十八條ニ依リ受理シタル埋火葬認許證ニ受理ノ日時ヲ記入シ一年間保存シ警察官吏ノ求メアルトキハ之ヲ提示スヘシ

第二十三條 管理者ハ墓地又ハ火葬場ノ圖面及墓籍ヲ調製シ墓籍ニハ死者ノ族籍、氏名、死亡及埋葬改葬遺骨埋瘞ノ年月日ヲ記入スヘシ

第二十四條 墓標ニ死者ノ誌銘傳贊等ヲ鐫刻シ又ハ別ニ碑表ヲ建設セントスルモノハ左ノ事項ヲ具備

シ所轄警察官署ニ願出許可ヲ受クヘシ但單ニ死者ノ氏名、族籍、官位、勳章、法號、生死年月日建立者ノ氏名ヲ記スルハ此限りニアラス

一、建設ノ場所及墓碑ノ縮圖

二、誌銘傳贊ノ全文

三、墓地外ニシテ他人ノ所有地ニ係ルトキハ其承諾書

第二十五條 墓地及埋葬取締規則第三條及此細則第二條第三條又ハ第三條ノ二ニ違背シタル者ハ五拾錢以上壹圓五拾錢以下ノ科料ニ處ス

第二十六條 墓地及埋葬取締規則第四條第六條第七條及此細則第七條第八條第九條第十二條第十四條第十五條第十七條ニ違背シタル者ハ貳拾錢以上壹圓貳拾五錢以下ノ科料ニ處ス

此ノ細則第十四條第十五條ニ違背シタル者ハ改葬セシムヘシ

第二十七條 此細則第二十條第二十二條第二十三條ニ違背シ又ハ第十八條ノ認許證第十九條ノ許可證ヲ管理者ニ渡ササル者ハ拾錢以上壹圓以下ノ科料ニ處ス

此細則第五條第六條第十條ニ違背シ官署ノ督促ニ從ハサル者亦同シ

墓地及埋葬取締細則取扱手續

(明治二十九年八月
警本訓第九十九號)

沿革 大正二年一月訓示第二號改正

墓地及埋葬取締細則取扱手續

- 第一條** 墓地ノ取壊メ又ハ新設ヲ願出タルトキハ左ノ事項ヲ調査シ意見ヲ具シ進達スヘシ
但舊墓地再興モ亦新設ニ準スルモノトス
- 一、願書ハ細則第二條ニ適當スルヤ否ヤ
 - 二、共同地ノ戸數、人口及現在墓地一戸當ノ坪數
 - 三、出願地ト發掘ニ障害ナキヤ否
- 第二條** 火葬場ノ取壊メ又ハ新設ヲ願出タルトキハ左ノ事項ヲ調査シ意見ヲ具シ進達スヘシ
- 一、願書ハ細則第三條ニ適合スルヤ否
 - 二、死屍運搬上ニ不便ナキヤ否
 - 三、火葬場ヲ使用スル各部落ヨリノ距離

(520)

第三條 墓地及火葬場出願ノ圖面ニハ丈量線ヲ施サシメ且其近傍地ハ官民有ノ區別該地目等都テ色分
ニテ判明ニ挿畫セシムヘシ

第四條 墓地及火葬場ハ可成一町村若クハ一大字共用ノ目的ヲ以テ町村長又ハ其總代人ヨリ出願セシ
ムヘシ

第五條 細則第九條ニ依リ樹木ノ伐採ヲ願出タルトキハ實地ニ臨檢シ墓地ノ風致ヲ損セス其他障害ナ
キモノニ限り許可スヘシ

第六條 細則第十七條ニ依リ管理者ヲ届出タルトキハ管理者名簿(第一號様式)ニ記入スヘシ

第七條 細則第二十二條ノ認許證ハ毎月一回以上管理者ニ就キ左ノ事項ヲ調査スヘシ

- 一、制規ノ時間ヲ經過セサル細則第十三條以外ノ死體ヲ埋火葬セシモノナキヤ否
- 二、變死者ノ死體ヲ相當手續ヲ經スシテ埋火葬セシモノナリヤ否
- 三、法定傳染病患者ノ死體ヲ相當手續ヲ經スシテ土葬セシモノナキヤ否

第八條 細則第二十四條ニ依リ死者ノ誌名傳贊等ヲ鐫刻セシ墓標又ハ碑表ノ建設ヲ願出タルトキハ文
案ヲ精査シ風俗ヲ害スルモノト認メタルトキハ該文案ヲ添へ警部長ノ指揮ヲ受クヘシ

(様式第一號省略)

(521)

圖

事

醫師法

(明治三十九年五月二日)
法律第四十七號

沿革 (明治四十二年法律第四四號 大正三年四月第三八號 八年四月第五七號)
一、二年三月第一號 昭和八年四月第四五號改正

第一條

醫師タラムトスル者ハ左ノ資格ヲ有シ内務大臣ノ免許ヲ受クルコトヲ要ス

一、大學令ニ依ル大學ニ於テ醫學ヲ修メ學士ト稱スルコトヲ得ル者又ハ官立、公立若ハ文部大臣ノ指定シタル私立醫學專門學校醫學科ヲ卒業シタル者

二、醫師試験ニ合格シタル者

三、外國醫學校ヲ卒業シ又ハ外國ニ於テ醫師免許ヲ得タル者ニシテ命令ノ規定ニ該當スル者

醫師試験ハ中學校若ハ修業年限四箇年以上ノ高等女學校ノ卒業者又ハ之ト同等以上ノ學力ヲ有スル者ニシテ醫學專門學校ヲ卒業シ若ハ外國醫學校ニ於テ四箇年以上ノ醫學課程ヲ修了シタル者ニ非サレハ之ヲ受クルコトヲ得ス

第二條

左ニ掲クル者ハ免許ヲ受クルコトヲ得ス

- 一、六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者
- 二、未成年者、禁治產者、準禁治產者、精神病者、聾者、啞者及盲者

第三條 六年未滿ノ懲役若ハ禁錮ニ處セラレタル者又ハ醫事ニ關シ罰金ニ處セラレタル者ニハ免許ヲ與ヘサルコトアルヘシ

第四條 內務省ニ醫藉ヲ備ヘ醫師免許ニ關スル事項ヲ登録ス
登録スヘキ事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第四條ノ二 醫師ニ非サル者(公共團體ヲ除ク)診療所ヲ開設セムトスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ地方長官、東京府ニ在リテハ警視總監)ノ許可ヲ受クヘシ

前項ニ規定スルモノ、外診療所ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第五條 醫師ハ自ら診察セスシテ診斷書、處方箋ヲ交付シ若ハ治療ヲ爲シ又ハ檢案セスシテ檢案書若ハ死産證書ヲ交付スルコトヲ得ス但シ診療中ノ患者死亡シタル場合ニ交付スル死亡診斷書ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第六條 醫師診療ヲ爲シタルトキハ遲滞ナク診療ニ關スル事項ヲ診療録ニ記載スヘシ

前項ノ診療録ニシテ診療所ニ依リ爲シタル診療ニ關スルモノハ其ノ診療所ノ首長ニ於テ其ノ他ノ診療ニ關スルモノハ其ノ醫師ニ於テ之ヲ五年間保存スヘシ

第六條ノ二 地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監)ハ必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ衛生官吏ヲシテ診療録ヲ査閲セシムルコトヲ得

第七條 醫業ニ關シテハ何人ト雖モ醫師ノ學位、稱號及命令ヲ以テ定ムル專門科名ヲ除クノ外技能、療法又ハ經歷ニ關スル廣告ヲ爲スコトヲ得ス

內務大臣ハ前項ニ規定スルモノ、外醫業ニ關スル廣告ヲ制限スル爲必要ナル命令ヲ發スルコトヲ得

第八條 醫師ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ郡市區醫師會ヲ設立スヘシ

郡市區醫師會ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ道府縣醫師會ヲ設立スヘシ

郡市區醫師會及道府縣醫師會ハ法人トス勅令ノ定ムル所ニ依リ醫事衛生ノ改良發達ヲ圖ルヲ以テ自的トス

第九條 郡市區醫師會ハ勅令ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外郡市區ヲ區域トス

公私立ノ診療所ニ於テ醫業ニ従事スル醫師ハ其ノ診療所ノ所在地ヲ區域トスル郡市區醫師會ノ會員トス

前項以外ノ醫師ハ其ノ住所地ヲ區域トスル郡市區醫師會ノ會員ト爲ルコトヲ得

第九條ノ二 道府縣醫師會ハ道府縣ヲ區域トス

道府縣内ニ在ル郡市區醫師會ハ其ノ道府縣ヲ區域トスル道府縣醫師會ノ會員トス

第九條ノ三 郡市區醫師會又ハ道府縣醫師會ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ會員ヨリ徵收スヘキ收入ニ關シテハ民事訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第九條ノ四 前四條ニ規定スルモノ、外郡市區醫師會及道府縣醫師會ノ設立ノ手續、機關ノ組織、經費ノ負擔、監督、會員ノ懲戒其ノ他必要ナル事項ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第九條ノ五 道府縣醫師會ハ日本醫師會ヲ設立スルコトヲ得

日本醫師會ハ内地ヲ區域トス

道府縣醫師會ハ日本醫師會ノ會員トス

第八條第三項及前二條ノ規定ハ日本醫師會ニ付之ヲ準用ス

第十條 醫師第二條各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ免許ヲ取消スヘシ

醫師六年未滿ノ懲役若ハ禁錮ニ處セラレタルトキ又ハ業務ニ關シ罰金ニ處セラレ若ハ不正ノ行爲アリタルトキハ免許ヲ取消シ又ハ期間ヲ定メテ醫業ヲ停止スルコトアルヘシ其事免許前ニ係ル場合亦

同シ

本條ノ取消處分ヲ受ケタル者ト雖モ第二條第二號ノ原因止ミタルトキ又ハ改悛ノ情顯著ナルトキハ再免許ヲ與フルコトアルヘシ

本條ノ處分ハ內務大臣之ヲ行フ但シ第二項及第三項後段ノ場合ニ於テハ中央衛生會ノ審議ヲ經ルコトヲ要ス

第十一條 免許ヲ受ケムシテ醫業ヲ爲シタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ罪ヲ犯シタル者醫師又ハ之ニ類スル名稱ヲ僭稱シタルモノナルトキハ一年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第十一條ノ二 醫業停止中ノ醫師ニシテ醫業ヲ爲シタル者、第五條、第六條、第七條第一項若ハ第十三條第三項但書ノ規定ニ違反シタル者又ハ第六條ノ二ノ規定ニ依ル衛生官吏ノ査閲ヲ拒ミ若ハ妨ゲタル者ハ五百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第十一條ノ三 衛生官吏又ハ其ノ職ニ在リタル者故ナク第六條ノ二ノ規定ニ依ル診療録ノ査閲ニ關シ知得シタル醫師ノ業務上ノ秘密又ハ個人ノ秘密ヲ漏洩シタルトキハ六月以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

職務上前項ノ秘密ヲ知得シタル他ノ公務員又ハ公務員タリシ者故ナク其ノ秘密ヲ漏洩シタルトキ亦前項ニ同シ

附 則

第十二條 本法ハ明治三十九年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十三條 本法施行前ノ醫術開業免狀ハ本法施行ノ後ト雖モ仍其ノ効力ヲ有ス

本法施行前第一條第一項第一號ニ該當セサル官立、府縣立醫學校ヲ卒業シタル者ニハ第一條第一項ノ資格ヲ有セサルモ免許ヲ與フルコトアルヘシ

本法施行前醫術假開業免狀ヲ得タル者ハ本法施行後ト雖モ醫業ヲ爲スコトヲ得但シ免許地域外ニ診療所、治療所又ハ其ノ出張所ヲ設クルコトヲ得ス

前項但書ノ規定ハ往診治療ヲ爲スコトヲ妨ケス

第十四條 本法施行後八箇年間ハ第一條第二項ノ規定ヲ適用セス醫術開業試験規則ニ依リ醫術開業試験ヲ舉行ス

前項ニ依リ醫術開業前期試験ニ合格シタル者ハ大正三年十月三十一日迄ニ届出特ニ定メタル醫術開業後期受験資格名簿ニ登録スルヲ要ス

受験資格名簿ニ登録シタル者ニ限リ大正五年九月迄醫術開業試験ヲ舉行ス
前三項ノ試験ニ合格シタル者ハ第一條第一項ノ資格ヲ有スル者ト看做ス

附 則 (大正八年法律第五十七號)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(大正八年勅令第四百二十八號ヲ以テ同年十月一日ヨリ施行)
本法ノ適用ニ付テハ帝國大學醫科大學醫學科ヲ卒業シタル者ハ大學令ニ依ル大學ニ於テ醫學ヲ收メ學士ト稱スルコトヲ得ル者ト看做ス

本法ノ適用ニ付テハ明治十三年第卅六號布告刑法ノ重罪ノ刑ニ處セラレタル者ハ六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ、同法ノ禁錮ニ處セラレタル者ハ六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ニ處セラレタル者ト看做ス

本法施行ノ際現ニ存スル醫師會ハ本法施行ノ日ヨリ六月内仍從前ノ例ニ依ルコトヲ得

附 則 (昭和八年法律第四五號)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(昭和八年勅令第二百七十二號ヲ以テ昭和八年十一月一日ヨリ施行ス)

醫師法施行規則

(明治三十九年九月三日
內務省令第二十七號)

沿革 (明治四十二年七月內務省令第一七號 大正八年九月第一五號)
(昭和八年一〇月第二八號改正)

第一條 醫師免許ヲ受ケムトスル者ハ醫師法第一條第一項又ハ第十三條第二項規定ノ資格並住所、氏名ヲ記載シタル申請書ニ戶籍謄本又ハ戶籍抄本ヲ添ヘ住所地ノ地方長官ヲ經由シ內務大臣ニ提出ス
ヘシ

內務大臣ハ免許ヲ與フルトキハ醫籍ニ登録シ醫師免許證ヲ下付ス

第二條 醫籍ニ登録スヘキ事項左ノ如シ

- 一、登録番號及登録年月日
- 二、本籍地道府縣名(朝鮮、臺灣又ハ樺太ニ在リテハ其ノ旨)及族稱(外國人ナルトキハ其ノ國籍)、氏

名、生年月日並ニ女子ナルトキハ其ノ旨

三、醫師法第一條第一項又ハ第十三條第二項規定ノ資格及資格ヲ取得シタル年月

四、免許ノ取消、醫業ノ停止其ノ事由、期間及年月日

五、免許證ノ再下付其ノ事由及年月日

六、抹消ノ事由及年月日

第三條 醫師前條第二號ノ登録事項ニ變更ヲ生シタルトキハ其ノ事由ヲ記シ免許證及戶籍謄本又ハ戶籍抄本ヲ添ヘ三十日以内ニ住所地ノ地方長官ヲ經由シ内務大臣ニ醫籍ノ訂正ヲ申請スヘシ

前條第三號ノ登録事項ニ變更ヲ生シタルトキハ其ノ事由ヲ記シ免許證ヲ添ヘ住所地ノ地方長官ヲ經由シ内務大臣ニ醫籍ノ訂正ヲ申請スルコトヲ得

前二項ノ場合ニ於テハ免許證ヲ書替ヘ下付ス

第四條 醫師免許證ヲ毀損シ又ハ亡失シタルトキハ其ノ事由ヲ具シ毀損ノ場合ニ於テハ其ノ免許證ヲ添ヘ三十日以内ニ住所地ノ地方長官ヲ經由シ内務大臣ニ再下付ヲ申請スヘシ

前項ノ規定ニ依リ免許證ノ再下付ヲ申請スル者ハ手数料金五圓ヲ納付スヘシ

第一項ノ規定ニ依リ免許證ノ再下付ヲ申請シタル後亡失シタル免許證ヲ發見シタルトキハ直ニ之ヲ其ノ地ノ地方長官ニ提出スヘシ

第五條 第一條、第三條及第四條ノ申請ヲ爲ス者ハ登録稅又ハ手数料ニ相當スル收入印紙ヲ申請書ニ貼用スヘシ

既ニ納付シタル登録稅又ハ手数料ハ之ヲ還付セス

第六條 醫師醫籍登録ノ抹消ヲ申請セムトスルトキハ住所地ノ地方長官ヲ經由シ免許證ヲ内務大臣ニ返納スヘシ

醫師失踪ノ宣告ヲ受ケ又ハ死亡シタルトキハ戶籍法ニ依ル届出義務者ヨリ三十日以内ニ前項ノ手續ヲ爲スヘシ

第七條 醫師其ノ住所ヲ變更シタルトキハ十日以内ニ地方長官ニ届出ヘシ其ノ移轉ニ依リ管轄地方廳ヲ異ニシタルトキハ後ノ住所地ノ地方長官ニ届出ヘシ

後ノ住所地ノ地方長官前項ノ届出ヲ受ケタルトキハ其ノ旨ヲ前ノ住所地ノ地方長官ニ通知スヘシ

第八條 醫師死體又ハ四箇月以上ノ死産兒ヲ檢案シ異狀アリト認ムルトキハ二十四時間以内ニ所轄警察署ニ届出ヘシ

第九條 醫師ハ法令ノ規定ニ依リ必要アル者ニ正當ノ事由ナクシテ診斷書檢案書又ハ死産證書ノ交付ヲ拒ムコトヲ得ス

開業ノ醫師ハ診察治療ノ需アル場合ニ於テ正當ノ事由ナクシテ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第九條ノ二 醫師ハ患者ヨリ藥劑ノ交付ニ代ヘ處方箋ノ交付ノ需アル場合ニ於テ其ノ診療上支障ナキトキハ之ヲ交付スルコトヲ要ス

第九條ノ三 醫師ハ患者ニ交付スル處方箋ニ患者ノ氏名、年齢、藥名、分量、用法、用量、處方ノ年月日、使用期間及診療所ノ名稱、所在地又ハ醫師ノ住所ヲ記載シ記名捺印又ハ署名スヘシ

第九條ノ四 醫師ハ患者ニ交付スル藥劑ノ容器又ハ被包ニ其ノ用法、用量、交付ノ年月日、患者ノ氏名及診療所ノ名稱、所在地又ハ醫師ノ住所氏名ヲ明記スヘシ

第九條ノ五 醫師法第六條ノ規定ニ依リ診療録ニ記載スヘキ事項左ノ如シ

- 一、患者ノ住所、氏名及年齢
- 二、病名及主要症狀
- 三、療法(處方及處置)

第九條ノ六 醫師法第六條第二項ノ規定ニ依リ診療録ヲ保存スベキ診療所ノ首長トハ醫師ノ開設スル診療所ニ在リテハ開設者、醫師ニ非サル者ノ開設スル診療所ニ在リテハ管理者トス

第九條ノ七 地方長官衛生官吏ヲシテ醫師法第六條ノ二ノ職權ヲ行ハシムルトキハ別記様式ノ證票ヲ携帯セシムヘシ

衛生官吏診療録ヲ査閲セントスルトキハ當該診療所ノ首長又ハ當該醫師ニ前項ノ證票ヲ提示スヘシ

診療録ノ査閲ハ現ニ患者診療中ノ場所ニ於テ又ハ己ムヲ得サル場合ヲ除クノ外日出前日没後ニ於テハ之ヲ爲スコトヲ得ス

第十條 醫師法第七條第一項ノ規定ニ依リ専門科名ヲ定ムルコト左ノ如シ

一、内科、消化器科(又ハ胃腸病科)、呼吸器病科、血行器病科(又ハ循環器病科)、心臟病科)、新陳代謝病科、腎臟病科、神經病科(又ハ腦病科)、腦脊髓病科)、精神病科、傳染病科、外科、口腔外科、内臟外科、整形外科、肛門病科、泌尿生殖器病科(又ハ花柳病科、性病科、泌尿器科)、皮膚科、産婦人科(又ハ産科、婦入科)、小兒科、眼科、耳鼻咽喉科(又ハ耳科、鼻科、咽喉科)、放射線科(又ハ「レントゲン」科、X線科)、物理療法科(又ハ理學療法科)

二、前號以外ノ診療科名ニシテ之ヲ標榜セントスル醫師ニ於テ内務大臣ノ許可ヲ受ケタルモノ

第十條ノ二 醫業ニ關シテ何人ト雖モ左ノ事項ヲ廣告スルコトヲ得ス但シ第一號ノ事項ニ付地方長官

(東京府ニ在リテハ警視總監)ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

- 一、無料診療、經費診療、實費診療其ノ他醫業報酬ノ低廉ナルコトヲ示ス事項
- 二、避妊又ハ墮胎ヲ暗示スル事項
- 三、虚偽誇大ニ涉ル事項

第十一條 地方長官ハ醫師法第十條ノ處分ヲ必要ト認ムルトキハ内務大臣ニ具申スヘシ

前項ノ場合ニ於テハ豫メ道府縣醫師會ノ意見ヲ徵スルコトヲ要ス

第十二條 醫師法第十條ニ依リ免許取消處分ヲ受ケタル者ハ五日以内ニ住所地ノ地方長官ヲ經由シ免許證ヲ内務大臣ニ返納スヘシ

第十三條 醫師法第十條ニ依リ停止處分ヲ受ケタル者ハ五日以内ニ免許證ヲ住所地ノ地方長官ニ提出スヘシ

前項ノ場合ニ於テ地方長官ハ其ノ要旨ヲ免許證ニ裏書シ捺印ノ上領置シ期間滿了ノ後之ヲ還付スヘシ

第十四條 左ニ掲クル場合ニ於テハ本籍地道府縣名(朝鮮、臺灣又ハ樺太ニ在リテハ其ノ旨)及族稱、氏名事由其ノ他必要ト認ムル事項ヲ官報ニ公告ス

- 一、醫籍ニ登録シ又ハ抹消シタルトキ
- 一、免許證再下付ノトキ

醫師法第十條ノ處分ヲ爲シタルトキ

第十四條 第三條第一項、第四條第一項第三項、第六條第二項、第七條第一項、第九條ノ三、第九條ノ四、第十二條又ハ第十三條第一項ノ規定ニ違反シタル者ハ科料ニ處ス

第十六條 第八條第九條又ハ第十條ノ二ノ規定ニ違反シタル者ハ五拾圓以下ノ罰金ニ處ス

附 則

本則ハ明治三十九年法律第四十七號醫師法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス(大正八年十月一日ヨリ施行)

附 則 (昭和八年内務省令第二十八號)
本令ハ昭和八年法律第四十五號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス(昭和八年勅令第二百七十二號ヲ以テ昭和八年十一月一日ヨリ施行ス)

本令施行ノ際現ニ存スル醫業ニ關スル廣告ニ記載シタル診療科名ハ其ノ診療科名カ第十條ニ規定スル專門科名以外ノモノト雖モ本令施行後六月以内ニ限り其ノ廣告ニ關シテハ之ヲ第十條ノ規定ニ依ル專門科名ト看做ス

(別記様式)

.....十 纏.....
表 診療録査閱員之證
官職氏名
.....七 纏.....

裏
道府縣 印

醫師法施行細則

(昭和九年四月十四日)
福島縣令第一七號

第一條 醫師法施行規則(以下單ニ規則ト謂フ)第一條ニ依ル申請書ニハ醫師タル資格ヲ證明スヘキ證書ノ寫及本籍地市町村長ノ身分證明書ヲ添ヘ提出スヘシ

第二條 規則第四條ニ依ル免許證再下付申請書ニハ同條所定ノ事項ヲ具スルノ外左ノ事項ヲ具備スヘシ

一、本籍、住所、氏名及生年月日

二、醫籍登錄年月日及番號

三、醫師法第一條第二項又ハ第十三條第一項ノ規定ニ依ル資格證書ノ寫

第三條 醫師左ノ各號事實アリタルトキハ三十日以内ニ知事ニ届出ツヘシ但シ第二號ノ場合ニ於テハ戶籍法ニ依ル届出義務者ヨリ之ヲ爲スヘシ

一、外國ニ旅行シ又ハ歸國シタルトキ

二、行衛不明トナリ又ハ所在ヲ發見シタルトキ

第四條 規則第七條ニ依ル届書ニハ左ノ事項ヲ具スヘシ但シ縣内ニ於テ其ノ住所ヲ變更シタルトキハ

第三號、第四號ノ事項ヲ省略スルコトヲ得

一、本籍、住所、氏名、生年月日及前住所

二、移轉ノ年月日及就業ノ場所

三、戶籍謄本又ハ戶籍抄本

四、免許證ノ寫

第五條 規則第八條ニ依ル届出ニハ左ノ事項ヲ具スヘシ

一、死者ノ住所、職業、氏名、年齢、死産兒ニ在リテハ父又ハ母ノ住所氏名

二、死體檢案ノ日時及場所

三、死體檢案ノ概要

第六條 規則第十條第二號ニ依リ許可ヲ受ケムトスルトキハ其ノ修業履歷、專門科名ヲ標榜セムトスル事由並ニ之カ技能ヲ證スル書類ヲ添付シ知事ニ提出スヘシ

第七條 規則第十條ノ二ノ但書ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケムトスルトキハ左ノ事項ヲ具シ願出ツヘシ

一、本籍、住所、職業、氏名及生年月日法人ニ在リテハ其ノ名稱、事務所所在地並ニ代表者ノ住所、氏名及生年月日

- 二、廣告セムトスル診療所名及専門科名
- 三、願出ノ事由
- 四、廣告ノ内容、方法及其ノ期間
- 五、醫業報酬規定

第八條 醫師中毒若ハ中毒ノ疑アル患者ヲ診斷シ又ハ其ノ死體ヲ檢案シタルトキハ左ノ事項ヲ具シニ十四時間以内ニ患者又ハ死體所在地所轄ノ警察署ニ届出ツヘシ但シ毒物ノ種類判明セサルモノニ在リテハ其ノ毒物及容器其ノ他參考トナルヘキ物件ヲ添付スヘシ

- 一、患者又ハ死者ノ住所、職業、氏名及年齢
- 二、毒物ノ種別並ニ中毒又ハ死亡ノ日時及場所
- 三、中毒ノ症状

中毒患者轉歸シタルトキハ轉歸ノ種別及其ノ月日時ヲ前項ニ準シ十日以内ニ届出ツヘシ

第九條 醫師法令ニ依リ知事ニ提出スヘキ書類ハ住所地所轄ノ警察署ヲ經由スヘシ

第十條 第三條ニ違反シタル者ハ科料第八條ニ違反シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正十三年六月縣令第三十五號醫師法齒科醫師法施行細則ハ本令施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

醫師法令取扱手續

(昭和九年五月二十四日
福島縣訓令第十一號)

醫師法令取扱手續左ノ通り定ム

醫師法令取扱手續

第一條 醫師法施行規則(以下單ニ規則ト謂フ)第一條ニ依リ申請書ヲ受理シタルトキハ同條及醫師法施行細則(以下單ニ細則ト謂フ)第一條ノ事項ヲ監査スル外左ノ事項ヲ調査シ意見ヲ附シ進達スヘシ

一、醫師法第一條又ハ第十三條ノ資格ハ事實相違ナキヤ資格證書ノ寫ハ本證ト對照シ餘白ニ資格證書對照濟ノ旨及取扱主任者官氏名ヲ朱書シ警察署印及取扱者認印スルコト

二、登録稅法第八條第一號ニ依ル收入印紙ヲ貼付シアリヤ

三、醫師法第二條又ハ第三條ニ該當スル者ニ非ラサルヤ

第二條 規則第三條ニ依リ申請書ヲ受理シタルトキハ同條ノ事項ヲ調査シ本籍地道府縣名、族稱、氏名生年月日、性並ニ醫師法第一條第一項又ハ第十三條第二項規定ノ資格ヲ取消シタル年月ノ異動ヲ各

一件トシ登録税法第八條第二號ニ依ル收入印紙貼付ノ有無ヲ調査シ進達スヘシ

第三條 規則第四條ニ依リ申請書ヲ受理シタルトキハ同條及細則第二條事項ヲ照査シ毀損又ハ亡失ノ事實並ニ手數料貼付ノ有無ヲ調査シ資格證書ノ寫ハ本證ト對照シ第一條第一號ニ準シ處理シ進達スヘシ

規則第四條第三項ニ依リ亡失シタル免許證ヲ提出シタルトキハ事實ヲ具シ進達スヘシ

第四條 規則第六條ニ依リ申請書ヲ受理シタルトキハ事實ヲ調査シ其ノ儘進達スヘシ

第五條 規則第七條ニ依リ届書ヲ受理シタルトキハ細則第四條ノ事項ヲ照査シ免許證ノ寫ハ本證ト對照シ第一條第一號ニ準シ處理シ進達スヘシ

第六條 規則第八條ニ依ル届出ハ細則第五條ノ事項ヲ電話其ノ他簡易敏速ナル方法ニ依リ之ヲ受理シ相當措置ノ上事實ノ要領ヲ警察部長ニ即報スヘシ

第七條 細則第十條第二項ニ依リ申請書ヲ受理シタルトキハ細則第六條ノ事項ヲ照査スルノ外左ノ事項ヲ調査シ意見ヲ附シ進達スヘシ

- 一、醫業ノ主體及其ノ内容
- 二、修業履歴ハ事實相違ナキヤ
- 三、診療科名ヲ標榜スル事山ノ正否

四、標榜セムトスル診療科名ハ醫師法第七條ニ抵觸セサルヤ

第八條 規則第十條ノ二ノ但書ニ依リ申請書ヲ受理シタルトキハ細則第七條ノ事項ヲ照査スルノ外左ノ事項ヲ調査シ意見ヲ附シ進達スヘシ

- 一、醫業ノ主體及其ノ内容
- 二、願出事由ノ正否
- 三、廣告ノ内容、方法及期間ノ正否
- 四、醫業ヲ素リ又ハ營利ヲ目的トスルモノニ非サルヤ

第九條 醫師法第十條ニ該當スル事實アリタルトキハ其ノ都度警察部長ニ報告スヘシ

第十條 規則第十二條又ハ第十三條ニ依リ免許證ノ返納又ハ提出アリタルトキハ事實ヲ具シ進達スヘシ

第十一條 細則第三條ニ依リ届書ヲ受理シタルトキハ事實ヲ調査シ進達スヘシ

第十二條 細則第八條ニ依リ届出アリタルトキハ第二號様式ニ依リ警察部長ニ即報スヘシ但シ毒物ヲ添付届出アリタルトキハ其ノ毒物ヲ添付スヘシ

中毒患者轉歸ノ届出アリタルトキハ事實ヲ調査シ轉歸ノ種別及轉歸月日ヲ前項ニ準シ報告スヘシ

第十三條 醫師ノ診療ヲ受ケサル中毒患者ヲ發見シタルトキハ前條ニ準シ處理スヘシ

第十四條 警察部及警察署ニハ第一號様式ノ醫師名簿ヲ備ヘ異動ノ都度之ヲ整理スヘシ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
 醫師法齒科醫師法施行細則取扱手續ハ本令施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス
 第一號様式(用紙美濃)

登錄年月日	資格取得
登錄番號	及
族稱	其
氏名 (女子ナルトキハ其ノ旨記入)	ノ
生年月日	登錄ノ事 由年
本籍 (外國人ニアリテハ其ノ國籍)	變更 附其日
	項再並月
	事容由年
	錄內事ノ
	登ノ事ノ

住 所	開業年月日
開業地	
犯罪並ニ行政處分ノ要旨	
備考	

備考

- 一、族稱梓ニハ華族又ハ士族ニ非ザルトキハ單ニ道府縣名記入スルコト
- 二、氏名梓ニハ女子ナルトキハ氏名ノ上部ニ女ト記入スルコト
- 三、免許證ノ書換又ハ再下付アリタルトキハ其ノ裏面記載事項ノ要旨ヲ該當梓ニ記入スルコト
- 四、非開業ノモノハ其ノ旨ヲ開業地ノ梓ニ記入スルコト
- 五、齒科専門標榜ノ醫師ハ何年何月何日齒科専門標榜許可ト備考梓ニ記入スルコト
- 六、住所移轉其ノ他ノ事由ニ依リ名簿ヲ削除シタルトキハ別ニ醫師削除名簿ヲ作製ノ上之ニ移ス